

山口県文化財保存活用大綱

令和2年3月

山口県教育委員会

目次

序章 大綱の策定

1 策定の背景と目的	1
2 文化財の意義	2
3 大綱の位置付け	2

第1章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

1 山口県の概要	3
(1)地勢・自然等	3
①地勢	3
②自然	5
(2)人口	12
(3)歴史・文化	13
(4)文化財と観光	27
2 山口県の文化財の概要	29
(1)文化財の保護制度	29
(2)文化財の指定等状況	29
(3)文化財の調査状況	36
3 文化財の保存・活用に関する課題	38
(1)文化財の調査・指定	38
(2)文化財の修理・整備	38
(3)文化財継承の担い手	38
(4)文化財の価値・魅力の理解	39
(5)文化財を生かす能力	39
(6)防犯、防火、防災対策	39
4 目指すべき方向性・将来像	40
5 文化財の保存・活用の方針	41

第2章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

1 文化財の調査・研究、指定等	43
2 文化財の修理・整備への支援	43
3 文化財継承の担い手の確保	43
4 教育・人材育成	44

5 効果的な情報発信	44
6 地域活性化につながる効果的な活用	45

第3章 市町への支援の方針

1 保存・活用に関する取組への支援	47
2 文化財保存活用地域計画の作成への支援	47
3 建築基準法の適用除外等を検討する場合の支援	47

第4章 防災・災害発生時の対応

1 防犯体制づくり	49
2 防火体制づくり	49
3 防災体制づくり	49
(1) 災害に対する備え	49
(2) 災害発生時の対応	50
4 山口県建築士会やヘリテージマネージャーとの連携	50

第5章 文化財の保存・活用の推進体制

1 推進体制	51
(1) 県	51
(2) 山口県文化財保護審議会	52
(3) 文化財保護管理指導員	53
(4) その他民間団体等	53
(5) 市町との連携	53
① 市町向け県開催会議	53
② 県参加の市町等会議	53
2 今後の体制整備の方針	54

資料編

1 県内所在 国・県指定等文化財一覧	56
(1) 国指定等文化財一覧	57
(2) 県指定等文化財一覧	68
2 県内に所在する国・県・市町指定の無形文化財及び無形民俗文化財に係る調査報告書(抄)	78
3 用語解説	102

本文中の*がついた用語は、資料編「用語解説」に解説を記載しています。

序章 大綱の策定

1 策定の背景と目的

文化財^{*}は、その時々^{*}の時代の中で、人々の生活や風土との関わりにおいて生み出され、地域で守り伝えられてきた貴重な財産であるとともに県民の誇りである。これら文化財^{*}が今に伝えられてきたのは、先人たちの不断の努力の賜物であり、これを次世代に引き継いでいくことは県民である私たちの責務である。

しかし、昨今、文化財^{*}を取り巻く環境は年々厳しさを増している。人為的な毀損^{きそん}に加え、近年激しさを増す自然災害による破壊の脅威や、地域やそこに暮らす人々の生活に溶け込んでいる多くの文化財^{*}が、その価値を見出されることなく失われていると言われている。本県においても、昭和60年(1985)以降人口減少が続いており、少子高齢化や過疎化の進行等による社会状況の変化を背景に、文化財^{*}を守り伝えてきたコミュニティ機能の低下や、文化財^{*}継承の担い手不足等の問題が顕在化している。一方で、長年にわたり地域に根付いてきた文化財^{*}を改めて見直し、そこに新たな魅力を見出すことで、まちづくりにつなげていこうとする機運も生まれてきている。

こうした中、行政や専門家のみでなく、地域社会総がかりで文化財^{*}の保存・活用を進めていくことを目指し、平成30年(2018)6月に文化財保護法が改正され、平成31年(2019)4月施行された。この改正により、地域における文化財^{*}の計画的な保存・活用の促進を図るため、都道府県は、当該区域における文化財^{*}の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱を策定できることとされ、また、市区町村は計画的な保存・活用を進めるために「文化財保存活用地域計画^{*}」を、個々の文化財^{*}の所有者は保存・活用の考え方や保存・活用のための必要な事項等を明確にした「文化財保存活用計画^{*}」を策定できることとされた。

本県においては、県の総合計画である「やまぐち維新プラン」において、人を豊かにする環境づくりを推進することとされており、その取組のひとつとして、地域一体で文化財^{*}を保存・活用していくことが挙げられている。また、「山口県教育振興基本計画」においては、文化財^{*}の保存・活用の取組を進めていくことを通じて、ふるさとへの誇りを育成していくこととしている。さらに、人生100年時代^{*}やSociety5.0^{*}など、新たな時代を見据え、明治150年を契機とした人材育成の取組を推進するため、「山口県新たな時代の人づくり推進方針」を策定し、未来の山口県を担う若者が、ふるさと山口の自然、歴史や伝統・文化への理解を深め、ふるさとへの誇りと愛着を高めていくことを目指している。

こうした取組を着実に推進していくためには、文化財^{*}の保存や活用にあたり、県、市町、所有者等が相互に理解を図りながら、地域全体で同じ方針のもとに取り組んでいくことが重要である。また、市町が「文化財保存活用地域計画^{*}」を、所有者が「文化財保存活用計画^{*}」を作成する際に、共通の指針となるものが必要である。

このため、本県における文化財^{*}の保存・活用の理念や方向性を定め、文化財^{*}に関わる全ての者が連携・協力しながら、文化財^{*}の保存・活用に取り組む共通の基盤として大綱を策定するものである。

2 文化財の意義

文化財保護法第3条では、文化財^{*}は「歴史・文化等の正しい理解に欠くことのできないものであり、将来の文化の向上発展の基礎をなすべきもの」としている。

先人たちの長年にわたる暮らしの中で培われ、今日まで脈々と営まれてきた文化活動で生まれた様々な文化財^{*}は、現代社会の私たちにとって心豊かな生活の源となるとともに、神楽などの無形民俗文化財^{*}を例にとるまでもなく地域社会の精神的な支柱ともなっており、新たな文化芸術活動を生み出す規範、いふなれば優れた文化の創造と発展の基礎となるものでもある。

また、無形民俗文化財^{*}など地域で行われる伝統行事・伝統芸能は、様々な年齢層や職業で構成される地域社会集団が共通の目標のもとで継承してきたものであり、子どもたちにとっても、人間関係づくり、地域コミュニティへの帰属意識の醸成につながるほか、人間教育の場ともなっている。

3 大綱の位置付け

本大綱は、文化財保護法第183条の2第1項に定める「県の区域における文化財^{*}の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱」であり、本県における文化財^{*}の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、今後の取組を進めていく上での共通の基盤となるものである。

また、本県の総合計画である「やまぐち維新プラン」や、教育分野の計画である「山口県教育振興基本計画」における文化財^{*}分野に係る個別指針であり、本県における、文化芸術、観光、中山間地域振興等に関する各種計画とも整合を図っている。

なお、大綱の期間は設定しないが、社会状況の変化や関連する諸計画の改定等の状況も踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

第1章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

1 山口県の概要

(1) 地勢・自然等

① 地勢

本州の西端に位置し、北と西を日本海(響灘、玄界灘)、南を瀬戸内海(周防灘、伊予灘、安芸灘)と三方を海に開かれ、県の中央部を中国山地が東西に走るという地勢により、豊かな自然が生じている。

東は広島県及び島根県と接し、瀬戸内海及び関門海峡を介し、九州(福岡県、大分県)及び四国(愛媛県)に面している。関門海峡は、幅が一番狭いところで約650mである。

また、朝鮮半島にも近い。下関-釜山間(217km)の距離は、福岡-釜山間(218km)とほぼ同じである。

面積は約6,110km²で、全国23位。東西の幅は岩国-豊北間が最大で約125km、南北の幅は防府-田万川間が最大で約75kmである。

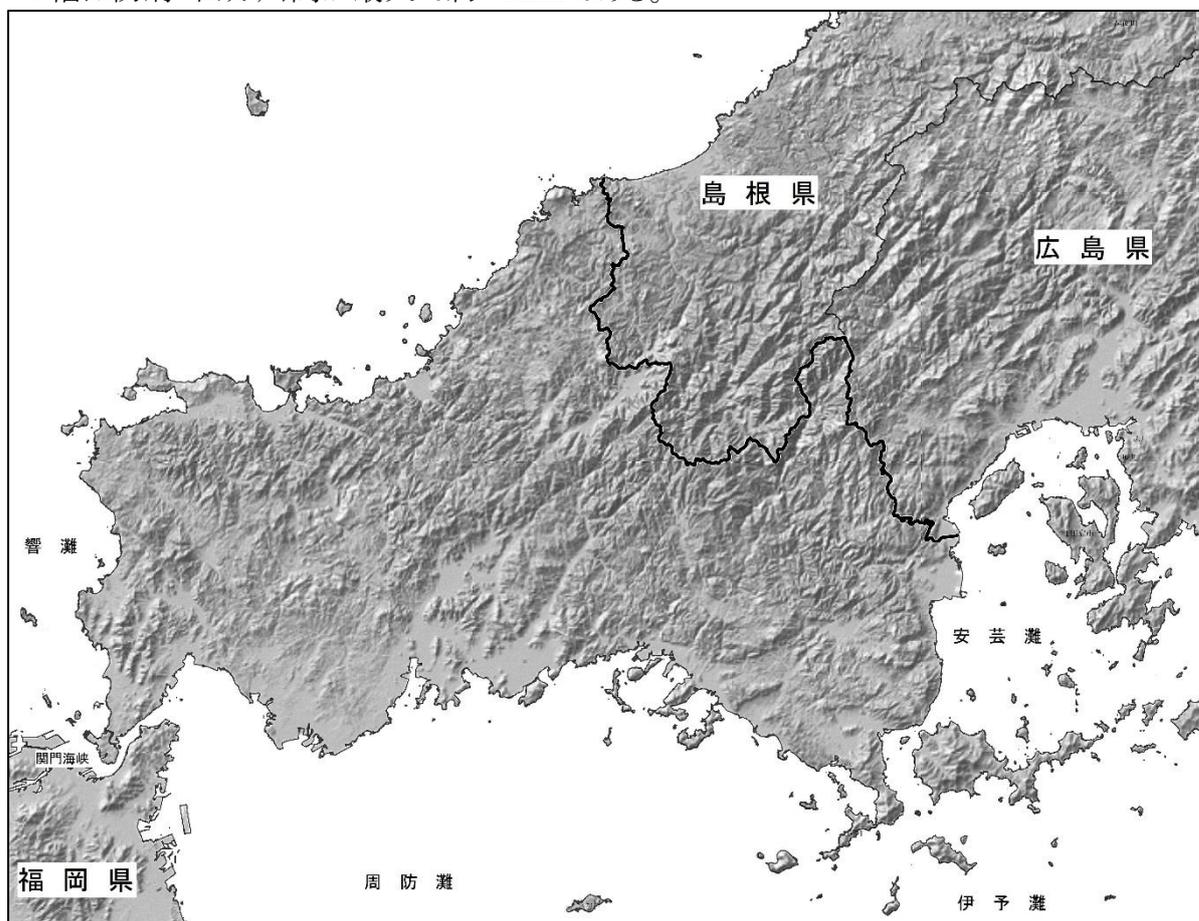


図1 山口県の地形図 (出典: 国土地理院 <https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)

[海]

三方を海に開かれていることも一因し、海岸線の長さは全国6位の約1,500kmに及ぶ。

日本海は、北長門海岸国定公園に代表される荒々しい侵食海岸美という表情を持っており、その代表例として、長門市の国名勝*及び天然記念物*「青海島」が挙げられる。北

側の海岸は、日本海の荒波を受けて削られ、断崖・絶壁・洞門・岩礁などが形成されており、海上アルプスと呼ばれる。

一方、瀬戸内海は、瀬戸内海国立公園の一端を担う穏やかな多島海美という異なった表情を持っている。

瀬戸内海・日本海を含め、県内には約240の島(全国で6,847)があり、このうち21が有人離島(全国で255*)。その数は長崎県、愛媛県、香川県に続く全国第4位である。

* 沖縄・奄美・小笠原を除く

〔山・平野〕

中国山地を分水嶺とし、1級、2級、準用河川を合計すると720河川が流れている。大きな河川は少なく、このため大きな平野が少ない。近世以降の活発な新田開発に伴い、干拓により平野が形成されている。

山地が67%、丘陵地が21%、台地2%、低地が7%、内水域等が3%であり、山地に富んだ県といえる。しかし、最高峰は1,337mの寂地山であり、特に高い山があるとはいえない。島根県・広島県境に1,000mを超える山が集中する他は、あまり高度差の大きくない高原状の中国山地が、県央部から県西部の海岸線近くまで貫き、県東部・島根県境にある寂地山から東高西低となっている状況である。この山地は、老年期の準平原で、起伏面は高度400m～600m、300m～500mの2面があり、遠望したときには近くの山頂の高さがそろって平坦に、遠くの山が壇上に連なって見える。

このような中、河川が開析した小盆地や河岸段丘、河谷、扇状地、平野が点在している。内陸盆地の玖珂・徳佐・菊川などは、沈降もしくは侵食によってできた谷が埋積された盆地である。谷の主軸は西南から北東方向に走っており、それに直行するのは概ね断層によるものである。

(参考文献:中村友博「自然環境2. 気象」『山口県史 資料編 考古1』山口県、H12.3.21)

〔気候〕

中央部を東西に走る中国山地によって気候は3地域、瀬戸内海沿岸地域、内陸山間地域、日本海沿岸地域に区分される。

瀬戸内海沿岸地域気候区(瀬戸内海式気候)は、夏の季節風は四国山地に、冬の季節風は中国山地に遮られるため、年平均降水量が1,683.3mm(宇部1,518.6mm～下

表1 気候区ごとの年間降水量及び年間平均気温(1981年～2010年(30年間)平均値)

日本海岸式気候			内陸山間地域気候			瀬戸内海式気候		
観測点	降水量(mm)	平均気温(℃)	観測点	降水量(mm)	平均気温(℃)	観測点	降水量(mm)	平均気温(℃)
須佐	1,750.8	14.8	羅漢山	2,309.8	-	岩国	1,726.7	14.8
萩	1,658.1	15.6	広瀬	2,211.6	13.7	安下庄	1,693.7	15.7
油谷	1,778.8	15.6	玖珂	1,912.1	14.6	柳井	1,689.5	15.6
平均	1,729.2	15.3	徳佐	1,945.5	12.9	下松	1,832.8	15.2
			山口	1,886.5	15.4	防府	1,637.2	15.6
			秋吉	1,994.7	13.6	宇部	1,518.6	16.1
			豊田	1,921.4	14.0	下関	1,684.3	16.7
			平均	2,025.9	14.0	平均	1,683.3	15.7

松1, 832. 8mm)と雨が少なく、快晴の日が多い。このため、この気候区では、古くから農業用ため池がつくられてきた。ため池の数は、瀬戸内地域の兵庫県、広島県、香川県、大阪府に続き、9, 995カ所で全国第5位となっている(平成26年(2014)3月時点)。県内最大の湖(宇部市、常盤湖^{とぎわこ}、満水面積80. 9ha)も元禄14年(1701)に完成したため池であり、登録記念物^{*}となっている。他県の瀬戸内地域と比べ、中国山地の高さが低く、その影響も減じるため、冬季の降雪日がやや多くなっており、その分日照時間も他県の1, 995時間～2, 126時間と比べて短く、1, 900時間を割り込んでいる。

日本海沿岸地域気候区(日本海岸式気候)は、多雪地帯として知られるが、他県と比べ、冬の大陸からの季節風が日本海を渡る距離が短く、十分な湿気を得ることができないため、大雪になることは少ない。降雪日は平均17. 8日で、年間降水量は1, 729. 2mm(萩1, 658. 1mm～油谷1, 778. 8mm)である。

内陸山間地域気候区は、積雪が多い。積雪は早くて11月終わりから12月の初め頃、終わりが3月中旬である。県東部の内陸山間地域気候区では積雪日が35日を超えるが、降雪日はこれより少ない。年平均降水量は2, 025. 9mm(山口1, 886. 5mm～羅漢山2, 309. 8mm)である。なお、瀬戸内海沿岸地域気候区の周防大島町では、降雪日が2ないし3日である。1日のうちの温度差は、瀬戸内海及び日本海の両沿岸地域ともに7℃以下であるが、内陸山間地域は春秋期に11～12℃となる。

概して、中国山地が高くないので、気候区の差はそれほど顕著ではない。これらは、暖流の対馬海流の影響で、おおむね温暖(年平均気温12. 9～16. 7℃、年平均降水量1, 518～2, 309. 8mm)だといえる。

②自然

〔植生〕

(自然植生)

年間降水量の少ない瀬戸内海沿岸部の一角には、乾燥に適応したと思われるウバメガシ群落、日本海や瀬戸内海沿岸部にはシイノキ群落が優占する。内陸部の多くがアカマツ・コナラ林であったが、スギ植林やヒノキ植林に置き換えられてきている。標高の高い地域にはミズナラ・ブナ群落が僅かにみられる。(南敦「山口県の維管束植物の概要」レッドデータブックやまぐち2019)

古来、荒地を耕し、水田や畑に変え、燃料としての薪や建築資材を得るために山林を伐採し、山を管理するなど、自然の人為的な改変が行われてきた。このため、県内面積の約7割が森林ではあるが、完全な原始林は存在しないと考えられている。しかしながら、信仰等の理由により、人為的な改変を抑制してきた社寺林や無人島に、県本来の植生(潜在植生)に近い状況を示している樹林が見受けられる。

例えば、下関市にある県天然記念物^{*}「長門一の宮住吉神社社叢^{しゃそう}」は、瀬戸内海の暖地性植生(常緑広葉樹林)を示している。また、萩市にある国天然記念物^{*}「指月山^{しづきやま}」や阿武町の離島・姫島にある県天然記念物^{*}「姫島樹林」は、日本海側の暖地性植生(常緑広葉樹林)を示している。関門海峡近くにある国天然記念物^{*}「満珠樹林^{まんじゆ}」「干珠樹林^{かんじゆ}」は、

瀬戸内海にありながら日本海側の植生要素も有している。

内陸部では、周南市鹿野町にある県天然記念物^{か の}*「鹿野町秘密尾の氷見神社社叢」^{ひみつ お}は、海拔500m～1000mまでの照葉樹林帯(シイ林)から落葉広葉樹林帯(ブナ林)まで植生の垂直分布を示しており、貴重である。

(植物の北限や南限)

本州の西端に位置し、南からの暖かい対馬海流が日本海沿岸に沿って流れること、また、分かれた海流が関門海峡から、あるいは日本海流(黒潮)から分かれた海流が豊後水道から瀬戸内沿岸に流れ込んでいることから、本県が分布の北限、または南限になっている植物も数多く自生している。

北限の植物では、「タチバナ」は長門市青海島の県天然記念物^{はまゆう}*「青海島八王子山タチバナ自生北限地」、浜木綿の和名で知られるヒガンバナ科の常緑多年生草本「ハマオモト」は長門市日置上の県天然記念物^{へ き}*「二位の浜ハマオモト群落」が、ニシキギ科の常緑小高木「ヒゼンマユミ」は下関市蓋井島の県天然記念物^{ふたおいじま}*「蓋井島のヒゼンマユミ群落」が、マキ科ナギ属の常緑高木である「ナギ」は山口市小郡の国天然記念物^{おごおり}*「小郡町ナギ自生北限地」が、クワ科の高木「アコウ」は周防大島町大水無瀬島及び小水無瀬島の県天然記念物^{お おみなせじま こ みなせじま}*「水無瀬島のアコウ自生地帯」が挙げられる。

※アヤメ科の多年生草本「エヒメアヤメ」は、世界的な規模の南限として、中国・四国、九州地方の自生地が指定されている。山口県でも下関市豊浦町(国指定天然記念物^{おごおり}*「小串エヒメアヤメ自生南限地帯」)、防府市西浦(国指定天然記念物^{おごおり}*「エヒメアヤメ自生南限地帯」)が挙げられる。

〔動物〕

(ほ乳類)

県土の約7割が森林で覆われ、落葉広葉樹から照葉樹林までの多様な植生があり、森林部を生息地とするほ乳類に安定した生息環境を提供している。遺伝子解析により、本県のニホンザルは南日本タイプ、ニホンジカは西日本タイプに区分され、ヤマネやコウベモグラについても九州と同一のタイプとされるなど、九州に生息する個体群との関係が深く示唆される(田中浩「山口県のほ乳類の概要」レッドデータブックやまぐち2019)。

家畜のウシは、和牛においても、明治以降に外国種との交配が行われている。萩市見島の見島ウシは、鹿児島県トカラ列島の口之島ウシと同様に交配が行われておらず、日本在来牛の形質を伝えており、国天然記念物^{おごおり}*「見島ウシ産地」に指定されている。

家禽のニワトリは、見た目や鳴き声の鑑賞・愛玩用、闘鶏用、食肉改良として、日本で品種改良が進み、日本で作られた品種「日本鶏」が50品種以上に上っている。その内、17品種が国の天然記念物^{たまのおや}*に指定されており、防府市大崎の玉祖神社が発祥の地とされる「黒柏鶏」^{くろかしわ}もその一つである。

タヌキは、日本の至る所でみられる動物であるが、世界的には珍しい原始的なイヌ科の動物で、東アジアの一部(中国南部から朝鮮半島、日本)とロシア東部のアムール川流域にのみ生息する。現在では、ヨーロッパでも見られるが、これは20世紀に入って、上質な毛皮をとる目的で移入されたタヌキが野生化し、広がったものである。

日本でも、大正時代、タヌキの毛皮が防寒具に、毛が毛筆に利用されたため、乱獲が進

み絶滅が危惧された。このため、当時、離島であり、島内に2万頭も生息していた防府市向島^{むこうしま}が生息適地として保護の対象となり、「向島タヌキ生息地」として全国で唯一の天然記念物^{*}指定地となった。第二次世界大戦後には、タヌキの毛皮の需要もなくなり、生息数も回復している。一方、向島では、昭和25年(1950)、架橋により本土と結ばれ野犬が侵入し、タヌキの生息数が減少の一途を辿り、現在では、姿を見ることもまれである。

(鳥類)

海があり、山があるという多様な自然環境は、鳥類の生息に適している。また、本県は、本州の西端に位置し、中国や朝鮮半島とも近いことから、シベリアやカムチャッカから東南アジアへ向かう渡り鳥と、モンゴルや中国から四国、九州へ横断する野鳥たちが立ち寄り、渡り鳥の交差点のような場所となっている。特に、萩市沖合の見島は、本土から約45km離れ、日本海の南に位置することから、渡り鳥の中継地となっている。このため、日本における確認野鳥約550種のうち、319種が確認されている。

また、周南市八代^{やしろ}は、ナベヅルの本州唯一の渡来地となっており、国の特別天然記念物^{*}「八代のツルおよびその渡来地」に指定されている。現在、渡来数は減少傾向にある。ウも、下関市豊北町において、国天然記念物^{*}「壁島ウ渡来地^{かべしま}」に指定されている。

(その他)

は虫類について、「岩国のシロヘビ」は、突然変異により白くなったヘビが300年以上にわたり、地域の人々が保護してきた結果、安定して生息しており、国の天然記念物に指定されている。

両生類について、「オオサンショウウオ」は生きた化石として貴重な動物であることから、国の特別天然記念物^{*}に指定されている。天然記念物^{*}は一般的には生息地域を定めて指定するが、オオサンショウウオについては、中国山地を中心に広く生息していることから、地域を定めていない。美しい鳴き声で知られるカジカガエルは、岩国市美川町で「南桑カ^{なぐわ}ジカガエル生息地」として国の天然記念物^{*}に指定され、保護が図られている。

魚類では、光市室積^{むろづみ}において、「光のクサフグ産卵地」が県の天然記念物^{*}に指定されている。

昆虫について、「山口ゲンジボタル発生地」や「木屋川・普信川ゲンジボタル発生地^{こやがわ おとずれがわ}」は古くから知られたホタルの発生地で、いずれも国の天然記念物^{*}に指定されている。指定により、捕獲や開発などによる絶滅を防ぐ狙いがある。

〔地質〕

本県は、古生代シルル紀から新生代第四紀完新世に至る間の様々な種類の火成岩、堆積岩そして変成岩からなり、それらが複雑に絡み合った地質と地質構造を形成している。このため、面積は全国土のわずか1.6%にすぎないが、地質の種類が豊富であり、多くの優れた地質遺産を有している。このため、県はしばしば「地質の博物館」と称され、明治以降、日本列島の形成とその発達史を解明する上で特筆すべき優れた研究教育の舞台となってきた。

古生代から新生代までの主要地質を年代ごとにまとめると次のようになる。

古生代(5億4, 100万年前～2億5, 200万年前)

県内最古の岩石は、約4億3千万年前、古生代中頃(シルル紀)の、変花崗岩である。下関市豊田町の「台の変花崗岩」や美祢市於福の「平野の正片麻岩」等が該当する。これらは、各々の市の天然記念物※に指定されている。

古生代の終わり頃(ペルム紀)、本県の属する西南日本の基盤は、アジア大陸の縁辺部にあり、海洋プレートがその下に潜り込んでいた。海洋プレートが沈み込む海溝では、大陸からもたらされる礫、砂、泥と海洋プレートに由来する玄武岩や遠海性堆積物(チャート、石灰岩)が複雑に混在し、海溝陸側斜面に順次付け加えられ、付加型の堆積岩や石灰岩となった。

国内最大約54km²の広さを持つカルスト台地・秋吉台や萩市福井上の半田台、山口市阿東蔵目喜の蔵目喜台の石灰岩も、約3億5, 900万年前(石炭紀)から2億5, 200万年(ペルム紀)の間に、南方の海で形成された珊瑚礁が大陸縁に付加し、形成されたものである。珊瑚礁の土台であった海底火山の噴出物・緑色岩も秋吉台に見られる。現在、秋吉台はその中心を流れる厚東川によって東の台と西の台に区分されるが、東の台は国の特別天然記念物※「秋吉台」に指定され、西の台はセメント材料などの採掘が行われている。

中生代前半(三畳紀、ジュラ紀、前期白亜紀の一部、2億5, 200万年前～1億1, 000万年前)

この時代に海洋プレートの沈み込みによって、広域変成岩がつけられた。これは、付加型の堆積岩が、地下深くに押し込まれた際に加わる温度と圧力の上昇によって形成されたものである。この変成岩は、県中部から東部にかけて広く分布しており、周防変成岩と呼ばれ、泥質千枚岩、泥質一砂質片岩などからなる。

遠海性堆積物による付加体は、1億8, 000万年前から1億3, 000万年前(ジュラ紀、一部白亜紀)にもみられ、県東部の岩国市を中心に、チャートによって特徴付けられる玖珂層群(岩国市の弱変成ジュラ紀付加体)として分布している。

一方、県西部では、美祢市大嶺炭田の石炭や下関市豊田町・菊川町の豊浦層群のアンモナイト化石を含む頁岩など陸棚型堆積物が厚く堆積している。赤間硯の原石である「赤色頁岩、赤色・緑色頁岩」は、この時期に形成された巨大な湖(脇野湖)に堆積した火山噴出物から形成された関門層群から産出される。

中生代後半(白亜紀、1億1, 000万年前～6, 600万年前)

この時期、プレートの高速沈み込みによって、地球史上特筆すべき大規模なマグマの活動があった。本県でも大量のマグマが発生し、激しい火山活動やマグマの貫入が起きている。県内ではこの時期の影響が一番大きく、この時期の火山岩類と深成岩類の分布面積は、表2のとおり県土の45%を占めている。

当時の火山活動の様子は、山口市・萩市にまたがる国名勝※「長門峡」や長門市の海上アルプスと呼ばれる、国名勝及び天然記念物「青海島」などで観察することができる。長門峡の溪谷や青海島は、複数の火口列や割れ目から噴出した、大規模な火砕流によって形成された流紋岩質凝灰岩からなる景勝地である。

また、マグマの貫入によって形成された花崗岩類は、柳井一大島地域に分布する領家帯と、領家帯の北側から山陰海岸にかけて広く露出する山陽帯に区分される。建材等に

使用される周南市黒髪島の「黒髪御影」は山陽帯の花崗岩の代表的なもので、国会議事堂1階の外壁に使用されたことで有名である。山陽帯の花崗岩類は、岩国市の弥栄峡やさかきょうや寂地峡じゃくちきょうでも観察でき、どちらも県の名勝※に指定されている。

後期白亜紀のマグマの貫入は、石英閃緑岩や斑れい岩も生み出している。無数の大きな石(巨礫)が重なり積もった岩海(岩郷)である宇部市吉部の国天然記念物※「吉部の大岩郷」や美祢市伊佐町の国天然記念物「万倉の大岩郷」は石英閃緑岩が、下関市豊田町の国名勝※及び天然記念物※「石柱溪せきちゅうけい」は石英斑岩が原材料となって織りなす事例である。なお、両大岩郷の景観は第四紀更新世の寒冷期に形成されたものである。

マグマの貫入は、必然的にその周囲の岩石に、熱による接触変成作用を与える。防府市の県天然記念物※「中浦の緑色片岩」などは、中生代前期に形成されていた広域変成岩が、この時期に接触変成作用を受けてできたものである。

新生代第三紀(6, 600万年前～258万年前)

県西部を中心に堆積岩の地層が見られる。宇部市・山陽小野田市小野田地域に広がる宇部炭田の石炭や、下関市垢田あかた地域の礫岩層等が形成されている。垢田地域の礫岩層は、約3, 500万年前に堆積した地層で、オーソコーツァイト礫を含む。透明感のある淡褐灰色を示し、非常に硬い礫である「オーソコーツァイト礫」は、先カンブリア時代にアジア大陸で形成されたもので、この地層が堆積した当時、日本列島が大陸と陸続きであったことを示している。

3, 000万年前～4, 300万年前には、萩市須佐すさの弥富から萩市田万川の南部、島根県益田市西部にかけて分布する、長径16km、短径8kmに及ぶ田万川カルデラが形成されている。長門市向津具半島の、海水を高く噴き上げる現象を起こす、国天然記念物※及び名勝※「竜宮の潮吹」を構成する安山岩なども、当時の火山活動によるものである。

その後、約1, 500万年前～2, 000万年前に、アジア大陸の東縁部で地下から巨大な熱い物質が上昇して裂け目ができ、日本海が形成された。

また、この頃に形成された深成岩として、萩市須佐の高山こうやまの斑れい岩体がある。標高532. 8mの高山のほとんど全山が、約1, 300万年前にマグマが冷え固まってできた斑れい岩からなっている。山頂部の斑れい岩が異常に強い磁気を帯びているのは磁鉄鉱によるものであり、昔から「磁石石」と呼ばれてよく知られている。

萩市須佐の国名勝※及び天然記念物※「須佐湾」は、砂岩と泥岩(頁岩)が交互に堆積し、灰白色と黒色の縞模様をしているが、地下から入り込んだ高温のマグマ(斑れい岩)の熱によって硬化しており、ホルンフェルスとなっている。特に畳岩は、10m以上の海食崖となっている。

また、当時の砂岩と頁岩の互層の堆積は、長門市向津具半島の市天然記念物※「久原横臥褶曲構造おながしゅうきよく」でも見られる。ここでは、海中地すべりにより横臥褶曲状におし曲げられている。

800万年前、日本海沿岸部を中心に、主に玄武岩からなる山陰火山岩の噴出があった。萩市沖合の約45kmにある見島もこのときに形成された。また、長門市向津具半島の、玄武岩の柱状節理が美しい、国名勝※及び天然記念物※「俵島」も、当時の火山活動によるも

のである。

新生代第四紀(258万年前～現在)

中国地方西部は、新第三紀末から第四紀にかけて隆起しており、流水の侵食により、美しい峡谷が形成されている。また、秋吉台の地形や秋芳洞、景清穴、大正洞、中尾洞などの石灰洞は、第四紀に形成されたものであり、現在も日々侵食が進行している。

現在、県内には活動している火山はみられないが、第四紀に入っても、火山活動は続いている。萩市の笠山は数千年前まで活動していたこともわかっており、活火山に指定されている。第四紀の火山群には、萩市に広がる阿武火山群と、島根県津和野町・山口市阿東町から山口市徳地町の長者原、周南市の金峰山、四熊ヶ岳、獄山へと約50kmにわたって連なる青野火山群がある。阿武火山岩は、玄武岩、角閃石安山岩などからなり、青野火山岩は角閃石安山岩、アダカイト、デイサイトからなる。

約200万年前から約150万年前及び約80万年前から約8,800年前を主体とする阿武火山群の活動は、粘性の小さなマグマにより萩市の中心部の北に浮かぶ、台地状の萩六島と呼ばれる大島、櫃島、肥島、尾島、相島、羽島や、萩市の北東部約400km²の広さに、千石台等の溶岩台地や、笠山などの比高100mほどの丘陵性山地を形成した。これらは一一つが異なった時代に噴火した火山である。

青野火山群は約61万年前から約36万年前及び約19万年前から約9.5万年前を主体として活動している。なお、令和元年には島根県津和野町の青野山が国の天然記念物^{*}及び名勝^{*}に指定されている。

阿武火山群の一角にある萩市上小川では、道路工事による掘削により、玄武岩の柱状節理と水中自破砕溶岩が露頭した。ここはかつて、基盤となる安山岩を侵食して川が流れ、礫層を形成した。その川に、約33万年前に阿武火山群の伊良尾山から噴出した高温の玄武岩溶岩が流入して、水蒸気爆発を起こし、水中自破砕溶岩を形成した。破砕片は川の流路を変え、この地域は乾陸化した。さらに溶岩が噴出し、乾陸上で冷却したため体積収縮によって、柱状節理が生成されたという過程をよく残しており、県では「田万川の柱状節理と水中自破砕溶岩」として天然記念物^{*}に指定している。

また、萩市笠山の麓にある、国天然記念物^{*}「明神池」も、笠山の火山活動を証するものである。笠山と本土の間の海が溶岩などでせき止められてできた、大池(面積8,646m²)、小池(1,553m²)、奥の池(321m²)からなる海跡湖。溶岩の塊のすき間を通して海水が入り出す塩水湖であり、以前は潮の干満の影響を受けて、池の水面が上下していた。

また、熊本県阿蘇山の約9万年前の噴火(Aso-4)では、瀬戸内海を越えて火砕流が押し寄せており、宇部市、山口市小郡、大内、美祢市秋吉に堆積物が見られる。降り積もった火山灰と合わせると層の厚さが2m以上に及ぶところもある。

その他、埋蔵文化財の発掘の際に年代の指標となる火山灰に、始良Tn火山灰がある。これは、2.9万年前の始良カルデラ形成時に噴出した火山灰で、厚いところでは60cmに及んでいる。また、喜界アカホヤ火山灰は、7,300年前の喜界カルデラの形成時に噴出したものであるが、県内では層を成すまでには至っていない。

第四紀は何度か氷河が発達し、本県付近でも気温が下がり、海面が低下した時期が

あったことが知られている。朝鮮半島、中国東北部など寒い地方に多い北方系の植物であるエヒメアヤメは、大陸と海を隔てた本州西部、四国、九州に点々と自生しており、氷河期に日本列島がアジア大陸と陸続きだったことを示す大陸系遺存植物のひとつである。本県では、下関市豊浦町が「小串エヒメアヤメ自生南限地帯」として、防府市西浦が「エヒメアヤメ自生南限地帯」の一つとして、国の天然記念物^{*}に指定されている。

(参考文献: 山口地学会編『山口県の岩石図鑑』第一学習社 H3.5.1)

表2 山口県の地質区分とその分布面積比 (山口地学会編「山口県の岩石図鑑」第一学習社、H3. 5.1)

地質单元	分布面積(%)	地質单元	分布面積(%)
新生代第四紀層	10.0	新生代火山岩	4.4
新生代第三紀堆積岩	2.5	新生代深成岩	0.5
中生代陸棚型堆積岩	9.5	中生代火山岩	23.5
中生代付加型堆積岩	4.7	中生代深成岩	22.7
		中生代低圧型変成岩	3.4
		中生代高圧型変成岩	10.7
古生代付加型堆積岩	6.1	長門構造帯構成岩石	0.5
古生代石灰岩	1.5		

〔災害〕

平地が少なく、地形が複雑に入り組み、急な傾斜地が多い。また、河川の多くは一般に、

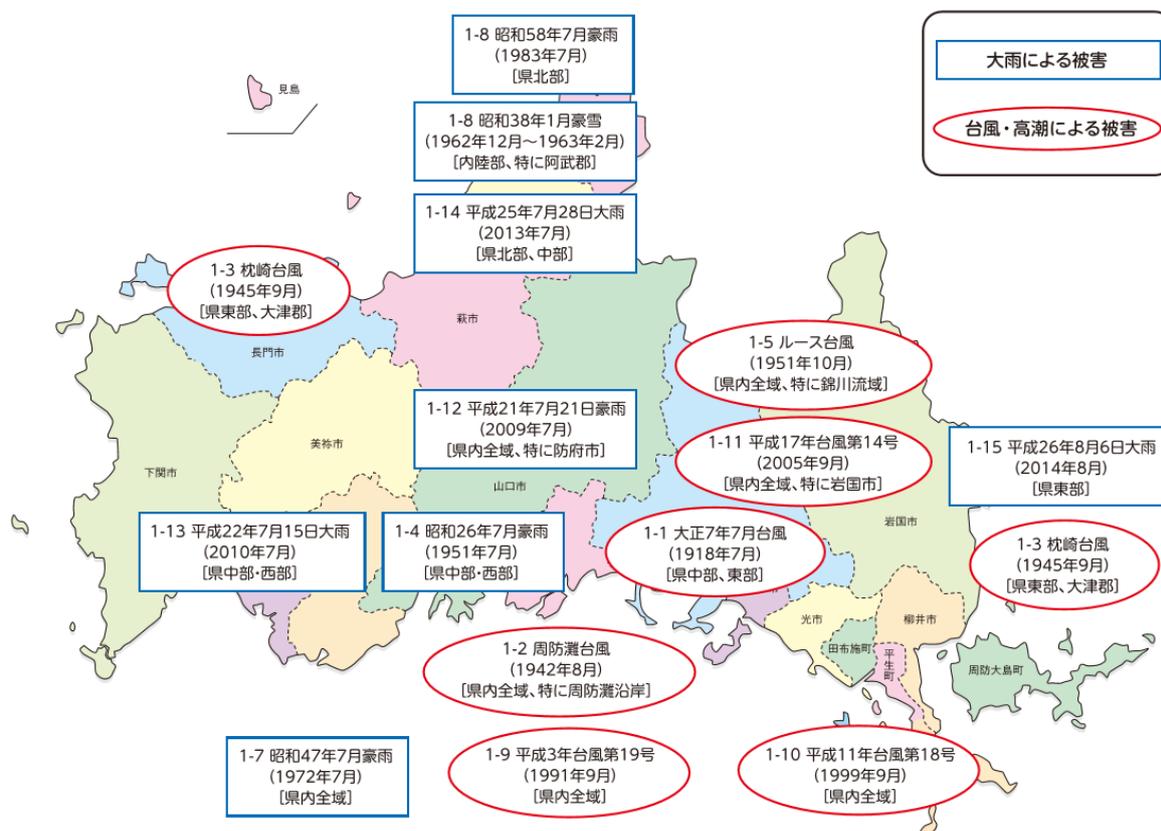


図2 大雨、台風・高潮による被害

(災害教訓事例編集委員会編「災害教訓事例集 ～後世に災害を語り継ぐ～」山口県総務部防災危機管理課 H28.3,p1-1)

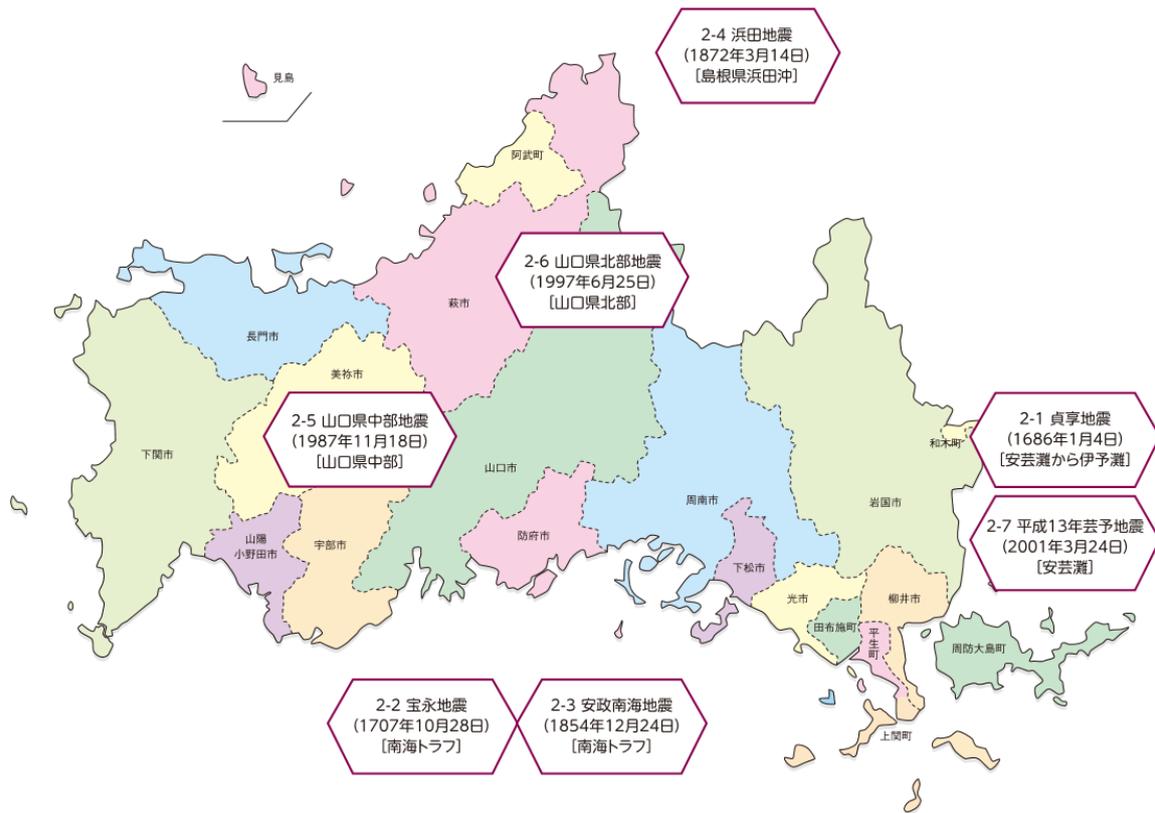


図3 近世以後の地震による被害

(災害教訓事例編集委員会編「災害教訓事例集 ～後世に災害を語り継ぐ～」山口県総務部防災危機管理課H28.3,p2-1)

幅が狭く、流れが急なものが多く、地質的にも風化しやすく侵食に弱い花崗岩地帯も多いことから、梅雨前線の停滞・活発化や台風の接近・上陸等による大雨で、洪水・浸水、土砂崩れ・土石流などによる被害が、過去、数多く発生している。

勢力の強い台風が、九州の西の海上を弱まることなく北上し対馬海峡を通過したときや、長崎県に上陸した後北東に進んだ場合には、台風による強風や大雨により、過去、大きな被害が発生している。また、周防灘沿岸は、対岸距離が長く、入り江、湾形の海岸であるため、猛烈な風により、瀬戸内海や豊後水道から海水が吹き寄せられることから、高潮による災害も発生している。

(参考文献:災害教訓事例編集委員会編「災害教訓事例集 ～後世に災害を語り継ぐ～」山口県総務部防災危機管理課H28. 3, p1-1)

(2)人口

昭和60年(1985)の160万2千人から減少を続け、平成27年(2015)には140万5千人まで減少している。

人口減少、少子高齢化の更なる進行は、産業・経済をはじめ、地域社会や県民生活に深刻な影響を及ぼすことが考えられる。

以前は、人口流出による恒常的な社会減(転入-転出による人口減)を自然増(出生-死亡による人口増)が補っていたが、現在では、社会減に加え、大幅な自然減により、人口減少に歯止めがかからない状況となっている。平成29年(2017)の転出数は、15～29歳が全体

の約9割を占めている。

出生数は、平成29年(2017)の1年間で1万人を割り込んでおり、今後、人口減少率はさらに拡大し、平成27年(2015)から30年間で約37万人(26%)減少すると見込まれている。また、いわゆる団塊の世代が、令和7年(2025)から75歳以上となり、令和12年(2030)には人口に占める75歳以上の割合がピークを迎えると見込まれている。

特に中山間地域の人口減少は著しい。人口の推移をみると、表3のとおり県全体においては、昭和55年(1980)から平成27年(2015)までの35年間で11.5%の減少率であるのに対し、中山間地域では25.8%と、倍以上の減少率である。この人口減少率は、県全体、中山間地域ともに、年を追うごとに次第に増大している。

表3 県人口と中山間地域の人口

区分		S55	H2		H12		H22		H27	S55/H27 人口減少率
県全体	人口(千人)	1,587	1,573		1,528		1,451		1,405	
	人口減少率		S55/H2	0.9%	H2/H12	2.9%	H12/H22	5.0%		11.5%
中山間地域	人口(千人)	472	442		409		366		350	
	中山間地域/県全体 割合	29.7%	28.1%		26.8%		25.2%		24.9%	
	人口減少率		S55/H2	6.4%	H2/H12	7.5%	H12/H22	10.5%		25.8%

(3) 歴史・文化

山口県は、飛鳥時代に国郡里制により、地域の東部に周防国が、西部に長門国が設けられており、これら2つの国を合わせ、防長両国と呼んでいる。防長両国を通じ、あまり高い山がなく、比較的容易に人の交流、交易を行うことができたことに加え、中世以降、大内氏、毛利氏と支配が一元的に行われたことから、現代に至るまで文化的な一体性が広く見受けられている。

毛利氏の一円支配では、防長両国で12ある郡をさらに細分し、代官が直轄する「^{さいばん}宰判」という行政区画を設け、それぞれの地域の特色に応じた細かな民政が浸透していた。また、全国に類例を見ない6度にわたる検地が行われ、土地の把握による年貢の徴収に結び付けるとともに、借銀返済方、^{ぶいくがた}札座、撫育方などの特別会計を設けるなど財政制度を整えた。これらは、藩を挙げた行政「記録」として、中世文書に加えて、膨大に残されている。この藩経済の基礎となったのは、米・塩・紙の「^{さんぱく}防長三白」、あるいは蠟を加え「防長四白」といわれる特産物であり、瀬戸内海沿岸の干拓等による耕地面積の大幅拡大、乾田化による裏作の進展が、生産力の伸長、収穫量の増加をもたらし、藩による街道や港の整備が、生産物の流通を支えた。

また、三方を海に開かれ、朝鮮半島に近いことから、弥生時代の渡来人や先進文化の導入、室町時代の大内氏の勘合貿易・日朝貿易、明治時代以降の国際貿易など大陸との交流や、^{はくすきのえ}白村江の戦い、元寇等による対外関係の緊張化を示す文化財*が数多く残っている。

〔旧石器時代〕

旧石器時代後期の遺跡は、県内では宇部市を中心とした瀬戸内海沿岸に確認されている

が、史跡^{*}に指定されているものはない。当時は氷期に当たり、大陸と陸続きであり、人々は小集団で移動しながら狩猟採集生活をしていた。県内の状況は、遺跡数が少ないため詳細が明らかでないが、遺跡から出土した石器を見る限り、西北九州や瀬戸内のものが混在した、中間地帯としての特徴があり、当時の人々の行動範囲が広域であったことがうかがえる。

〔縄文時代〕

氷期が終わり、気候が温暖化することで、東日本で遺跡数が増加する。一方、西日本ではこの時代に特徴的な貝塚が少ない傾向や、後期から晩期になって遺跡数が増加する傾向があり、本県でも同様の傾向がみられる。

県内の遺跡は、瀬戸内海沿岸を中心に、内陸河川の周辺部へと分布する。県東部沿岸の遺跡は、沈降により、海岸もしくは海面下に広がる傾向がある。これら沿岸の遺跡には、季節によって居住地を移動するキャンプサイトとみられるものがある。また、他地域の土器や黒曜石などの石器の出土から、海を介した広範囲な交易があったことを知ることができる。

平生町^{ひらおちょう}の県史跡^{*}「岩田遺跡」は、後期から晩期を主体とする県東部の拠点集落で、出土遺物や木の実の貯蔵穴群から、各地と交易しながら狩猟、漁労、採集生活をしていたことがうかがえる。また、土掘具としての扁平打製石斧^{へんぺい}や穂摘み具^{せきふ}とみられる磨製石鎌が出土したことから、縄文晩期農耕論の根拠となった遺跡である。

〔弥生時代〕

本県では響灘沿岸部に、前期から中期にかけての埋葬遺跡が多く所在する。これらの墓に埋葬された人々の形質が、縄文時代人の形質と大きく異なることから、人類学者^{かなせきたけお}金関丈夫による「弥生時代人は渡来人と縄文時代人との混血である」との説の根拠となった。下関市豊北町の国史跡^{*}「土井ヶ浜遺跡」は、その代表的な遺跡で、300体以上の人骨が出土し、弥生時代人の形質や、当時の墓制や埋葬習俗を知ることができる。また、下関市の国史跡^{*}「綾羅木郷遺跡」は、環濠に囲まれた1,000基近くの貯蔵穴が確認されており、西日本有数の大規模な集落跡で、土器、石器、鉄器など出土品も多彩である。その近くにある国史跡^{*}「梶栗浜遺跡」では多紐細文鏡^{たちゅうさいもんきょう}や銅剣が、長門市の王屋敷遺跡では重要文化財^{ゆうへい}「有柄形銅剣」をはじめとした大陸系の文物が出土しており、この地域に北部九州とともに大陸からの先進文化が導入されていたことが分かる。

また、前期末から古墳時代初頭にかけて、周りに大きな溝を巡らした環濠集落や、小高い山の上に営まれた高地性集落があり、当時の社会的緊張状態を反映した防衛的な性格が強い集落があったことがみてとれる。

出土遺物からは、九州、四国など他地域と交流しながら形成された、この地域の独自の弥生文化を知ることができる。県有形文化財^{*}「綾羅木郷台地遺跡出土の人面土製品」や田布施町^{みょうじ}明地遺跡出土「分銅形土製品」は、弥生時代人の顔を表現した数少ないもので、当時の祭祀に関わる遺物として貴重な資料である。また、山口市徳佐盆地から出土した県有形文化財^{*}「宮ヶ久保遺跡出土木製品」は、農具、工具、日用什器、狩猟具、武器形祭器などまとまった木製品であり、発見当時(昭和51年(1976))、質量ともに全国有数の資料であった。

〔古墳時代〕

3世紀半ば頃から、日本列島の各地に、前方後円墳をはじめとする大型の古墳が出現する。これらの古墳では、ヤマト政権による統制によって、首長権の継承儀礼が行われたとみられ、県内でも各地で古墳が造られ、弥生時代以降の経済基盤の発達による在地首長の出現がうかがわれる。

周防部では、田布施町の県史跡※「国森古墳」は前期の長さ約30mの方墳で、県内最古級の古墳である。柳井市の国史跡※「茶臼山古墳」は、前期末頃の全長90mの前方後円墳で、葺石、円筒埴輪列をもち、石室から鏡5面の外、鉄剣、鉄鏃なども出土している。このうち変形神獸鏡の面径は44.8cmで、国内最大の古墳出土鏡である。平生町の県史跡※「白鳥古墳 付陪塚及び周濠」は、中期の全長120mの県内最大の前方後円墳で、銅鏡2面、巴型銅器5個、管玉等が出土している。

長門部では、三角縁神獸鏡が出土した山陽小野田市の県史跡※「長光寺山古墳」は前期の全長約58mの前方後円墳、下関市の国史跡※「仁馬山古墳」は中期の全長約74mの前方後円墳で、長門部で最大である。これらが代表的な古墳である。

後期になると、横穴式石室の導入により、規模が小さな円墳が主体となるとともに、追葬が可能な家族墓として、群集墳として営まれるようになり、県内全域で数多くの古墳が築かれている。一方、田布施町の県史跡※「後井古墳」や防府市の国史跡※「大日古墳」などは、大型の横穴式石室があり、地域の首長墓とみることができる。古墳出土品では、萩市の後期の円墳から県有形文化財※「円光寺古墳出土品」の環頭大刀柄頭3点がある。径約6cmの環の中に鳳凰を配し、銅に金メッキをした豪華なものである。山口市の県有形文化財※「赤妻古墳出土の舟形石棺」は、中期の刳抜式の舟形石棺で、蓋の側面に4カ所、身の前後両端に各1カ所の縄掛突起を持つ。長門市の塚塚横穴墓群の銅製の壺 鏡 や頭椎大刀柄頭は、県内唯一の出土例である。「大日古墳」の刳抜式家形石棺は、県内唯一の家形石棺で、棺は身と蓋からなり、蓋の左右両側に各2、前後に各1の縄掛突起がある。これは兵庫県産凝灰岩(竜山石)によるものであり、畿内との結びつきの強さが指摘されている。

弥生時代後期から古墳時代後期にわたり連綿と営まれた墳墓群である山口市の国史跡※「朝田墳墓群」は、各種の墳墓があり、墓制の変遷過程を理解する上で重要な遺跡である。

この時代の生業には、中国大陸や朝鮮半島の先進的な技術の影響を受けたものがある。須恵器生産がそれであり、後期に宇部、小野田、防府などで始まり、古代には山口市陶や防府市末田などで大規模な生産が行われるなど、県内に窯跡が数多く残っている。山口市の国史跡※「陶 陶窯跡」は、天井部をはじめ、窯の完全に近い状態で、美祢市美東町の「末原窯跡群」や長門市の「日置峠山の須恵器窯跡」は県史跡※となっている。また、山口湾岸には製塩遺跡が分布しており、土器製塩が行われたことが確認されている。

〔飛鳥時代、奈良時代〕

大化2年(646)に、いわゆる大化改新の詔が発せられ、日本は天皇を中心とする中央集権の政治体制が確立した。国造を廃し、新たに国が、その下には郡が、郡の下には里が設けられた。県域の東部に周防国が、西部に長門国が設けられた。

国の行政を司った官衙(国衙)の所在地を国府という。周防国の国府は現在の防府市にあり、周防国衙は中世以降「土居八町」と呼ばれていた。都を小規模に模し、中央を南北に走る朱雀通りと、条里に沿って1町毎に縦横に街路があった。周防国は鎌倉時代初期、東大寺の造営料国に当てられ、土居八町の国府域は、明治維新に至るまで公領の性格を留めたため、今も国府の原形がよく残っている。このため、「周防国衙跡」は国衙跡として全国初の国史跡※となった。

周防国衙の西北方900mに、周防国分寺がある。奈良時代に聖武天皇の発願によって建てられた国分寺の一つで、境内がほぼ奈良時代当時の規模を留めており、全国的にも珍しい。「周防国分寺旧境内」として国の史跡※に指定されている。

飛鳥時代末頃から、日本でも唐の制度に準じ、貨幣を造るようになり、この造幣の役所を「鑄銭司」といった。最初は都に近い地にあったが、後には長門国・周防国に鑄銭司が置かれた。鑄銭司は役所であり、また工場であった。奈良時代の通貨である「和同開珎」が長門国府(下関市長府)近くの長門鑄銭所から出土し、「長門鑄銭所跡」は国史跡※、出土品「長門国鑄銭遺物」は重要文化財となっている。

長門の鑄銭司は、天長2年(825)に周防国、現在の山口市鑄銭司に移り、以後、国内唯一の鑄銭司として150年余り存続した。その地は、国史跡※「周防鑄銭司跡」となっている。

美祢市の国史跡※「長登銅山跡」は、8世紀から10世紀にわたり栄えた長門国直轄の採銅・精錬官衙跡で、古代の銅生産の実態が解明できる貴重な遺跡である。ここで精錬された銅は、奈良・東大寺の大仏や、長門鑄銭司や周防鑄銭司での通貨の製造などに使われた。

飛鳥時代に大陸から仏教が伝来するが、それと共に仏像ももたらされたと考えられる。県内にこの時代の伝来仏はないが、日天寺の「金銅如意輪観音菩薩半跏像」は大陸風な手法であり、7世紀後半に国内で制作されたものといわれる。山口市神福寺の「木造十一面観音立像」は、時代が少し下り、唐で制作されたものと見られ、奈良時代か平安時代に請来されたものと考えられる。

萩市の国史跡※「見島ジーコンゴ古墳群」は7世紀後半から10世紀初頭にかけて築造された約200基の積石塚からなる群集墳で、古代の墓制や対外関係を示している。本土から46.3km離れた日本海に浮かぶ孤島という地理的位置や、帯金具、多数の武器類の副葬品などから、埋葬された人々は官人を頂点とする武装集団であったと考えられる。白村江の戦いのあった7世紀後半以降、対外関係の緊張による辺境警備が強化され、西海道の諸国に防人が配置された。見島に防人が配置されたという文献資料はないが、この遺跡から軍事的機能を備えた集団が駐留した可能性をうかがうことができる。

光市の国史跡※「石城山神籠石」は、北部九州から瀬戸内沿岸一帯に多くの例がある神籠石系山城で、白村江の戦いによる対外関係の緊張化を反映して、古代山陽道の重要な拠点を防御するための古代山城跡であるとみられている。

〔平安時代〕

前期には、最澄・空海らが新しい宗教活動を行い、当時の精神史・文化史上に新たな風を起こした。防長にも、この時代の創建という寺伝を持つ寺院がいくつかあり、新しい仏教の

波及が感じられる。また、神社においては、延喜式の制度で15座が防長の官社として神名帳に見られ、「六国史」にはこれらの神社に位階が授けられた記事もあるが、平安時代の建物で直接、今に残っているものはない。

初期の彫刻は、木彫の量感を誇示し、奈良時代の仏像とは造型感覚を異にする。山口市正護寺の「木造薬師如来坐像」はこの時代のもので、量感のある端正な姿は、中央作と思われる。周防鑄銭司の役人が、畿内からもたらしたものと考えられる。下関市の国分寺蔵「木造不動明王立像」も初期の頃のもので、県内で最も古い明王像である。防府市の周防国分寺金堂の「木造四天王立像」も、全国的に見ても四天王の古い遺品といえる。同じく国分寺金堂の「木造日光菩薩立像」・「木造月光菩薩立像」も平安時代の早い頃の作である。

後期になると、それまであらゆる面で見られた唐文化に代って、藤原氏の繁栄とともに和風文化の最盛期となる。それは建築・絵画・彫刻・工芸品など全ての面にわたって、平明、優美、調和を特徴とする。仏像は仏師定朝やその一派によって造られ、尊容満月のごとく、慈悲あふれるような女性的な優しい姿となった。

いわゆる藤原時代の仏像は数多く残る。周防大島町の西長寺、下関市豊浦町の安養寺、山口市の玄答院にはそれぞれ阿弥陀如来の丈六像があり、この時代を代表する仏像である。周防国分寺の半丈六の「木造阿弥陀如来坐像」は、定朝様式の完好の作である。防府天満宮の「木造大日如来坐像」、山口市龍蔵寺の「木造大日如来坐像」、下関市専念寺の「木造薬師如来立像」、萩市南明寺の「木造聖観音立像」「木造千手観音立像」など重要文化財となっている仏像の他、県有形文化財^{*}になっている仏像は十数体に及ぶ。そのうち山口市大林寺の「木造十一面観音菩薩立像」は、治承2年(1178)に仏師僧禅忍十輪坊が造ったとの像内銘があり、造像の経緯が明らかな貴重な仏像である。

周南市楞嚴寺の「金造菩薩形坐像」は、高さ4cmの小像で、鑄上りは充分でないが、純金の像として全国に例の少ない平安仏として特異な存在である。

仏像以外の宗教美術として、工芸では防府天満宮蔵の「金銅宝塔」がある。塔身に長文の刻銘があり、承応2年(1172)、周防国衛の目代藤原秀助が、松崎神社の御前に安置したものとわかる。高さ40cmの小塔であるが、姿態や、製作の年代が明らかなことで注目される。

平安時代後期の書跡として、防府市の毛利報公会蔵の「紙本墨書古今和歌集巻第八」1巻と「史記呂后本紀第九」1巻は1000年近く伝来してきたもので、共に国宝に指定されている。古今和歌集は、文字が美しく紀貫之筆という伝承がある11世紀半ばの写本で、写本としては最古のものである。史記呂后本紀は、中国における正史の初めをなす史記古鈔本で、延久5年(1072)に大江家国が書き写したものである。

山口市秋穂遍明院の、県有形文化財^{*}「紺紙金泥法華経」8巻は平安時代後期の遺品である。卷子装で、各巻とも表紙は紺紙に金銀泥で宝相華唐草文、見返しには紺紙に金銀泥で、釈迦説法図など、経意にちなんだ仏、菩薩などが画かれている。

〔鎌倉時代〕

鎌倉初期の県内の文化財^{*}には、俊乗房重源の東大寺の再建に関わるものが多い。源平の戦乱によって焼失した東大寺は、平家滅亡後に再興することとなり、周防国がその造営

料国に充てられた。重源は東大寺再建の大勸進として、周防国の国務の管理を下知され、文治2年(1186)周防国に下向した。重源は、東大寺再建の任務だけでなく、周防国全ての国務が一任されたので、国司上人と呼ばれた。東大寺再建の巨木は、佐波川の上流の山林を中心に集められ、水流を利用して瀬戸内海へ、そして奈良に運搬された。機械力の無い時代、巨木の伐採、運搬は難事であったが、重源の信仰心と熱意により、東大寺の金堂や南大門などの大伽藍のほとんどが周防国の材木によって完成した。

佐波川の水流通を確保するため、118カ所をせき止め、関水といわれる狭長な水路を特設し、材木を流す流材道とした。この関水は2カ所残り、国史跡^{*}となっている。山で働く人夫の疲れを癒すために重源が各地に造った石風呂も残り、うち「野谷石風呂」が国史跡^{*}、「岸見の石風呂」が重要有形民俗文化財^{*}となっている。

重源は、周防国の社寺の創建、再興、仏像の造立も多く行っている。山口市徳地の「月輪寺薬師堂」は、文治5年(1189)に重源上人が再興した建物と伝えられる。鎌倉時代の質実剛健な手法を見せる県内最古の建造物である。その他、防府の阿弥陀寺をはじめ、防府市、山口市徳地に重源創建、再興の寺伝をもつ寺院がいくつかあるが、当時の建物は現存しない。仏像では、防府市阿弥陀寺に重要文化財「木造重源坐像」が、同じく阿弥陀寺山門には重要文化財「木造金剛力士立像」2軀があり、鎌倉彫刻の力強さを見せている。重源遺品には建久8年(1197)の銘のある国宝「鉄宝塔(水晶五輪塔共)」もある。鎌倉時代の仏教工芸品として他に例がない。関係文書では、重要文化財「紙本墨書阿弥陀寺田畠注文並免除状」「紙本墨書東大寺領周防国宮野庄田畠等立券文」「周防国一宮造替神殿宝物等目録」などがある。

重源関係以外の仏寺では、元応2年(1320)に建立された下関市の「功山寺仏殿」がある。これは、鎌倉時代に禅宗と共に中国から伝えられた新しい建築様式「禅宗様」の仏殿で、禅宗様建築としては日本最古の遺構といわれ、国宝になっている。

仏像は、長門市油谷二尊院に重要文化財「木造釈迦如来立像・木造阿弥陀如来立像」がある。この釈迦如来は、いわゆる清凉寺式釈迦像といわれる特異な形式で、文永5年(1266)の像内銘がある。他に、萩市大照院の重要文化財「木造赤童子立像」がある。赤童子は天孫降臨の時の使者である春日大明神であるといわれている。木造では全国的にみて他に例がなく珍しい。

県有形文化財^{*}となっているものは、柳井市浄光寺の「木造薬師如来坐像」、防府市国分寺の「木造阿弥陀如来立像」、山口市龍蔵寺の「木造千手観音菩薩坐像」、宇部市瑞松庵の「木造十一面観音菩薩立像」、平生町神護寺の「木造地藏菩薩坐像」などがあり、他にも多くの如来、菩薩の秀作がある。鎌倉彫刻の特色ともいえるべき、活動的、写実的な技法を反映する仏像として明王、天部の像も当時のものがいくつも残っていて県有形文化財^{*}となっている。また、金銅製の一光三尊立像、いわゆる善光寺式如来といわれる形式の仏像が全国的に造られ、長門市極楽寺その他にそれが伝わる。極楽寺のものは県有形文化財^{*}である。

肖像彫刻として、山口市源久寺に「木造平子重経(沙弥西仁)坐像」がある。重経は源頼朝に仕え、地頭として仁保に下向した武士で源久寺の開基である。等身大の像で、法体な

から武人の気迫を漂わせる、県内では他にない鎌倉時代の肖像彫刻である。

工芸品では、鰐口、銅鐘がある。県立山口博物館寄託の弘長元年(1261)の銘がある「鰐口」は、表面が鍍金されていて美しい。小型であるが全国的に見て古い年号を持つ作品である。防府天満宮蔵の文応2年(1261)銘の「梵鐘」は、もと福岡の天福寺の鐘であるが、銘は陽鑄、形姿は堂々とした秀作である。

絵画では、防府天満宮の重要文化財「紙本著色松崎天神縁起」6巻がある。菅原道真一代の垂験を現わし、松崎天神社開創の由来が述べられている。奥書に応長元年(1311)とある。色彩は美しく鎌倉時代絵巻形式が整った頃のものである。

仏画では、下関市国分寺の重要文化財「絹本著色十二天曼荼羅図」があり、この種の曼荼羅では国内唯一のものである。下関市豊田町神上寺には重要文化財「絹本著色仁王経曼荼羅図」(県立山口博物館寄託)、県有形文化財*「絹本極彩色智界曼荼羅・理界曼荼羅」(下関市立歴史博物館寄託)2幅の優品がある。岩国市徴古館蔵の県有形文化財*「絹本着色仏国国師像」は14世紀初めの頃のもので、県内最古の頂相である。

石造文化財では、山口市源久寺の「宝篋印塔」は鎌倉中期頃の作である。防府市護国寺の「笠塔婆」は、貞永元年(1232)の銘文があり、笠塔婆として全国的にも珍しい。五輪塔では、長門市油谷二尊院のものが、無銘であるが、鎌倉様式の五輪塔である。萩市長寿寺の十三重塔は、県内の石造層塔のうち、嘉元4年(1306)の刻銘があり最古、最美のものである。石塔婆としては、周防大島町浄西寺に石塔婆2基があり、そのうちの1基に建仁2年(1201)の銘がある。長門市永福寺の石塔婆には寛喜元年(1229)の銘があり、浄西寺の石塔婆と共に県有形文化財*となっている。

〔室町時代〕

当初は厚東氏が長門守護に任じられていたが、延文3年(1358)に周防守護であった大内弘世が長門に兵を進めてこれを降した。以後大内氏は、周防国山口に居館を構え、ここを本拠として中国地方と九州に約200年間権力を振るう。大内氏の繁栄に伴い、大内氏とその一族は山口を中心に多くの社寺を建立した。

神社建築として、応安3年(1370)に大内弘世が造営した、下関市の国宝「住吉神社本殿」が挙げられる。九間社流造りの横長の屋根に5つの千鳥破風を付けた形式で、他に例がない特異な本殿である。山口市の「平清水八幡宮本殿」は形式の古い藁股があり、室町時代初期頃の建築である。山口市の「今八幡宮本殿・拝殿・楼門」はその全ての建物が連結されており、山口地方で独特な形式である。これは、17世紀頃から多くなる権現造りの先駆的な形式と考えられている。山口市「古熊神社本殿・拝殿」も、今八幡宮と同形式であるが、本殿が入母屋造りとなっている。光市「石城神社本殿」は室町時代中期の建物で、春日造り形式の本殿としては全国的に見ても大きなものである。これらは、いずれも重要文化財である。神社建築の再建は一般に、これまでの形式をそのまま踏襲するが、大内氏が関わった神社は全て規模が大きくなり、また、これまでの形式にこだわっていない。

寺院建築では、山口市の国宝「瑠璃光寺五重塔」がある。この塔はこの地にあった香積寺の塔として、嘉吉2年(1442)に建立された。室町時代の優れた建築の一つであるとともに、

大内氏隆盛時の文化を示すものとしても意義深い。山口市の「洞春寺^{とうしゅんじ}観音堂」は、もと滝の観音寺の仏殿として創建されたもので、禅宗様建築の特異な建物である。「洞春寺山門」は、この地に早くあった^{こくしやうじ}国清寺の遺構とみられる。観音堂と共に重要文化財である。

山口市の重要文化財「龍福寺本堂」は、大内にあった興隆寺の釈迦堂を移築したものである。興隆寺は大内氏の氏寺で、防長第一の大寺であったが、明治になり衰退し、釈迦堂も移築された。この建物は永永元年(1521)の建立で、内部の太い檜の丸柱や、大きな梁、板墓股などよく室町時代の寺院建築の特色をみせている。下松市の重要文化財「^{あかいぼう}関伽井坊塔婆(多宝塔)」は多宝塔と呼ばれる形式の塔で、室町時代末期の建築である。

仏像は室町時代になると、彫刻史の上からも衰退をたどるが、初期の仏像には大作がある。周防国分寺本尊の「木造薬師如来坐像」は、国分寺が応永24年(1417)に焼亡した後に、再建された金堂に新しく安置された本尊で、^{もりみ/もりはる/もりあきら}大内 盛 見 によって再興供養がなされたという。像高195cmの大作で、室町彫刻の大作は全国的にみても数が少なく、この像は中国地方における代表的遺品として、重要文化財に指定されている。山口市^{せいすいじ}清水寺の「木造金剛力士立像」も一木造りの大作である。また宇部市の東隆寺の「木造地藏菩薩坐像」や、萩市仏光寺の「木造文珠菩薩^{きしぞう}騎獅像」などは時代を代表する仏像で、県有形文化財^{*}となっている。山口市平清水八幡宮蔵の「木造獅子狛犬」1対は、底部に応安6年(1373)の墨書銘があり、製作年代のはっきりする狛犬としては最古級のものである。

室町時代には、禅宗寺院の開山・開基の頂相が、彫刻や絵画により造られるようになる。頂相は全国的にみれば、鎌倉時代から製作されるが、防長では室町時代から盛んとなり秀作もある。その内県有形文化財になっているものは、山口市洞春寺蔵の「^{そぞうりゅうこうげんじゆ}塑造竜岡玄珠禅師坐像」「^{しつべいすかい}木造石屏子介禅師坐像」「木造大内義弘坐像」「木造大内盛見坐像」「^{もちもり}木造大内持盛坐像」や美祢市秋芳町自住寺蔵の「^{じゆえん}塑造寿円禅師坐像」、萩市大照院蔵の「木造義翁和尚倚像」などがある。

絵画の頂相は山口市瑠璃光寺にある開山、二世、三世のものが有名である。特にこの二世「^{けんぼん}絹本着色全岩東純和尚^{ぜんがんとうじゆん}像」は、雪舟の落款があり、雪舟77歳の筆とされる。宇部市東隆寺には、「^{せつしゆう}普応中興大建禅師画像」の頂相がある。これらの頂相は県有形文化財^{*}である。

開基の画像としては、周南市竜豊寺の重要文化財「絹本著色陶弘護像」がある。文明16年(1484)牧松周省の賛がある。宇部市東隆寺には厚東武実の画像がある。山口市龍福寺の「絹本着色大内義隆画像」には義隆が自刃した際、菩薩戒を授けた大寧寺住持の異雪慶珠の賛があり資料的にも貴重である。ともに県有形文化財^{*}である。

室町時代中期、画僧雪舟は山口に移り住み、半世紀の間、雲谷庵を本拠として画筆を振るい、多くの作品を残し、また沢山の弟子を養成した。雪舟は50歳の頃、大内氏の遣明船に乗って大陸に渡り、禅を学び絵を学んだ。帰朝後も山口に住んだ。毛利報公会蔵の国宝「紙本墨画淡彩四季山水図」は、雪舟67歳の時の作品で、全長16mの山水大絵巻は雪舟の最高傑作である。県立美術館には雪舟筆の山水小巻と呼ばれる重要文化財「紙本墨画山水図」があり、さらに重要文化財の「紙本淡彩牧牛図」の牧童、渡河の2図が所蔵されている。雪舟は71歳の時弟子に自画像を描き与えたというが、その原図は伝来しておらず、江戸時代の初期に^{うんこくとうえき}雲谷等益が写したものが山口市常栄寺に残っていて、その姿を偲ぶことができ

る。県有形文化財※である。

雪舟関係以外の絵画としては、山口市古熊神社蔵の重要文化財「紙本墨画天神図」がある。画家は不明であるが、禅僧惟肖の賛があり、室町初期の作品とわかる。下関市豊浦町三恵寺蔵の県有形文化財※「紙本墨画白衣観音図」も室町初期の絵で、応永24年(1417)の賛がある。また萩市東光寺蔵の「絹本着色釈迦三尊像」、及び下関市住吉神社蔵の「板絵着色繫馬図」は共に雲溪永怡の画である。彼は雪舟の流れを汲み、16世紀前半に防長で活躍したといわれ、共に県有形文化財※である。

室町時代末の武将の肖像として、共に重要文化財の、毛利報公会蔵の「紙本著色毛利元就像」と、山口豊栄神社の「絹本著色毛利元就像」とがある。豊栄神社の画像は元就66歳の時の寿像である。また、共に県有形文化財※の山口県立博物館蔵の「絹本着色尼子晴久像」「紙本着色尼子経久像」も戦国時代の雄将の風貌をよく伝えている。山口市源久寺蔵の「絹本着色仁保弘有像」は、室町時代中期の絵画である。雪舟と共に渡明した天与清啓の賛がある。

工芸品では鰐口、銅鐘が多く残っている。重要文化財では、山口市今八幡宮(山口市歴史民俗資料館寄託)の鰐口が、天文3年(1534)銘の、大内義隆寄進で直径85cmの巨大なものである。山口市興隆寺にある大内義隆寄進の梵鐘は、総高2mに近い巨鐘で、享禄5年(1531)の銘があり、出来栄えも立派で、大内氏の財力と文化を示す。

古社寺・名家では、中世から近世にかけての古文書を多く所蔵しており、「赤間神宮文書」「忌宮神社文書いみのみやじんじや」「毛利家文書」「吉川家文書」「熊谷家文書」「有光家文書」が重要文化財、「住吉神社文書」「防府天満宮文書」「周防国分寺文書」「日置八幡宮文書」「安尾家文書」「武久家文書」「兄部家文書こうべけ」などが県有形文化財※である。また、宇部市東隆寺蔵の「南嶺和尚道行碑文」は禅僧入寺を書き記した文書であり、伝来するものが少なく珍しい。

和歌などの筆跡として、足利尊氏外三人筆の忌宮神社蔵の「紙本墨書豊浦宮法楽和歌」と、連歌師宗祇ら筆の、住吉神社蔵の「住吉社法楽百首和歌短冊」が重要文化財である。

写本として、赤間神宮蔵の重要文化財「紙本墨書平家物語(長門本)」がある。この長門本平家物語の祖本完成は鎌倉時代末を下らないといわれるが、この写本は室町中期頃とされる。吉川家蔵の重要文化財「紙本墨書吾妻鏡」48冊は、大永2年(1522)陶弘詮ひろあきの奥書のある写本で、吉川本吾妻鏡として知られる。同じく吉川家に伝わる、「太平記 吉川元春筆」41冊は、永禄8年(1565)に吉川元春が陣中で写したものである。「元亨釈書 吉川経基筆げんこうしゃくしょ」15冊は、経基(1428～1520)の筆写になるもので、共に重要文化財である。

中世禅宗寺院には、それにふさわしい庭園が造られた。山口市にある国史跡※・名勝※「常栄寺庭園」は雪舟作庭という伝承がある室町時代中期の庭で、池を中心に岩を豊富に配置している。宇部市の国名勝※「宗隣寺庭園」は室町時代にあった普濟寺の池庭を改修整備したものとわれ、夜泊石風よどまりいしに配した立石や、干潟様の岸など特有の意匠を作り出している。光市の県名勝※「普賢寺庭園」も本格的な枯山水庭園である。

現在龍福寺の境内となっている「大内氏館跡」、八坂・築山両社の境内となっている「築山跡」、大内義長が築いた「高嶺城跡こうのみねしろあと」、吉敷よしきに大内義興が創建したという「凌雲寺跡」の4カ所が「大内氏遺跡附凌雲寺跡」として国史跡※となっている。防府市の国史跡※「敷山城跡」

は建武の新政で、足利方に対して戦った、周防国衙の清尊・教乗らが立て籠もった山城である。宇部市の県史跡※「霜降城跡」は厚東氏の居城であった。周南市の県史跡※「若山城跡」は大内氏の重臣、陶氏の本城であった。共に中世の山城である。

〔江戸時代〕

江戸時代、防長は、大内氏のあとを受け継いだ毛利氏が領主となり、萩に城を築いた。萩城は慶長9年(1604)に着工し、5年後に完成した。五層の天守閣や本丸・二の丸・三の丸・藩主居館・諸役所の建物などを備え、雄藩にふさわしい城構えであったが、明治初年解体された。現在は石垣と堀だけが残りに、国史跡※「萩城跡」となっている。慶長9年(1604)、幕府は各大名に領地の絵図を提出させたが、その時の控図が宇部図書館に所蔵されている(慶長国絵図控図)。家老福原家に伝わっていたもので、全国唯一の遺存例であるといわれ、重要文化財(歴史資料)に指定されている。

萩は、260年間城下町として栄えたが、幕末に藩庁が山口に移り、続いて明治維新となったので、萩の武家屋敷や街路がよく残り今に至っている。萩市呉服町・南古萩町は「萩城城下町」として国史跡※となっており、旧藩時代の侍屋敷の姿をそのままみることができる。また堀内地区・平安古地区は国の「重要伝統的建造物群※保存地区」に選定されており、今もよく往時の侍屋敷の地割りの跡などを留めている。

萩から山口を経て三田尻港へ至る、国史跡※「萩往還」は、萩から江戸への参勤交代の道であった。江戸時代の面影を留める箇所も多い。萩市の国史跡※「旧萩藩御船倉」は、藩主の御座船を繫留する船倉で、両側の石壁の上に本瓦葺の屋根がある。屋根が残る御船倉は全国に他に例がない。

萩藩では藩士の子弟の教育施設として、享保3年(1718)に藩校明倫館を創建し、嘉永2年(1849)に移転新築して、施設の拡充を図った。国史跡※「旧萩藩校明倫館」にはその一部が残っている。萩藩の重臣達は、その領内に郷校をつくり子弟の教育に当たっていた。現在郷校の建物が残っているのは、三丘領主宍戸氏が文化6年(1809)に創立した周南市の徳修館だけであり、県有形文化財※となっている。

萩藩主は毛利輝元の嫡男秀就が初代で、幕末の敬親までで13代となるが、この輝元以降の藩主及びその夫人や一族の墓、国史跡※「萩藩主毛利家墓所」は、萩市の天樹院・大照院・東光寺、山口市の香山墓地にある。

岩国6万石を領有した吉川氏一門の墓所、岩国市横山の県史跡※「岩国藩主吉川家墓所」は、11代の当主とその夫人子女の墓が51基あり、大型の五輪塔が多く、豪華である。

毛利秀元を藩祖とする支藩長府藩の歴代藩主の墓所、県史跡※「長府藩主毛利家墓所」は、下関市内の功山寺・笑山寺・覚苑寺の3カ所に所在している。近世大名家墓所の形態をよく留め、近代以降の旧大名家の墓制の在り方が窺える好例である。

生産遺跡として萩市の「萩焼古窯跡群」がある。17世紀初頭に萩藩の御用窯としてはじめられ、19世紀後半まで操業された陶器窯跡群である。萩市の「須佐唐津古窯跡群」も17世紀初頭に開かれた陶磁器窯跡群で、萩焼の成立とは異なる動きである。共に県史跡※である。

萩藩は江戸時代初期から、海岸の干拓を進め、耕地の拡大に努めたが、その遺跡として

「周防灘干拓遺跡^{たかとまりかいさくはまごちよう} 高泊開作浜五挺唐樋^{な た じ ま し ん かい さ く} 名田島新開作南蛮樋」が国史跡※となっている。平生町の「土手町南蛮樋」も干拓遺跡で、県有形民俗文化財※である。

江戸時代、水稻耕作の用水確保のための水路工事は、種々の方法で行われているが、周南市の県史跡※「潮音洞^{ちようおんどう}」は山をくりぬいた水路である。周防大島町の県有形民俗文化財※「庄地のスイドウ^{しょうち}」は、トンネル状水路でこの地方独特の用水路である。

江戸時代の製鉄遺跡、阿武町の国史跡※「白須たたら製鉄遺跡^{しらす}」は、砂鉄から鉄を製するための製鉄炉、附属建物などの遺構が残る。日本の伝統的な製鉄の歴史を理解するうえで重要な遺跡である。萩市の国史跡※「大板山たたら製鉄遺跡」は、江戸中期から後期にかけて操業されたもので、高殿、元小屋、鍛冶屋、砂鉄掛取場、鉄池など、たたら製鉄関係の諸施設が遺構としてほぼ完存している。

長門市青海島^{かよい}通浦は、近世日本における捕鯨地の一つで、その「長門の捕鯨用具」140点が、重要有形民俗文化財※となっている。またこの地には鯨供養のために「青海島鯨墓」が建立され、国史跡※となっている。

幕末、萩藩は、外国の侵略に対して日本を守るため、封建社会を廃して近代国家をつくることに努力した。そのため幕府と対抗し、ついに四境戦争^{しきようせんそう}に至った。しかし萩藩はよくこれに勝ち、ついに幕府は崩壊し明治維新となり、近代国家が成立した。この幕末維新に関する遺跡は多く残っているが、そのうち国史跡※となっているものは次のとおりである。

萩藩が兵器製造のために築造した溶鉱炉「萩反射炉」は、近代日本の産業上貴重な遺跡である。

欧米列強による対外的危機感を強めた幕府は、それまで禁じていた大船の建造を諸藩に許し、萩藩では、恵美須ヶ鼻造船所^{へいしんまる こうしんまる}で丙辰丸と庚申丸の2隻の洋式木造船を建造した。（「恵美須ヶ鼻造船所跡」）

萩藩は攘夷の方針を決め、台場（砲台）を整備した。下関市の「長州藩下関前田台場跡」は、関門海峡の東入口に近い高台に文久3年（1863）低台場が、元治元年（1864）高台場が築造された。萩藩が、攘夷から開国に方針を転換する起点となった四国連合艦隊下関砲撃事件に関する重要な遺跡で、焼けた土や土塁が確認されている。

同時期、長府藩は攘夷戦に備え、藩主の居館を海岸沿いの長府から内陸部の勝山^{かつやま}に移転した。下関市の「勝山御殿跡」はその藩主居館で、御殿という名称だが城郭の機能を有しており、土塁や石垣が残っている。近世最終期の城郭であり、幕末の緊迫した軍事状況と当時の築城技術を示している。

「松下村塾^{しょうかそんじゅく}」は吉田松陰^{しょういん}が幽囚中に主宰した私塾^{ゆうしゅう}で、松陰はここで、塾生の身分や階級にとらわれず、兵学、漢学、歴史、地理、和算などを教育した。のち幕末維新の原動力となる久坂玄瑞、高杉晋作、伊藤博文ら多くの人材を輩出した。「吉田松陰幽囚ノ旧宅」は松下村塾に隣接する松陰の生家のことで、建物はそのままよく残っている。長門市にある「村田清風^{せいふう}旧宅及び墓」は、幕末萩藩の財政に寄与し、兵備を整えた重臣の遺跡である。「木戸孝允^{きとたかよし}旧宅」は幕末維新の時、萩藩の中心人物として働いた木戸の生家である。「伊藤博文^{ひろぶみ}旧宅」は幕末維新の動乱を経て、明治の政界に重きをなした伊藤が、幕末萩において住んでいた家で、そのままよく残っている。幕末、奇兵隊を組織して、四境戦争を勝利に導いた高杉晋作

は、明治維新をまたず病死したが、その「高杉晋作墓」は下関市にある。大村益次郎は、洋学をもって長州藩に仕え、四境戦争には参謀として幕府軍を破り、戊辰の役にも大功があった。明治新政府において国軍の改正を推進したので反対派に斬られた。「大村益次郎墓」は山口市にある。幕末、宮廷尊攘派の先頭に立って活躍した中山忠光は、大和の義挙に破れて長州へ逃れたが、ついに豊浦で暗殺された。「中山忠光墓」は下関市にある。

「萩城跡(「萩城城下町」「堀内地区重要伝統的建造物群^{*}保存地区」を含む)」「大板山たたら製鉄遺跡」「萩反射炉」「恵美須ヶ鼻造船所跡」「松下村塾(「吉田松陰幽囚ノ旧宅」を含む)」は、世界文化遺産^{*}「明治日本の産業革命遺産」の構成資産となっている。

神社建築は、元文5年(1740)再建の、山口市秋穂の重要文化財「秋穂正八幡宮本殿・拝殿・楼門及び庁屋」がある。本県独特の楼拝殿造りを踏襲した大規模の社殿で、江戸時代中期の代表例である。岩国市の重要文化財「吉香神社本殿・拝殿・神門」は、享保13年(1728)の造建、穏やかで形の美しい社殿である。和木町の県有形文化財^{*}「瀬田八幡宮本殿」は、正徳5年(1715)の建立で、三間社流造り、全体に装飾的要素が少なく、古形式を留めている。

寺院では、萩市の重要文化財「東光寺大雄宝殿・鐘楼・三門・総門」は、元禄4年(1691)に毛利吉就が創建した黄檗宗の寺院で、藩主の菩提寺の一つである。本瓦葺の大伽藍は黄檗宗建築独特の雰囲気がある。防府市の重要文化財「周防国分寺金堂」は、奈良時代からの国分寺境内地に、安永9年(1780)に再建された。入母屋造り本瓦葺きの仏殿は、江戸時代のものとしては本格的で豪壮なものである。国分寺楼門は文禄5年(1596)の再建で、県有形文化財^{*}である。萩市の重要文化財「常念寺表門」は寛永10年(1633)の建築で、本瓦葺きの四脚門である。萩市の重要文化財「大照院本堂・庫裡・書院・鐘楼門・経蔵」は寛延3年(1750)から宝暦5年(1755)にかけて再建された建物で、藩主菩提寺にふさわしい大伽藍である。萩市の県有形文化財^{*}「西堂寺六角堂」は江戸時代中期頃の建築、六角円堂で特異な建物である。この地の須佐大工の作であるという。

江戸時代の民家には重要文化財が8件ある。萩市の「菊屋家住宅」は5棟あり、当家の古記録に万治3年(1660)の建造とある。全国的にも最古に属する大型の町家である。同じく萩市の「熊谷家住宅」は4棟の建物が指定されている。江戸時代後期の地方豪商の富を示す大規模で意匠も洗練された建物である。萩市の「口羽家住宅」は、萩城下の上級武家屋敷としてよく残っており、全国的に例の少ない武家屋敷としても貴重である。岩国市の「旧目加田家住宅」は、岩国藩士の本格的な武家住宅である。萩市の「森田家住宅」は、江戸中期の建物である。森田家は庄屋を務めた家で、江戸時代上層農家の遺例として貴重である。柳井市の「国森家住宅」は、全体を白漆喰塗りの土蔵造りとした二階建の建物である。油類の製造販売を業としてきた富商の住宅である。長門市の「早川家住宅」は江戸時代中期末の建物で、全国的にも数少ない漁家の遺例である。萩市の「旧厚狭毛利家萩屋敷長屋」は安政3年(1856)の建物である。長さが51mあり、萩に残っている武家屋敷の長屋遺構では最も長大である。

建造物で国名勝^{*}となっている岩国市の「錦帯橋」は、延宝元年(1673)岩国領主吉川ひろよしが創建したもので、日本三大名橋の一つとして有名である。この他、県有形文化財^{*}の

建造物として、岩国市の「香川家長屋門」、萩市の「旧福原家萩屋敷門」「旧梨羽家書院」、周南市の「山田家本屋」、山口市の「旧山口藩庁門」がある。

江戸時代末、狩野芳崖かのうほうがいが長府に住んでいた頃、頼まれて神社等の奉納額を何枚か描いている。現在「狩野芳崖筆板絵着色絵馬」として6面が県有形文化財※となっている。その他、嘉永3年(1850)玉木官平制作の、山口市徳地の花尾八幡宮所蔵の県有形文化財※「ガラス絵泰西風景図・長崎港図」2面がある。

〔明治時代、大正時代、昭和時代前期〕

明治改元(1868)後から第2次世界大戦の終戦(昭和20年(1945))までの近代を扱う。本県は豊富な鉱物資源や恵まれた港湾条件を生かし、明治時代の早い段階から近代的な工業・商業が勃興し、昭和時代前期には瀬戸内海沿岸を中心に工場が多数立地するようになった。

現在の山口県は、明治4年(1871)の廃藩置県及び同年の第1次府県統合を経て成立した。県有形文化財※「紙本着色毛利敬親山口新御屋形入居奉祝図」は、明治14年(1881)の製作であるが、描かれたのは、若干時代がさかのぼる幕末期の山口中枢部である。

政府は、近代工業の導入と振興に努めた。県内では、明治14年(1881)日本最初の民間セメント会社である小野田セメント製造会社が設立された。この会社で明治16年(1883)に造られ使用されたセメント製造竪形焼成窯の1つが重要文化財「旧小野田セメント製造株式会社竪窯」となっており、その敷地は、県史跡※「小野田セメント徳利窯とっくり」である。

江戸時代以来、陸海交通の要衝であった下関は、明治維新後、国際貿易の拠点としての位置も与えられた。その重要性を鑑み、英国は明治39年(1906)に下関に領事館を建設した。これが重要文化財「旧下関英国領事館」である。領事館として使用することを目的に建てられた、我が国に現存する最古の建物とされている。周辺には、海運に関わるものとして下関市有形文化財※「六連島灯台むつれしま」、下関市有形文化財※「旧金ノ弦岬灯台かねのつるみさき」が、通信に関わるものとして登録有形文化財「下関南部町郵便局庁舎なべちよう(旧赤間関郵便電信局)」が所在するなど、海陸の交通の要衝にふさわしく、当該期の通信運輸に関わる文化財が集積している。

幕末の開国以降、外国人居留地には洋風建築が立ち並んだ。それらを見よう見まねで日本人大工が建てた建築が擬洋風建築である。山口県内では、上関町室津にある、明治12年(1879)建築の重要文化財「四階楼しかいろう」が西日本に遺された数少ない漆喰塗系擬洋風建築である。また、明治20年(1887)前後に建築された、県有形文化財※「河村写真館」も県下では数少ない初期の擬洋風建築の例である。

明治時代に入ると近代的学校制度が敷かれたが、初期の校舎は、擬洋風建築のほか、和風、和洋折衷など様々な様式が採用された。明治3年(1870)建築の県有形文化財※「岩国学校校舎」は、初期の事例で、木造二階建、和風の建物に洋風の鐘楼を増築した独特の建物である。県有形文化財※「萩学校教員室」は明治20年(1887)頃の建築で、明治時代の擬洋風の学校建築の代表的なものである。

大正時代に入ると、瀬戸内海沿岸地域には、造船、化学、機械、金属などの工場が次々に立地し、これによって地域経済も発展した。工場という性格に加え、第二次世界大戦等の影

響でこの時期の工場建築の残りはよくないが、当時の最新鋭の工業製品で、県内で生産されていたコンクリートブロックを使用した登録有形文化財「小野田セメント山手倶楽部」が大正3年(1914)の建築であり、当時の状況を忍ばせる。

また、商業の発展には銀行が重要な役割を示したが、その代表例としては、大正9年(1920)竣工の下関市の県有形文化財※「山口銀行旧本店」がある。また、貿易港として栄えた下関には、大正4年(1915)に建てられた、屋上庭園のある鉄骨鉄筋コンクリート造の建物で、木材運送等を業務とした総合商社秋田商会の社屋兼住居、市有形文化財※「旧秋田商会ビル」や、明治時代末までさかのぼる事例だが、石炭商の事務所として建てられた登録有形文化財「旧宮崎商館」など商業関係の建造物が残されている。

工業、商業の発展は都市化を促したが、これに伴い、近代的な上水道の需要が高まった。まず、早い時期から都市化の進んだ下関で明治39年(1906)に軍用水道を除き全国で9番目に近代的な上水道の給水が開始されたのを皮切りに、大正12年(1923)に小郡町(現山口市)、昭和2年(1927)に宇部市で上水道の給水が開始された。これらの水道施設のうち一部は、登録有形文化財となっている(下関市水道局内日第一貯水池取水塔など)。特に、下関市の上水道施設は、全体がよく残っており、時期的な変遷を追うことができる。

県内の交通網、わけても鉄道の整備は、明治時代後半から進められ、昭和時代前期にはおおむね完成をみた。各線の開通時の駅舎が県内各地に残っているが、代表的な例としては、大正14年(1925)に建てられた登録有形文化財「萩駅舎」、昭和4年(1929)に建てられた登録有形文化財「JR西岩国駅駅舎」がある。道路も並行して整備が進められたが、大河川や急峻な山地がないという県内の地理的な要因のためか、特に際立つ建造物、あるいは技術的に傑出した建造物は少ない。大正3年(1914)建造の登録有形文化財「三見橋」、大正9年(1920)建造の登録有形文化財「松室大橋」などが挙げられる。

工業県への転換が進むにつれ、優れた公共建築も建てられるようになった。代表的な事例として挙げられるのは、大正5年(1916)竣工の重要文化財「山口県旧県庁舎及び県会議事堂」である。武田五一らが手掛けた庁舎建築で、大正初期の煉瓦造りの公共建物としては数少ない遺構である。こうした独創的なもの以外に、時代色をよく示すものとして、登録有形文化財「旧岩国税務署」、登録有形文化財「永山本家酒造場事務所(旧二俣瀬村役場庁舎)」などがある。公共教育も徐々に進められ、県立山口図書館の増設書庫として建てられた登録有形文化財「クリエイティブ・スペース赤れんが(旧山口県立山口図書館書庫)」や、ユニークな図書館経営で全国に知られた登録有形文化財「下横瀬公民館(旧明木村立図書館)」が当時をしのばせる。第二次世界大戦末期の資材不足の中で、博物館施設として建てられた登録有形文化財「岩国徴古館」は、佐藤武夫の作品である。この他、武道奨励の時代色の中で建てられた登録有形文化財「岩国練武場」も公共教育施設として挙げるができる。

学校建築は明治時代以降、盛んに調査研究がなされ、洋風への強い傾斜を経て、昭和時代前期に一定の結実をみた。その代表的な事例が登録有形文化財「明倫小学校本館」である。一方、画一的になる傾向の高かった学校建築にあって、ドイツ人技師が設計したと伝えられる県有形文化財※「旧滝部小学校本館」は、大正13年(1924)の建築で、国内では珍しい

校舎配置をとる和洋折衷の建物である。

これら以外の公共性の高い建物のうち、特筆すべきものとして、昭和12年(1937)建築の重要文化財「宇部市渡辺翁記念会館」がある。村野藤吾の手がけた建築の代表作であるとともに、日本近代建築のひとつの到達点を示す作品としての重要性に加え、ホールの音響効果も優秀であり、現役のホールとして今も使用されている。

近代の住宅には、厳選した素材を用い、時間をかけて建立したものが散見される。大正5年(1916)に竣工した重要文化財「旧毛利家本邸」は、その代表例で、敷地内に所在する国名勝^{*}「毛利氏庭園」とあわせ、近代における和風住宅の精華を示すものである。重要文化財「^{ありちかけ}有近家住宅」は、酒造業を営むとともに、地方有数の地主であった有近家が、断続的に建物の築造・整備を進めたものである。また、敷地内に所在した洋館建築を火災で失っているが、大正7年(1918)建築の登録有形文化財「白石家住宅主屋」も主屋を中心に、国内外の高級な素材を用い、贅を尽くした建物である。

〔昭和時代後期〕

この時期は、調査・研究や価値付けが現在、進められつつある分野である。今後、評価が定まれば指定・登録等が進む可能性がある。現在のところ、指定・登録文化財の数は、他の時代に比べて多くはない。神社境内の戦災復興の一環として昭和32年(1957)に建てられた登録有形文化財「赤間神宮水天門及び回廊」や、火災による消失から昭和33年(1958)に再建された登録有形文化財「防府天満宮本殿・幣殿・拝殿」がある。

(4)文化財と観光

表4のとおり、年間に50万人以上の観光客が訪れている文化財^{*}関係の観光地が6カ所ある。

3位の「^{もとのすみじんじや}元乃隅神社・竜宮の潮吹・棚田」は、アメリカのニュース専門チャンネル CNN が平成27年(2015)に日本の最も美しい場所31選を発表して以来、外国人観光客が急増し、平成29年(2017)には約110万人の観光客が訪れている。元乃隅神社・棚田は文化財^{*}に指定されていないが、竜宮の潮吹は、自然にできた穴から海水を高く吹き上げる現象を見ることができ、冬の季節風で海が荒れるときほど高く吹き上げ、高さ200mにも達することもある、国の天然記念物^{*}及び名勝^{*}である。

5位の防府天満宮は、本殿・幣殿・拝殿、春風楼が登録有形文化財であり、美術工芸品など多数の国及び県指定文化財を有している。9位のときわ公園は、山口県最大の湖にしてため池の「常盤湖」を中心とした公園である。常盤湖は、国の登録記念物^{*}に登録されている。

10位の「秋芳洞、秋吉台」は、国内最大級の鍾乳洞と日本一の石灰岩台地(カルスト台地)であり、どちらも特別天然記念物^{*}となっている。

13位の香山公園には、国宝・瑠璃光寺五重塔や、幕末に萩から山口へと移ってきた13代藩主毛利敬親や14代藩主毛利元徳^{もとのり}とその家族の墓所であり国史跡^{*}の萩藩主毛利家墓所がある。また、洞春寺も観音堂や山門が重要文化財(建造物)となっているほか、県指定文化財を多数有している。14位の錦帯橋は、国の名勝^{*}である。

このように観光資源として多数の観光客が訪れている文化財^{*}であるが、平成21年(2009)

以降、団体旅行から個人旅行、少人数・グループ旅行への移行が加速し、あるいは観光客の嗜好の変化とともに観光客が減ったところもある。旅行者の、日本の歴史、伝統といった文化的な要素に対する知的欲求を満たすための、そして、文化財^{*}の持つ価値を正確に伝えるための、観光素材としての磨き上げ(整備)が必要となってきた。

また、単に、有名な観光地を巡るだけでなく、個人の価値観やニーズに応じたテーマ性の強い「参加・体験型」の旅行、すなわち、伝統芸能などを鑑賞・体験するアートツーリズムなどの人気も高まっている。

表 4 H30 観光地別観光客数 (50 万人以上の観光地)

順位	市町名	観光地	県外	県内	計
1	萩市	道の駅「萩シーマート」	168,445	954,526	1,122,971
2	下関市	道の駅「北浦街道豊北」	453,959	554,818	1,008,777
3	長門市	元乃隅神社・ 竜宮の潮吹 ・棚田	646,178	280,572	926,750
4	山口市	湯田温泉	421,565	491,537	913,102
5	防府市	防府天満宮	536,510	374,477	910,987
6	長門市	道の駅「センザキッチン」	299,685	600,273	899,958
7	山口市	道の駅「きらら あじす」	140,956	563,828	704,784
8	防府市	道の駅「潮彩市場防府」	66,945	602,455	669,400
9	宇部市	ときわ公園	91,537	563,465	655,002
10	美祿市	秋芳洞、秋吉台	521,772	127,643	649,415
11	山口市	道の駅「仁保の郷」	44,242	587,792	632,034
12	下関市	しものせき水族館「海響館」	426,100	176,151	602,251
13	山口市	香山公園(瑠璃光寺五重塔)、洞春寺	413,072	177,029	590,101
14	岩国市	錦帯橋	542,878	41,114	583,992
15	下関市	道の駅「蛍街道西ノ市」	170,281	397,326	567,607
16	長門市	湯本温泉	438,867	98,363	537,230
17	防府市	まちの駅 うめてらす	192,426	330,925	523,351

(山口県観光スポーツ文化政策課編『平成 30 年山口県の宿泊者及び観光客の動向について』

山口県観光スポーツ文化政策課 R 元.6, p 21-p27)

注：太字ゴシックは、指定又は登録文化財

2 山口県の文化財の概要

(1)文化財の保護制度

山口県文化財保護条例に基づき、県内にある有形文化財*のうち重要なものを県指定有形文化財*に、無形文化財*のうち重要なものを県指定無形文化財*に、民俗文化財のうち重要なものを県指定有形民俗文化財*又は県指定無形民俗文化財*に、記念物のうち重要なものを県指定史跡*、県指定名勝*又は県指定天然記念物*に指定している。また、文化財*の保存技術のうち保存の措置を講ずる必要があるものを県選定保存技術*として選定している。文化的景観*や伝統的建造物群*の選定制度*、登録の制度*は規定していない。

県内の市町は、それぞれ文化財保護条例を制定しており、国・県に準じた文化財*の保護体系を有している。

(2)文化財の指定等状況

〔国指定文化財等〕

県内の国指定文化財等は、表5から表7のとおり指定が251件、選定が6件、登録が105件となっている。

表5 国指定文化財等（国宝・特別史跡名勝天然記念物）件数（H30.4.1現在）

種別	国宝									特別史跡名勝天然記念物		
	区分	建造物	美術工芸品							計	特別史跡	特別名勝
絵画			彫刻	工芸品	書跡・典籍	古文書	考古資料	歴史資料				
県内	3	1	0	4	2	0	0	0	7	0	0	3
全国	225	160	134	253	227	61	47	3	885	62	36	75
県内/全国	1.33%	0.63%	0.00%	1.58%	0.88%	0.00%	0.00%	0.00%	0.79%	0.00%	0.00%	4.00%

表6 国指定文化財等（重要文化財・史跡名勝天然記念物）件数（H30.4.1現在）

種別	重要文化財									史跡名勝天然記念物		
	区分	建造物	美術工芸品							計	史跡	名勝
絵画			彫刻	工芸品	書跡・典籍	古文書	考古資料	歴史資料				
県内	35	12	19	27	14	7	4	8	91	43	12	40
全国	2,255	1,857	2,567	2,204	1,682	703	586	202	9,801	1,743	374	952
県内/全国	1.55%	0.65%	0.74%	1.23%	0.83%	1.00%	0.68%	3.96%	0.93%	2.47%	3.21%	4.20%

表7 国指定文化財等（重要無形文化財ほか）件数（H30.4.1現在）

種別	重要無形文化財		重要民俗文化財		重要文化的景観	重要伝統的建造物群保存地区	選定保存技術	登録有形文化財		登録有形民俗文化財	登録記念物
	芸能	工芸技術	有形	無形				建造物	美術工芸品		
県内	0	1	11	5	0	5	1	101	0	1	3
全国	53	54	220	309	61	117	78	11,690	14	44	106
県内/全国	0.00%	1.85%	5.00%	1.62%	0.00%	4.27%	1.28%	0.86%	0.00%	2.27%	2.83%

全国的にみて、天然記念物^{*}、重要有形民俗文化財^{*}、重要伝統的建造物群^{*}の割合が高いという特徴がある。特に、国指定天然記念物^{*}(特別天然記念物を含む)の数は43件と全国一となっている。天然記念物^{*}は表8のとおり、大きく動物、植物、地質に分けられるが、本県は動物が10件で全国1位、地質が15件で全国2位、植物が18件で全国6位とバランスよく所在している。表9のとおり植物の枯死などにより、指定が解除となることもあり、環境が変化していく中で、このように天然記念物^{*}を維持しているのは、地域の人々の愛護活動の賜物である。

表8 天然記念物の種類別指定件数 (H30.4.1現在)

種別	天然記念物 (特別天然記念物を含む)			
	動物	植物	地質鉱物	天然保護区域
県内	10	18	15	0
全国	195	554	255	23
県内/全国	5.13%	3.25%	5.88%	0.00%

表9 天然記念物の解除理由 (平成以降)

名称	区分	解除年月日	解除理由	指定年月日
共和のカシの森	植物	H21.7.23	主幹が折損し、回復の見込みがない	T14.10.18
川下麻里布シラサギ渡来地	動物	H5.6.28	条件が著しく変化し、渡来地として不適當	S10.12.24
木部の大センダン	植物	H4.4.3	枯死	S13.12.14

重要伝統的建造物群^{*}は、県内から5件選定されているが、そのうち4件は萩市である。萩では早くから歴史観光に取り組んでおり、町並みを守るため、昭和47年(1972)に萩市歴史的景観保存条例を制定した。同じ頃、高山や金沢、倉敷などでも同様の取組がはじまり、この動きを受けて国は、昭和50年(1975)、文化財保護法を改正し、伝統的建造物群保存地区^{*}制度を設けた。この時、7地区が選定されたが、萩からは萩藩重臣の屋敷跡の土堀や石積みが残る堀内地区と藩重臣の下屋敷などの土堀や長屋門、母屋、庭園などが残る平安古地区の2地区が選定されている。その後、浜崎地区の「浜崎しっちょる会」や佐々並市地区の「萩往還佐々並どうしんてやろう会」など地区住民有志による街並み保存の取組の結果、港町の浜崎地区、萩往還の宿場町の佐々並市地区も選定を受け、現在に至っている。全国117地区が選定されているが、一つの市内から4地区が選定されているのは、金沢市と京都市、それに萩市の3市だけである。

県内には、現在、重要文化的景観^{*}に選定されているところはないが、岩国市が岩国の城下町を中心として、重要文化的景観^{*}の選定に向けた取組をしている。

また、光市の山本晃氏が重要無形文化財^{*}の彫金の保持者に認定、宇部市の馬場良治氏が選定保存技術^{*}の建造物彩色の保持者に認定されている。

世界文化遺産は、「明治日本の産業革命遺産」の構成資産23件のうち、萩市に「萩反射炉」「恵美須ヶ鼻造船所跡」「大板山たたら製鉄遺跡」「萩城下町」「松下村塾」の5件がある。

〔県指定文化財等〕

県指定文化財等は、表10のとおり、指定が355件である。

表 10 県指定文化財等件数 (H31.4.1現在)

種別	有形文化財									記念物		
	建造物	美術工芸品								史跡	名勝	天然記念物
		絵画	彫刻	工芸品	書跡・典籍	古文書	考古資料	歴史資料	計			
県指定	34	29	63	29	18	8	25	16	188	31	5	52

種別	無形文化財		民俗文化財		選定 保存技術	合計
	芸能	工芸技術	有形	無形		
県指定	1	2	8	34	0	355

県指定の有形文化財^{*}(建造物)34件のうち、建物以外が8件、石塔婆(周防大島町、浄西寺)宝篋印塔(山口市、源久寺)、笠塔婆(防府市、護国寺)、五輪塔(①下関市、観察院、②長門市、二尊院)、十三重塔(萩市、長寿寺)(以上、鎌倉時代)、厨子(宇部市、宝泉寺、室町時代)、石大鳥居(防府市、防府天満宮、江戸時代)が指定されている。

建物は、古いもので室町時代の下関市菊川町の法輪寺本堂(応永20年(1413))、山口市宮野下の清水寺山王社本殿(永禄9年(1566))、清水寺観音堂(室町時代後期)、安土桃山時代に毛利輝元が再建した防府市の周防国分寺楼門(文禄5年(1596))となっている。

江戸時代の建物では、社寺建築の他、藩庁門(山口市滝町、旧山口藩庁門、元治元年(1864))、番所(上関町、旧上関番所、寛永9年(1632))、郷校(周南市安田、徳修館、文化6年(1809))、茶室(萩市椿東、花月楼、安永5年(1776))、武家屋敷表門(①萩市堀内、旧福原家萩屋敷門、江戸時代中期、②岩国市横山、香川家長屋門、江戸時代中期)、武家屋敷(萩市、旧梨羽家書院)、民家風武家屋敷(周南市湯野、山田家本屋、江戸時代中期)がある。

また、近代の建物8件、岩国学校校舎(岩国市)、萩学校教員室(萩市)、河村写真館(山口市)、旧伊藤博文邸(光市)(以上、明治時代)、山口銀行旧本店(下関市)、旧殿居郵便局局舎(下関市)、旧滝部小学校本館(下関市)(以上、大正時代)、旧吉川家岩国事務所(岩国市)(昭和時代)が指定されている。

美術工芸品は、表11のとおり、彫刻が63件と、美術工芸品の県指定の33.5%を占め、割合が大きい。種別ごとについて、全国の国指定の構成比と比較した場合、歴史資料が国の1.9%の約4.5倍の8.5%となっており、本県における歴史資料の指定件数が多い状況が窺える。一方、書跡・典籍、古文書、工芸品は、指定件数が少ない状況が窺える。

名勝^{*}は5件の指定があるが、表12及び表13のとおり、指定基準の類型とされる11類型のうち2種に留まっている。なお、文化庁による「名勝に関する総合調査」(平成25年(2013)4月)では、国または地方公共団体が名勝^{*}の指定に向け調査研究を進める必要があると考えられるものとして、県内から公園、高原、橋梁、湖沼、海浜等の類型が挙げられている。

表 11 美術工芸品の指定件数の割合（H31.4.1現在）

種別	県指定		国指定(全国)		
	件数	県構成比	件数	国構成比	
美術工芸品	絵画	29	15.4%	2,017	18.9%
	彫刻	63	33.5%	2,701	25.3%
	工芸品	29	15.4%	2,457	23.0%
	書跡・典籍	18	9.6%	1,909	17.9%
	古文書	8	4.3%	764	7.1%
	考古資料	25	13.3%	633	5.9%
	歴史資料	16	8.5%	205	1.9%
	計	188	100.0%	10,686	100.0%

※国指定には、国宝を含む。平成30年4月1日現在

表 12 県指定名勝一覧表（H31.4.1現在）

名称	所在市町	時代	種別
普賢寺庭園	光市	室町時代	庭園
善生寺庭園	山口市	室町時代	庭園
松巖院庭園	岩国市	江戸時代	庭園
寂地峡	岩国市	—	峡谷
弥栄峡	岩国市	—	峡谷

表 13 名勝類型別件数（H31.4.1現在）

	公園・庭園	橋梁・築堤	花樹、松原等	鳥獣・魚虫生息	岩石・洞穴	峡谷・溪流、瀑布	湖沼、浮島、湧泉	砂嘴、海浜、島嶼	火山・温泉	山岳、丘陵・高原・平原、河川	展望地点	その他複合的なもの	合計
国指定(県内)	4	1	0	0	4	2	0	0	0	1	0	0	12
全国	229	2	21	0	16	46	5	48	2	12	14	7	402
県内/全国	1.75%	50.00%	0.00%	0.00%	25.00%	4.35%	0.00%	0.00%	0.00%	8.33%	0.00%	0.00%	2.99%
県指定	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	5
県指定/全国国指定	1.31%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	4.35%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	1.24%

※国指定（全国）の件数は、平成29年3月31日現在

表 14 天然記念物の種類別指定件数及び構成比（H31.4.1現在）

種別	県指定		国指定(全国)		
	件数	県構成比	件数	国構成比	
（特別天然記念物を含む） 天然記念物	動物	2	3.8%	195	19.0%
	植物	48	92.3%	554	53.9%
	地質鉱物	2	3.8%	255	24.8%
	天然保護区域	0	0.0%	23	2.2%
	計	52	100.0%	1027	100.0%

※国指定（全国）の件数は、平成30年4月1日現在

天然記念物^{*}は、表14のとおり、52件指定されている。種別ごとの指定件数は、48件が植物となっている。動物は「光のクサフグ産卵地」「常栄寺のモリアオガエル繁殖地」の2件、地質鉱物は「田万川の柱状節理と水中破碎溶岩」「防府市西浦の緑色片岩」の2件となっている。

有形民俗文化財^{*}は表15のとおり、8件の指定がある。「伊佐の売薬用具及び売薬関係史料」であるが、全国をみると重要有形民俗文化財^{*}の「富山の売薬用具」、佐賀県指定有形民俗文化財^{*}「田代売薬関連の製薬・売薬・信仰儀礼用具及び文書資料」、登録有形文化財「金沢の売薬製造・販売用具」などがある。「長登の岩絵具製造用具および製品」「長門市向岸寺の鯨位牌及び鯨鯢過去帳」は、全国的に指定文化財に類品はない。

表 15 県指定有形民俗文化財（H31.4.1現在）

	名称	種類	時代	所在地
1	小田家の生活用具・商家資料・町家	衣食住、生産・生業	江戸	柳井市
2	庄地のスイドウ	生産・生業	鎌倉末～室町	周防大島町
3	土手町南蛭樋	生産・生業	江戸	平生町
4	長登の岩絵具製造用具および製品	生産・生業	江戸	美祢市
5	伊佐の売薬用具及び売薬関係史料	交易、生産・生業	江戸	美祢市
6	芦河内薬師堂	信仰	江戸	宇部市
7	長門市向岸寺の鯨位牌及び鯨鯢過去帖	信仰	江戸	長門
8	美東町佐山の山神枡	信仰	室町	美祢市

表 16 無形民俗文化財の種類別指定件数及び構成比（H31.4.1現在）

種別		県指定		国指定(全国)	
		件数	県構成比	件数	国構成比
無形民俗文化財	風俗慣習	6	17.6%	128	41.4%
	民俗芸能	28	82.4%	165	53.4%
	民俗技術	0	0.0%	16	5.2%
	計	34	100.0%	309	100.0%

※国指定（全国）の件数は、平成30年4月1日現在

無形民俗文化財^{*}は、表 16のとおり、34件の指定がある。そのうち民俗芸能が28件と80%を占めている。また国指定文化財の全国数を基準に比較を行っても、民俗芸能は風俗慣習に比べ約4倍となっている。

無形文化財^{*}は、芸能分野で鷺流狂言が、伝統工芸分野で萩焼、赤間硯が指定されている。以前は伝統工芸分野で「徳地の手漉和紙^{てすき}」が指定されていたが(昭和54年(1979)3月指定)、保持者死亡により昭和61年(1986)1月に指定解除されている。また、「金工」も指定されていたが(平成14年(2002)3月指定)、保持者が国重要無形文化財「彫金」の保持

者に認定されたことにより、平成26年(2014)10月に指定解除されている。

また、過去、県選定保存技術^{*}においても「檜皮葺」が選定されていたが(昭和53年(1978)3月選定)、保存技術者死亡により平成7年(1995)3月に選定解除されている。

〔市町指定文化財等〕

市町の指定状況は、表17のとおり、19市町全てにおいて文化財^{*}の指定が行われている。

指定・選定市町数を文化財^{*}種別ごとに見ると、有形文化財^{*}(美術工芸品)は18市町とほとんどの市町にわたり指定されており、幅広く見られることがわかる。地域の歴史を示す史跡^{*}が17市町、伝統を示す有形・無形の民俗文化財が、それぞれ12市町、14市町となっている。

表 17 市町の文化財指定・選定件数 (R 元. 5. 1 現在)

市町村名	有形文化財			無形文化財		民俗文化財		記念物			伝統的建造物群保存地区	保存技術	歴史的景観保存地区	景観重要建造物	保存樹木	合計
	建造物		美術工芸品	芸能	工芸技術	有形	無形	史跡	名勝	天然記念物						
	件数	棟数														
下関市	37	37	59	1		5	10	16	1	18				1		148
宇部市	2	2	29				3	8		11				1		54
山口市	17	23	79		1	3	8	19	1	19						147
萩市	26	73	50		1	3	10	20	1	18	4		7	6	55	201
防府市	4	5	43			2	3	7		4						63
下松市			8			1		2	1	3						15
岩国市	10	11	65			7	8	13	2	12				2		119
光市	2	9	11			2	1	4		3						23
長門市			23			4	5	5	1	8						46
柳井市	4	4	16			2	2	4	1	9	1					39
美祢市	9	14	23				3	6	2	23						66
周南市	17	17	31				2	12	1	6						69
山陽小野田市	1	1	9			2	1	10		1						24
周防大島町	6	6	9			2	1	4		6						28
和木町			3				1			1						5
上関町			4					4		6						14
田布施町	2	2						1		4						7
平生町	4	8	3			1										8
阿武町			5													5
合計	141	212	470	1	2	34	58	135	11	152	5	0	7	10	55	1081

表 18 文化財種別ごとの指定・選定市町数 (R 元. 5. 1 現在)

指定・選定市町数	有形文化財		無形文化財		民俗文化財		記念物			伝統的建造物群保存地区	保存技術	歴史的景観保存地区	景観重要建造物	保存樹木
	建造物	美術工芸品	芸能	工芸技術	有形	無形	史跡	名勝	天然記念物					
指定・選定市町数	14	18	1	2	12	14	17	9	17	2	0	1	4	1

〔埋蔵文化財〕

文化財^{*}を包蔵する土地を「埋蔵文化財包蔵地」といい、表19のとおり、全国では約47万カ所、県内では3, 106カ所が確認されている。これらの包蔵地は、開発に伴い発見されることが多いことから、今後も新たな包蔵地が発見されると考えられる。

周知の埋蔵文化財包蔵地^{*}の種類は様々で、表20のとおり、集落跡・遺物散布地、宮殿・官衙、寺院、城跡、生産遺跡、古墳・横穴、その他の墳墓などがあり、これらが複合して所在することが多い。県内では、海岸部の平野や、主要な河川によって形成された内陸部の盆地縁辺など、地理的、歴史的に特徴のある場所に分布している。とりわけ、古くから畿内と九州を結ぶ交通の大動脈であった瀬戸内海沿岸部には、主要な遺跡が集中している。

これらの包蔵地は、全国と比較すると数が少ないが、その要因として狭小な平野部が多く、経済基盤が弱いこと、遺跡の立地に適した地形が少ないことなどが挙げられる。

埋蔵文化財の取り扱う範囲は、文化庁通知で示されており、それを受けて本県でも「開発事業に伴う埋蔵文化財の取り扱いに係る判断基準」の中で、旧石器時代から中世までを取り扱い、近世以降は学術的価値や地域にとって意義があるかどうかを考慮し、必要又は重要と判断するものを対象としている。

時代別には表21のとおり、旧石器、縄文時代の遺跡は少なく、弥生時代から中世にかけてのものが多く、近世、近代も一定程度所在するが、これは採鉱冶金、窯業、製塩などの生産遺跡分布調査を実施した成果をもとに包蔵地として保護対象としていることによる。

表 19 県内埋蔵文化財包蔵地の数 市町別 (H31.3.31 現在)

市町名	下関市	宇部市	山口市	萩市	防府市	下松市	岩国市	光市	長門市	柳井市	美祿市		
埋蔵文化財包蔵地数	642	105	499	160	138	81	175	81	172	138	284		
市町名	周南市	山陽小野田市	周防大島町	和木町	上関町	田布施町	平生町	阿武町					
埋蔵文化財包蔵地数	152	136	90	0	20	187	43	16					
										合計	(参考)うち複数市町にまたがるもの	(参考)H28全国合計	本県/全国
										3,106	13	468,835	0.66%

※複数市町にまたがるものは、それぞれの市町で計上している。

表 20 県内埋蔵文化財包蔵地の数 種類別 (H28.3.31 現在)

種別	集落跡・散布地	貝塚	都城・官衙跡	城館跡	社寺跡	生産遺跡	古墳・横穴	その他墳墓	近代以降遺跡	水中遺跡	その他	計
埋蔵文化財包蔵地数	1,421	13	3	348	78	304	552	143	29	2	163	3,056
(参考)全国包蔵地数	193,567	3,955	853	35,829	10,590	23,210	159,636	15,164	1,949	282	30,038	475,073
本県/全国	0.73%	0.33%	0.35%	0.97%	0.74%	1.31%	0.35%	0.94%	1.49%	0.71%	0.54%	0.64%

表 21 県内埋蔵文化財包蔵地の数 時代別 (H28.3.31 現在)

時代	旧石器	縄文	弥生	古墳	古代	中世	近世	近代	不明・その他	計
埋蔵文化財包蔵地数	30	188	724	1024	309	874	410	29	310	3,898
(参考)全国包蔵地数	7,925	94,790	38,889	207,612	74,248	81,909	28,166	1,963	51,582	587,084
本県/全国	0.38%	0.20%	1.86%	0.49%	0.42%	1.07%	1.46%	1.48%	0.60%	0.66%

※1つの包蔵地において、複数の時代にまたがる場合は、それぞれに計上している。

(3)文化財の調査状況

文化財保護行政では、国、あるいは県や市町による指定又は登録等がなされた文化財[※]を対象に、保全・活用を実施している。

このため、県では市町の協力を得ながら、分野ごとの未指定文化財把握のための総合調査を実施してきた。これまでに実施した調査は、表22及び表23のとおりである。

表 22 県による未指定文化財等調査報告書（1）

	書名	発行年月	調査期間
建造物関係 調査報告書			
1	山口県の近世寺社建築	昭和55年3月	昭和53・54年度
2	未指定文化財調査報告書 草葺き屋根	平成7年11月	平成5年度
3	山口県の近代化遺産	平成10年3月	平成8・9年度
4	山口県の町並み	平成17年3月	平成16年度
5	山口県の近代和風建築	平成23年3月	平成20～22年度
美術工芸品関係 調査報告書			
6	山口県古文書等所在確認調査報告書	昭和55年3月	昭和54年度
7	未指定文化財調査報告書 彫刻編	昭和58年10月	昭和56・57年度
8	未指定文化財調査報告書 石造文化財編	昭和59年3月	昭和57・58年度
9	快友寺一切経調査報告書	平成4年3月	平成元～3年度
10	旧栄福寺大般若経調査報告書	平成5年3月	平成4年度
11	山口県の美術工芸	平成5年9月	昭和63年度・平成元年度
山口県歴史資料調査報告書			
12	益田家歴史資料目録	昭和54年3月	昭和52・53年度
13	毛利家歴史資料目録―古文書・典籍編―	昭和58年3月	昭和54～57年度
14	毛利家歴史資料目録―美術工芸品編―	昭和58年3月	昭和54～57年度
15	吉川家歴史資料目録	昭和59年3月	昭和58年度
16	下田万村庄屋大谷家歴史資料目録	昭和62年3月	昭和59～61年度
17	周防国分寺歴史資料目録	昭和63年3月	昭和62年度
18	徳山毛利家歴史資料目録	平成元年3月	昭和63年度
民俗文化財関係 調査報告書（1）			
19	阿武川の民俗	昭和45年3月	昭和43・44年度
20	生見川の民俗	昭和47年3月	昭和45・46年度

表 23 県による未指定文化財等調査報告書（2）

	書名	発行年月	調査期間
民俗文化財関係 調査報告書（2）			
21	山口県の民家	昭和49年3月	昭和47年度
22	山口県の民俗地図	昭和51年3月	昭和49・50年度
23	山口県の民謡	昭和57年3月	昭和55・56年度
24	未指定文化財調査報告書 山口県の絵馬	昭和61年3月	昭和60年度
25	未指定文化財調査報告書 つじどう - 周防・長門の辻堂の習俗 -	昭和62年3月	昭和60・61年度
26	未指定文化財調査報告書 諸職と用具	平成元年3月	昭和61・62年度
27	未指定文化財調査報告書 続山口県の絵馬	平成2年9月	昭和62年度～平成2年度
28	山口県の民俗芸能	平成12年3月	平成10・11年度
29	山代地方の神楽	平成17年3月	平成16年度
30	大津杜氏調査報告書	平成18年3月	平成17年度
31	周防大島における民俗芸能保存・継承活動	平成19年3月	平成18年度
32	山口県の祭り・行事	平成20年3月	平成17～19年度
33	周南市の民俗芸能	平成20年3月	平成19年度
34	山口市の民俗芸能	平成21年3月	平成20年度
記念物関係 調査報告書			
35	名勝及び天然記念物「須佐湾」緊急調査報告書	昭和55年3月	昭和54年度
36	未指定文化財調査報告書 史跡-中世-編	昭和60年3月	昭和58・59年度
37	未指定文化財調査報告書 山口県の庭園	平成6年3月	平成3・4年度
38	山口県地質鉱物緊急調査報告書	平成7年	平成5・6年度
39	未指定文化財調査報告書 萩藩宰判勘場跡	平成13年6月	平成6年度
40	山口県中世城館遺跡総合調査報告書 長門国編	平成29年3月	平成23～28年度
41	山口県中世城館遺跡総合調査報告書 周防国編	平成30年3月	平成23～29年度
歴史の道調査報告書			
42	萩往還	昭和56年3月	昭和55年度
43	山陽道	昭和58年3月	昭和56・57年度
44	赤間関街道	平成8年3月	平成5～7年度
45	山代街道	平成14年3月	平成12・13年度
46	石州街道	平成17年3月	平成14～16年度
その他（総合調査等）			
47	見島総合学術調査報告	昭和39年3月	昭和35～37年度

3 文化財の保存・活用に関する課題

(1)文化財の調査・指定

これまで継続的に未指定文化財調査等を行い県内にある多くの文化財^{*}を把握し、重要なものについて指定を行ってきたが、これまでの調査分野と県指定文化財の分野別指定数から見て*、庭園以外の名勝^{*}分野等の調査が十分でないと考えられる。

また、これまでの未指定文化財総合調査の結果の中には、文化的な価値は高いが、相続整理が難しい等の理由により文化財^{*}の指定に至っていないものもある。

文化財^{*}として保護対象となっていない「伝統的な生活文化^{*}」についても、国は平成27年度以降、茶道・華道、郷土食、食文化、書道の調査を行っており、令和2年度からは民俗文化財調査事業の一環として郷土食が全国調査の項目に加えられることとなった。本県でも、地域の伝統・文化といえる伝統的な生活文化^{*}等について、必要に応じ実態の把握、記録保存や文化財^{*}類型への追加等の検討が必要である。

* 名勝に関わるこれまでの調査：「山口県の庭園」(平成6年(1994)3月) 本大綱p37参照
名勝の類型別指定数： 庭園3件、峡谷・溪流2件 本大綱p32参照

(2)文化財の修理・整備

貴重な文化財^{*}を後世に守り伝えていくためには、所有者が細心の管理を怠らず、適切な修理を絶えず繰り返すことが大切であるが、一方で、文化財^{*}の保存修理には多額の経費が必要となる。

所有者に対して、国や県・市町等により各種補助制度が用意されているものの、適切な周期による修理が滞り、さらなる劣化の進行により修復費用等が増大するという悪循環も生じている。

また、文化財^{*}の補修材は、特殊なものを使用するなど需要が少ないことから、製作者の減少などにより、入手が困難になってきている。

(3)文化財継承の担い手

地域コミュニティに支えられている無形民俗文化財^{*}は、人口減少・高齢化の進展により、急激な変容のみならず存続の危機が生じている。

本県が実施した「県内に所在する国・県・市町指定の無形文化財及び無形民俗文化財に係る調査*」(令和元年(2019)11月)によると、継承者が不在で次の行事は実施できないかもしれないと懸念している団体が9.9%という結果が出ている。特に昭和55年(1980)当時と比べ人口減少率が25.8%の中山間地域については、その傾向が強うかがえる。

また、文化財^{*}所有者の後継者問題も深刻化している。

本県では、社会減も多く、相続人が土地を離れて、その後、戻ってこないことも多い。相続人が土地を離れていると、文化財^{*}の修理等保全の知識の継承や、文化財^{*}の価値の共有が難しい。また、保存修理のための費用負担や事務処理等の労力から、相続をためらう所有者も少なくない。このため、所有者の代替わりに伴い、相続人が不在となり、管理が十分に行き届かなくなることも多く、特に、未指定文化財については、滅失や消失につながる場合も少なくない。また、所有者の高齢化などにより、維持・管理に手が行き届いていない状況も生じ

ている。

* 調査の詳細については、巻末の資料編「2 県内に所在する国・県・市町指定の無形文化財及び無形民俗文化財に係る調査(抄)」を参照のこと。

(4)文化財の価値・魅力の理解

近年、娯楽の多様化等により、文化財^{*}の鑑賞や行事への参加など文化財^{*}を身近に感じる機会が減少しているとともに、生活様式や価値観の変容により、文化財^{*}の本質的な価値がわかりにくくなっている。

また、グローバル化の進展に伴い訪日外国人旅行者が増加しており、オーバーユース^{*}や、文化財^{*}に興味を示しながらもその本質的な価値を理解していないことによる、社寺等における宗教活動や文化財^{*}である個人住宅への配慮を欠いた行動などにより、文化財^{*}の価値にダメージを生じてしまうケースも生じている。

(5)文化財を生かす能力

本大綱第1章第1節の「(4)文化財と観光」で示したとおり、本県には観光資源として発信力のある文化財^{*}も多いが、文化財^{*}単体では魅力や本質的な価値を伝える発信力が十分でないものも少なくなく、観光や地域振興に結び付けるのも難しい。

これらの文化財^{*}を観光、地域振興などとの関連性も考慮しながら、魅力ある地域資源として活用するには、文化財担当職員には、これまで以上に多様な知見や幅広い行政能力が求められている。

(6)防犯、防火、防災対策

全国的に、文化財^{*}に対する落書き等による毀損^{きそん}や盗難事件、火災による木造建造物の滅失事案が相次いでいる。また、近年、豪雨や地震などの自然災害が頻発し、被害が甚大化している傾向があり、過去の災害状況等を教訓に日頃の備えを行うなど、災害発生時に適切な対応を図ることのできる体制の整備が求められている。

4 目指すべき方向性・将来像

先人たちの愛情とたゆまぬ努力により守り伝えられてきた県民共有の財産である文化財※は、県民の誇りであるとともに、心のよりどころにもなっている。

こうした貴重な文化財※を後世に確実に継承していくためには、地域住民はもとより、全ての県民が、文化財※はふるさと山口の誇るべき宝であるという思いを共有することが重要であり、特に子どもたちには、文化財※に親しみを抱き、大切に守り伝えていこうとする姿勢を培っていくことも必要である。

また、文化財※は、多くの人々が訪れ、関わり、満足する状況を生み出すことで、人々の心の豊かさや活力を高めるとともに、地域の魅力を高め、新たな価値を創造するなど、未来の地域発展の原動力となりうるものであることから、その魅力を効果的に引き出し、活用していくことも重要である。

このため、本県が目指すべき方向性・将来像を次のとおりとする。

目指すべき方向性

- 県民一人ひとりが、文化財※の重要性や可能性を理解し、文化財※の継承者、伝承者、支援者として、主体的に守り伝えていく地域社会を目指す。
- 文化財※の魅力を最大限に発揮し、それにより生まれる社会的・経済的価値を地域の発展に役立て、文化財※の保存はもとより、新たな文化創造へと還元される好循環の創出を目指す。

目指すべき将来像

地域の伝統・文化の象徴である文化財※が、まちづくりや地域活性化などに生かされながら後世に守り伝えられ、地域の伝統・文化を醸成していく。

5 文化財の保存・活用の方針

「地域の伝統・文化の象徴である文化財^{*}が、まちづくりや地域活性化などに生かされ、さらに後世に守り伝えられ、地域の伝統・文化を醸成していく」という目指すべき将来像の実現に向け、以下に「文化財の保存・活用の方針」を掲げる。

地域の伝統・文化の象徴である文化財^{*}を後世に守り伝えていくため、文化財^{*}の幅広い掘り起こしに努め、調査及び研究結果による価値が高いものについては、指定等による保護を積極的に行う。また、適時適切な保存・修理の実施や、防犯・防火・防災対策の強化などにより、その価値の維持に努める。

文化財^{*}がまちづくりや地域活性化などに生かされていくためには、文化財^{*}の持つ本質的な価値を正しく理解し、文化財^{*}との関係をより身近なものにしていく必要があることから、国内外への幅広い情報発信や文化財^{*}の公開活動の充実を図るとともに、ふるさと教育等を通じて子どもの頃から地域の文化財^{*}への理解促進を図る。さらに、VR^{*}等の最先端技術を積極的に活用した環境整備や近年増加する訪日外国人旅行者への多言語化等の環境づくりを進める。

こうした取組を、所有者や行政のみならず、地域住民や民間団体等が主体的に参画し、地域一体となって推進していく。

第2章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

1 文化財の調査・研究、指定等

県内に所在する未指定文化財について、価値把握及び指定の基礎資料を得るため、未指定文化財の分野別悉皆調査^{*}や本質的な価値の研究に努める。また、市町が実施する文化財保存活用地域計画^{*}の作成に伴う未指定文化財調査等についても、域内の文化財^{*}を総合的に把握するものであることから、県が把握している各種情報を提供するなど実施の促進に努める。

文化財^{*}の指定に向けては、県の調査結果に加え、市町等の調査結果などについても幅広く情報収集に努めるとともに、これまでの調査・研究結果により価値が高いと認められていながら指定に至っていない文化財^{*}については、その理由を改めて整理・検討し、必要に応じて指定を進める。また、全国的にみて重要な価値の高い文化財^{*}については、国指定に向け、所有者・市町と連携を取りながら、国に対して情報提供等を行っていく。有形文化財^{*}(建造物)等の登録に向けた、国に対する意見具申も進めていく。

なお、文化財保護法の対象となっていない伝統的な生活文化^{*}等についても、変容や消滅などが危惧される場合には、実態の把握調査、記録保存の実施や新たな価値付けの仕組み等について検討するとともに、市町がこれらに取組む際には、必要に応じて技術的支援を行う。

2 文化財の修理・整備への支援

所有者が国等の補助を受け、文化財^{*}の修理を適切な時期に行えるよう、文化財保存活用計画^{*}や市町からの情報をもとに、中・長期的な修理・整備の計画を把握し財源確保に努めるとともに、財源の確保の観点から、ふるさと納税^{*}の枠組を利用した寄付などの修復整備費用への活用に取り組む。また、限られた財源を最大限効果的に活用する観点から、補助制度の枠組みや運用について不断の見直しを進める。

修理・整備等を希望する所有者に対しては、適切な補助制度の情報提供に努めるとともに、民間団体等の助成金やクラウドファンディング^{*}の活用など財源確保の方法の幅が広がる情報提供などにも努める。また、所有者の負担軽減につながるよう、保全・整備活動などを行うボランティア団体等との連携を促進する。

修理・整備に際して専門的な知見・技術等が必要となる所有者に対しては、文化庁や県文化財保護審議会^{*}の委員による助言を行う。

3 文化財継承の担い手の確保

高齢化や後継者・継承者の不足等の問題を抱える文化財^{*}所有者や文化財保存団体^{*}等を支えるため、地域一体で文化財^{*}の保存活用を進める環境が整うよう、知見や実績を持った文化財愛護団体^{*}等と協力して地域住民への文化財^{*}の愛護活動を推進することにより、維持・管理など様々な活動への参画を促すとともに、地域一体で保存活用を進める中核となる「文化財保存活用支援団体^{*}」の指定に向け、研修等による育成を進める。

また、所有者に代わって日常の維持管理を行う管理責任者制度^{*}について所有者に周知し、利用を促進するとともに、管理責任者制度^{*}を安心して所有者が利用できるよう、管理責任者への研修等の支援体制の整備を進める。

併せて、歴史的建造物^{*}の保全・活用を支える専門家であるヘリテージマネージャー^{*}の役割が期待されることから、一般社団法人山口県建築士会が実施する「ヘリテージマネージャー^{*}養成講座」の取組を促進する。

なお、これらの取組と並行し、存続が危惧される無形文化財^{*}、無形民俗文化財^{*}や選定保存技術^{*}について、記録保存の取組を促進するとともに、地域住民において行事等の復活の機運が高まった場合、調査記録等の情報提供に努める。

4 教育・人材育成

本県の自然、歴史や文化など、地域の特性と密接な関連を持つ文化財^{*}について、子どものころから学ぶことは、ふるさとについての理解を深め、ふるさとへの誇りと愛着を育むとともに、文化財^{*}を大切にすることの意義を理解し、伝えていくことの重要性の認識につながっていく。

このため、全ての小・中学校がコミュニティ・スクール^{*}となっている本県の特徴を生かして、地域と連携して授業や課外活動で文化財^{*}を活用した学習機会を促進するとともに、生涯を通じて学ぶことができるよう、地域の文化財^{*}について学ぶ出前講座^{*}や、実際に文化財^{*}に触れることのできる博物館や資料館、埋蔵文化財センター等の施設での展示や講座の促進に努めるなど、より多くの県民が文化財^{*}に触れ、学び、楽しむ機会の充実に努める。

また、文化財^{*}を地域活性化の核として、幅広い活用を図っていくためには、文化財^{*}の価値の理解のみならず、幅広い知識や能力が必要となることから、市町担当職員はもとより、ボランティアガイドなど、文化財^{*}と関わりのある多くの関係者に対し、専門家による研修や情報提供等に努めるとともに、一般社団法人山口県建築士会と連携しながらヘリテージマネージャー^{*}の養成促進を図るなど、文化財^{*}の保存・活用に関わることのできる人材の育成に努めていく。

5 効果的な情報発信

生活様式や価値観の変容等により、文化財^{*}の本質的な価値が理解されにくくなっている。

文化財^{*}を大切に保存し活用していくためには、その価値や魅力をわかりやすく伝えていくことが重要であり、ホームページ「山口県の文化財」(<http://bunkazai.pref.yamaguchi.lg.jp/>)による情報発信の強化に努めるとともに、急速な情報化社会の進展を踏まえ、ICT^{*}を活用した新たな手法による情報発信について検討していく。

また、国内外からの観光客に文化財^{*}の本質的な価値をわかりやすく、面白く伝えるために、解説ガイドツアーの充実や、スマートフォンなどを使用した多言語解説の整備、AR^{*}やVR^{*}等の先端技術を活用した歴史的な出来事や当時の生活を再現等体感・体験できる取組などを促進し、満足度の向上を図る。多くの文化財^{*}を所有する博物館や美術館等においても、文化財^{*}への親しみが増し理解が深まるよう、積極的な活用を促進する。

無形民俗文化財^{*}等保存団体が行う公開活動は、文化財^{*}の本質的な価値の理解促進とともに、継承者や参加者確保の契機としての役割も重要なことから、中国・四国ブロック民俗芸能大会^{*}を開催するとともに、競演大会への参加や公開機会の増加を促進する。

また、新たに指定・選定・登録された文化財^{*}については、周知を図る良い機会となることから、積極的な広報に努める。

なお、これらの取組に当たっては、観光客による文化財^{*}への負担「オーバーユース^{*}」を防ぐ受け入れ体制の検討や、また、社寺等における宗教活動や個人住宅における個人の生活などに対する理解を進める普及啓発に取り組むなど、文化財^{*}の本質的な価値を損なうことが

ないよう保存についての配慮を図る。

6 地域活性化につながる効果的な活用

文化財^{*}は、地域が誇るべき宝であるとともに、地域振興や観光振興につながる大きな可能性を持つ地域資源でもあることから、地域活性化の核としての活用を進めていくことが重要である。

このため、地域や所有者団体等が作成してきた文化財マップなどを用いた活用を引き続き促進するとともに、日本遺産^{*}等ストーリー性のある文化財^{*}や、地域文化遺産^{*}等地域にある様々な文化資源を「面」として一体的に活用する取組などを促進する。

また、複数の県や市町にまたがって所在する、世界文化遺産^{*}や「歴史の道^{*}」など関連性のある文化財^{*}について、関係県や市町間の連絡調整を図り、広域的な活用を促進する。

これらの活用に当たっては、文化財^{*}と関連する観光施設等との一体的な活用も促進されるよう、観光部局や地域振興部局等との連携強化に努める。

第3章 市町への支援の方針

市町は文化財保護法第183条の3第1項に基づき「市町村の区域における文化財^{*}の保存及び活用に関する総合的な計画」を作成できることとなっている。この計画は、県が策定する大綱を勘案し、各市町が取り組んでいく目標や具体的な取組を記載する、当該市町における文化財^{*}の保存・活用に関するアクションプラン^{*}である。

地域の伝統・文化の象徴である文化財^{*}が、まちづくりや地域活性化などに生かされながら後世に守り伝えられ、地域の伝統・文化を醸成していく社会を目指すためには、地域と密接な関係を持つ市町が、それぞれの地域の歴史や文化的特徴等を十分に生かした取組を進めていくことが重要であることから、本県では全市町での文化財保存活用地域計画^{*}の策定を目指し、次の支援を行う。

1 保存・活用に関する取組への支援

市町は、民間団体とも連携しつつ、域内の文化財^{*}を把握し、保存・活用に取り組んでいくことが期待されている。市町が、それぞれの地域の歴史的文化的特徴を十分に生かし、文化財^{*}を核とした地域一体の取組を進め、それにより生まれる社会的・経済的な価値を地域の維持発展に役立てることができるよう、県が持っている事務処理ノウハウの提供や、現状変更、保存活用等に係る技術的な助言や支援を行うとともに、補助金等の情報提供や、職員研修など人材育成等への支援を行う。また、必要に応じて、国の文化財調査官^{*}や文化財保護審議会^{*}の委員をはじめとした専門家などとも連携調整しながら、より高度かつ専門的な見地からの助言等を行う。

2 文化財保存活用地域計画の作成への支援

文化財保存活用地域計画^{*}は、文化財^{*}の価値や保存・活用の在り方について、所有者はもとより広く一般に可視化する効果があることから、多様な主体が参画し地域社会が一体となって文化財^{*}をまちづくりに生かしつつ保存・活用していく上で、重要な役割を担っている。

こうしたことから、文化財^{*}が所在する全ての市町において本計画が作成されるよう、また、域内の市町が相互に矛盾なく、同じ方針のもとに取り組んでいけるよう、参考となる各種情報の提供を行うとともに、作成のための協議会等に参画し助言を行うなど、作成に向けた支援を行う。

3 建築基準法の適用除外等を検討する場合の支援

県や市町が指定する文化財^{*}や国が登録する有形文化財^{*}(建造物)について、建築基準法の適用除外^{*}や制限の緩和^{*}を受けるには、条例制定や建築審査会^{*}の同意等が必要となることから、適用除外等を検討している市町に対しては、建築部局と連携しながら必要な助言を行う。

第4章 防災・災害発生時の対応

1 防犯体制づくり

近年、全国的に、文化財^{*}に対する落書き等による毀損被害や盗難事件が発生している。本県においても、令和元年(2019)8月には名勝^{*}「錦帯橋」で花火により橋板が焦がされる、^{きそん}毀損被害が生じている。

このような犯罪を防ぐために、所有者に対し、発生事例の情報提供等により防犯意識の向上を図り、所在確認調査による文化財保管状況の確認や死角をなくすなど盗難・^{きそん}毀損されにくい環境づくり、防犯設備の充実など、防犯環境の整備を促進する。

また、行政や所有者の取組のみならず、文化財保護管理指導員^{*}による巡視や、啓発活動により地域住民に見守りへの参加を呼び掛けるとともに、警察と常日頃からの連携を進めるなど、地域や関係機関と連携した防犯活動を推進する。

被害が生じた際には、地元自治体、警察、美術品関係者等と情報共有するなど、犯罪が広がらない、また、盗難品が流通しにくい環境づくりを促進する。

2 防火体制づくり

平成31年(2019)4月に世界遺産「ノートルダム大聖堂」で、令和元年(2019)10月には沖縄県の「首里城跡」で火災が発生するなど、木造建築物が滅失する事案が相次いでいる。

本県においても、文化財建造物のほとんどが木造であり、火災に極めて脆弱であることから、文化財防火デー^{*}などを通じて、所有者に火気管理・防火管理の注意喚起を促すとともに、「国宝・重要文化財(建造物)の防火対策ガイドライン^{*}」に基づく定期的な点検の実施や消防設備点検などで確認された不具合・老朽化等に対する確実な修理・更新等を促進する。

また、火災が生じた際の対応に備えるため、文化財防火デー^{*}に合わせた消火訓練の実施等を働きかけるなど、地域住民、市町消防・消防団との連携・協力による初期消火体制の構築・強化を促進する。

3 防災体制づくり

(1) 災害に対する備え

土砂災害、洪水、高潮、津波等のハザードマップ^{*}を活用し、文化財^{*}の被害想定の確認や普段から安全な管理場所へ移動させておくことを検討するなど、文化財^{*}が被災しにくい環境づくりを推進する。

また、被災文化財を速やかに救出できるよう文化財^{*}の保管場所に関する情報収集や、未指定文化財が被災ゴミとして廃棄されないよう所有者への文化財^{*}の価値の周知など、事前に被災時における文化財^{*}の保全が確実に行われる対策に取り組む。

なお、災害の規模によっては、単独の市町での対応は困難となることも想定されることから、「市町文化財行政担当者会議^{*}」等において、災害時広域受援計画^{*}や文化財防災ネットワーク推進事業^{*}による県等の応援業務の業務内容、役割分担等について共通理解を図るなど、連携強化に努める。

(2) 災害発生時の対応

文化財^{*}の損壊拡大の防止や廃棄・散逸、盗難防止のため、文化財^{*}所有者等の要請に応じ、施錠可能な保管場所に移すなどの被災文化財の救出・保全業務を推進する。

市町が応援を要する業務(災害応急業務)が発生した場合は、県は被災状況把握のための現地確認など必要な援助業務等を実施する。また、必要とする支援の内容に応じ、文化庁へ「文化財レスキュー事業^{*}」の要請や、中・四国関係県へ「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画^{*}」に基づく要請を行う。

4 山口県建築士会やヘリテージマネージャーとの連携

被災した歴史的建造物^{*}において、応急危険度判定^{*}で危険判定(赤紙)^{*}が出された場合、所有者等は建物の存続が不可能になったと捉え、解体へとつながる場合が多いことから、一般社団法人山口県建築士会やヘリテージマネージャー^{*}団体と連携し、歴史的建造物^{*}の応急危険度判定^{*}結果に応じ、応急処置や簡易な補修等を施すなど被災の影響を最小限に留める体制について検討する。

第5章 文化財の保存・活用の推進体制

これまでに示してきた諸課題を克服し、地域が一体となった文化財^{*}の保護・活用を進めていくためには、担当課を中心として文化振興、自然保護、観光等を所管する各課が連携するとともに、市町や民間団体とも協力し、より広い視点から文化財^{*}の保存・活用を図ることが必要である。

1 推進体制(平成31年(2019)4月1日現在)

(1) 県

◎教育庁社会教育・文化財課 (職員13名)

[業務内容]

- ・文化財の保護に関すること
- ・銃砲刀剣類の登録に関すること
- ・図書館、博物館、文書館、埋蔵文化財センターに関すること
- ・文化財関係法人に関すること
- ・世界文化遺産の登録推進等に関すること

○総務部防災危機管理課

[業務内容]

- ・災害対策、危機管理についての総合調整に関すること

○総務部消防保安課

[業務内容]

- ・消防に関すること

○環境生活部自然保護課

[業務内容]

- ・鳥獣の保護及び管理に関すること
- ・希少な野生生物の保護に関すること

○観光スポーツ文化部観光政策課

[業務内容]

- ・観光に関する施策の企画及び調整に関すること

○観光スポーツ文化部観光プロモーション推進室

[業務内容]

- ・国内観光客の誘致及び宣伝に関すること
- ・観光施設及び観光資源に関すること

○観光スポーツ文化部インバウンド推進室

[業務内容]

- ・外国人観光客の誘致、宣伝及び受け入れ態勢の整備に関すること

○観光スポーツ文化部文化振興課

〔業務内容〕

- ・地域文化の振興に係る施策の企画及び総合調整に関すること
- ・美術館に関すること

○土木建築部都市計画課

〔業務内容〕

- ・景観に関すること

○土木建築部建築指導課

〔業務内容〕

- ・建築物の許可に関すること

○県立美術館、県立萩美術館・浦上記念館

〔業務内容〕

- ・展示活動に関すること
- ・教育普及事業に関すること
- ・調査研究、収集事業に関すること

○県立山口博物館

〔業務内容〕

- ・資料の収集、保管に関すること
- ・資料の調査・研究に関すること
- ・展示活動に関すること
- ・教育普及活動に関すること

○山口県文書館

〔業務内容〕

- ・古文書の収集、調査に関すること
- ・古文書の整理、保存に関すること
- ・古文書についての普及、啓発事業に関すること

○山口県埋蔵文化財センター

〔業務内容〕

- ・埋蔵文化財の調査、研究に関すること
- ・出土品の整理、保存、管理に関すること
- ・普及教育活動に関すること

(2)山口県文化財保護審議会*

審議事項: 県教育委員会の諮問に応じて、文化財*の保存及び活用に関する重要事項について協議し、及びこれらの事項に関して県教育委員会に建議する。

委員: 委員は学識経験のある者等から県教育委員会が任命する。定員は25名以内とされているが、平成30年(2018)の改選時点で、16名である。専門分野は、建造物(3)、美術工芸品(2)、考古資料、歴史資料・古文書・史跡(2)、民俗文化財、名勝*、天然記念物*(3)、一般(3)となっている。*()は人数。

(3)文化財保護管理指導員*

取組内容:国指定文化財(建造物、史跡*、天然記念物*、名勝*、有形民俗文化財*、一部美術工芸品)について、随時、巡視を行うとともに、所有者その関係者に対し、文化財*の保護に関する指導及び助言をする。また、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行う。

委員:委員は、市町教育委員会の推薦を受け、県教育委員会が委嘱している。平成31年(2019)4月1日現在、19名を委嘱している。

(4)その他民間団体等

○山口県文化財愛護協会

機関誌その他資料の刊行、研究会、講習会、展覧会等の開催等の事業を行う。

○錦帯橋世界文化遺産登録推進協議会

「錦帯橋」の世界文化遺産*登録に向けて、県、市及び関係団体が連携・協働して行う施策(理解増進・情報発信)等の円滑効果的な推進やそれぞれが実施する施策等の総合調整を図る。事務局は県と岩国市で共同運営。

○世界遺産ルート推進協議会

構成資産全体での「明治日本の産業革命遺産」の世界文化遺産*価値の共有・普及を図るとともに、観光振興をはじめとする地域経済の活性化、地方創生に資する取組を推進する。

参加機関は、関係公共交通機関(鉄道、高速道路、バス・タクシー協会等)、観光業者・団体(レンタカー、旅行代理連、観光協会等)など125団体。オブザーバーとして政府機関が参加。事務局は、一般財団法人産業遺産国民会議。

○一般社団法人山口県建築士会

建築士の品位の保持向上及びその業務の進歩改善に資するため、建築士に対する建築技術に関する研修、会員の指導及び連絡に関する事務並びに優秀な建築技術者を育成する事業などを行う。

平成29年度(2017)からヘリテージマネージャー*の養成事業を実施している。

(5)市町との連携

①市町向け県開催会議

○市町文化財保護行政担当者会議*

市町の文化財保護行政の新規担当者等を対象に、補助金や現状変更等提出等の文化財保護行政についての説明会を毎年4月末に実施している。

②県参加の市町等会議(令和元年度)

<委員>

- 見島ウシ保護振興対策委員会(萩市)
- 萩市伝統的建造物群保存地区保存審議会(萩市)
- 柳井市伝統的建造物群保存地区保存審議会(柳井市)
- 柳井市伝統的建造物群保存地区周辺建物修景審議会(柳井市)

<オブザーバー>

- 大内氏遺跡保存対策協議会(山口市)
- 史跡周防鑄銭司跡調査検討委員会(山口市)
- 史跡周防灘干拓遺跡名田島新開作南蛮樋保存整備委員会(山口市)
- 常栄寺庭園保存整備委員会(山口市)
- 常德寺庭園保存対策協議会(山口市)
- 萩藩主毛利家墓所保存活用計画検討委員会(萩市)
- 史跡萩城跡等整備委員会(萩市)
- 萩反射炉整備委員会(萩市)
- 恵美須ヶ鼻造船所跡及び大板山たたら製鉄遺跡整備委員会(萩市)
- 史跡萩往還三田尻御茶屋旧構内保存整備委員会(防府市)
- 史跡周防国分寺旧境内保存整備検討委員会(防府市)
- 名勝錦帯橋保存活用整備計画策定委員会(岩国市)
- 岩国市オオサンショウウオ調査研究委員会(岩国市)
- 宇佐川オオサンショウウオ対策検討委員会(岩国市)
- 文化的景観保存計画策定委員会(岩国市)
- 特別天然記念物秋芳洞照明植生対策委員会(美祢市)
- 史跡長登銅山跡調査及び整備委員会(美祢市)

<事務局>

- 錦帯橋世界文化遺産専門委員会(岩国市)
- 周南市ツル保護協議会(周南市)

2 今後の体制整備の方針

文化財^{*}は、従来から取り組んできた保護に加え、地域振興、観光振興など地方創生への貢献が期待されるなど、その意義が多様化してきている。一方で、県及び市町の文化財担当部局は埋蔵文化財を専門とする専門職員と事務職員から構成されることが多く、市町によっては埋蔵文化財専門職員が配置されていないこともある。このような状況下、県として幅広い文化財^{*}分野をカバーし、保存や活用に関する市町や所有者からの様々な要望に対応し、適切に支援していくことが難しい状況にある。また、今後は地域振興部局や観光部局等とも積極的に連携し、情報発信や普及啓発等の取組を進めていくことも求められている。

こうしたことから、文化財^{*}全般に係る専門的知見をもち、今後の文化財行政を推進していく人材を育成するため、文化庁等が実施する各種研修に計画的に参加するとともに、地域振興や観光など関連部局との情報交換等を積極的に行うことなどにより、職員の専門性の向上を図る。併せて、専門職員の計画的な採用・配置に努めていく。

また、行政・所有者・地域が一体となって文化財^{*}を保存・活用していくため、文化財保存活用支援団体^{*}への指定も視野に入れながら、文化財^{*}の保存・活用や継承の担い手である民間団体等の育成を進めていく。

資料編

- 1 県内所在 国・県指定等文化財一覧
- 2 県内に所在する国・県・市町指定の無形文化財
及び無形民俗文化財に係る調査報告書(抄)
- 3 用語解説

1 県内所在 国・県指定等文化財一覧

(平成31年4月1日現在)

文化財	国				県			計
	指定		種別	件数		種別	件数	
有形文化財	重要文化財	国宝	建造物	3	有形文化財			3
			絵画	1				1
			工芸品	4				4
			書跡	2				2
	重要文化財	重要文化財	建造物	35		建造物	34	69
			絵画	12		絵画	29	41
			彫刻	19		彫刻	63	82
			工芸品	27		工芸品	29	56
			書跡	9		書跡	8	17
			典籍	0		典籍	10	10
			古文書	12		古文書	8	20
			考古資料	4		考古資料	25	29
			歴史資料	8		歴史資料	16	24
無形文化財	重要無形文化財	芸能	0	無形文化財	芸能	1	1	
		工芸	1	無形文化財	工芸	2	3	
民俗文化財	重要有形民俗文化財			11	有形民俗文化財		8	19
	重要無形民俗文化財			5	無形民俗文化財		34	39
記念物	特別天然記念物※1			3	記念物			3
	史跡※2			43		史跡	31	74
	名勝※2			12		名勝	5	17
	天然記念物 ※1※2			40		天然記念物	52	92
計				251	計		355	606
記録作成等の措置を講ずべき無形文化財（選択）				3				3
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財（選択）				10				10
重要伝統的建造物群保存地区（選定）				5				5
選定保存技術				1				1
参考	登録有形文化財			101				101
	登録有形民俗文化財			1				1
	登録記念物			3				3
	重要美術品	絵画	彫刻	工芸品	書跡	考古資料		32
	1	2	9	19	1			

*1 「地域を定めず指定したもの」「2都府県以上にわたるもの」については含めない。

*2 「史跡及び天然記念物」「名勝及び天然記念物」「天然記念物及び名勝」については、それぞれ重複して含める。

(1) 国指定等文化財一覧

国宝(建造物)

名称	所在地	所有者(管理者・管理団体)	指定年月日
功山寺仏殿	下関市長府	功山寺	M36.4.15
住吉神社本殿	下関市一の宮住吉一丁目	住吉神社	M36.4.15
瑠璃光寺五重塔	山口市香山町	瑠璃光寺	M36.4.15

国宝(美術工芸品)

種別	名称	所在地	所有者(管理者・管理団体)	指定年月日
絵画	紙本墨画淡彩四季山水図 雪舟筆 文明十八年の年紀がある 附 紙本墨書送雪舟帰国詩並序 徐璉筆 一幅 附 紙本墨画淡彩四季山水図 伝雲谷等 顔筆 一卷	防府市多々良一丁目	公益財団法人毛利報公会	S6.1.19
工芸品	鉄宝塔(水晶五輪塔共) 建久八年十一月二十二日、造東大寺大勧 進大和尚位南無阿弥陀仏在銘	防府市大字牟礼	阿弥陀寺	M35.7.31
工芸品	菊造腰刀 刀身無銘 伝当麻	防府市多々良一丁目	公益財団法人毛利報公会	S27.3.29
書跡	紙本墨書古今和歌集卷第八(高野切本)	防府市多々良一丁目	公益財団法人毛利報公会	S6.12.14
書跡	史記呂后本紀第九 延久五年正月大江家国書写加点奥書	防府市多々良一丁目	公益財団法人毛利報公会	S6.12.23
工芸品	太刀 銘為次(狐ヶ崎) 附 黒漆太刀拵	岩国市横山二丁目	公益財団法人吉川報効会	S8.1.23
工芸品	刀 金象嵌銘 天正十三十二月日江本阿彌 磨上之(花押) 所持稲葉勘右衛門尉(名物稲葉江)	岩国市横山二丁目	公益財団法人岩国美術館	S26.6.9

重要文化財(建造物)

名称	所在地	所有者(管理者・管理団体)	指定年月日
住吉神社拝殿	下関市一の宮住吉一丁目	住吉神社	S29.9.17
旧下関英国領事館 本館・附属屋 附 煉瓦塀・幣串	下関市唐戸町	下関市	H11.5.13
宇部市渡辺翁記念会館	宇部市朝日町	宇部市	H17.12.27
今八幡宮楼門 附 絵馬一枚	山口市八幡馬場	今八幡宮	M40.5.27
今八幡宮本殿 附 宮殿三基 棟札二枚	山口市八幡馬場	今八幡宮	M40.5.27
今八幡宮拝殿	山口市八幡馬場	今八幡宮	M40.5.27
平清水八幡宮本殿	山口市吉田	平清水八幡宮	M40.5.27
洞春寺観音堂 附 伝厨子裏板一枚	山口市水の上町	洞春寺	T6.8.13
八坂神社本殿 附 棟札二枚	山口市上堅小路	八坂神社	T6.8.13
古熊神社本殿 附 宮殿一基	山口市古熊一丁目	古熊神社	T6.8.13
古熊神社拝殿	山口市古熊一丁目	古熊神社	S24.2.18
月輪寺薬師堂 附 厨子一基 棟札二枚	山口市徳地上村	月輪寺	S24.2.18
龍福寺本堂	山口市大殿大路	龍福寺	S29.9.17
洞春寺山門	山口市水の上町	洞春寺	S29.9.17
山口県旧県庁舎及び県会議事堂 附 棟札一枚 大正四年乙卯九月二十四日上棟の記がある 附 工事関係記録六冊 設計図五枚	山口市滝町	山口県(工事関係記録は 山口県文書館)	S59.12.28
正八幡宮 本殿・拝殿・楼門及び庁屋 附 棟札一枚 再建立元文五庚申ノ八月十三日の記がある	山口市秋徳西	正八幡宮	H1.9.2
有近家住宅 主屋・米蔵・長屋・漬物小屋・正門・仕込蔵及び留蔵・瓶 洗場	山口市徳地八坂	個人	H24.12.28

常念寺表門 附 棟札一枚	萩市下五間町	常念寺	S29.9.17
旧厚狭毛利家萩屋敷長屋 附 棟札一枚 上棟安政三丙辰五月吉日の記がある	萩市大字堀内	萩市	S41.6.11
東光寺 大雄宝殿(附 棟札三枚)・鐘楼・三門(附 棟札一枚)・総門	萩市大字椿東	東光寺	S41.6.11
森田家住宅 附 貫木門一棟 塀重門一棟 文書一通 天保十四年丁卯十二月三日勤功差出候事の記がある	萩市大字黒川	個人	S49.2.5
口羽家住宅 主屋・表門	萩市大字堀内	個人	S49.5.21
菊屋家住宅 主屋・本蔵・金蔵・米蔵・釜場 附 土塀二棟・古凶一枚	萩市呉服町	公益財団法人菊屋家住宅保存会	S49.5.21
熊谷家住宅 主屋・離れ座敷・本蔵・宝蔵	萩市今魚店町	公益財団法人熊谷美術館	S49.5.21
大照院 本堂・庫裡・書院・鐘楼門・経蔵	萩市大字椿	大照院	H14.5.23
国分寺金堂 附 旧風鐸 一個 安永八己ノ亥歳正月九日再建の刻銘がある 旧獅子口(鯨付)一個 安永八亥ノ五月日の篋書がある	防府市国分寺町	国分寺	H1.9.2
旧毛利家本邸 本館・女中部屋・台所・洗濯所・奥土蔵・台所付倉庫・用達所倉庫・二階建物置・画像堂・石橋・門番所・本門 附 湯沸場一棟・雑品物置上屋一棟・小使溜り一棟・作事納屋一棟・供待一棟・棟札一枚・建築関係資料176点・設計図面175枚・防府邸新築竣成報告書1冊	防府市多々良一丁目	公益財団法人毛利報公会	H23.11.29
関伽井坊多宝塔 附 棟札五枚	下松市大字末武上	関伽井坊	M40.5.27
旧目加田家住宅	岩国市横山二丁目	岩国市	S49.2.5
吉香神社 本殿・拝殿及び幣殿・神門・鳥居 附 棟札二枚	岩国市横山二丁目	吉香神社	H16.12.10
石城神社本殿 附 宮殿一基・棟札二枚	光市大字塩田	石城神社	M40.5.27
早川家住宅	長門市通	個人	S49.2.5
国森家住宅	柳井市大字柳井津	個人	S49.2.5
旧小野田セメント製造株式会社竪窯	山陽小野田市大字小野田	太平洋セメント株式会社	H16.12.10
四階楼 附 弊串一本 明治十二年六月	上関町大字室津	上関町	H17.12.27

重要文化財(美術工芸品)

種別	名称	所在地	所有者(管理者・管理団体)	指定年月日
絵画	絹本着色十二天曼荼羅図(寺伝安鎮曼荼羅)	下関市東南部町	国分寺	M37.2.18
絵画	絹本着色仁王経曼荼羅図	下関市豊田町大字江良	神上寺(山口県立山口博物館)	S53.6.15
彫刻	木造不動明王立像	下関市豊田町大字江良	神上寺	M35.7.31
彫刻	木造薬師如来立像	下関市西南部町	専念寺	M35.7.31
彫刻	木造阿弥陀如来坐像	下関市豊浦町大字黒井	安養寺	S4.4.6
工芸品	銅鐘	下関市一の宮住吉一丁目	住吉神社	M35.7.31
工芸品	刀 (無銘)(伝則宗)	下関市長府	忌宮神社	T15.4.19
工芸品	太刀 銘備州長船盛光応永廿三年八月 日	下関市長府	忌宮神社	T15.4.19
工芸品	金銅牡丹唐草透唐鞍	下関市一の宮住吉一丁目	住吉神社	S31.6.28
書跡	紙本墨書平家物語(長門本)	下関市阿弥陀寺町	赤間神宮	M39.4.14
書跡	紙本墨書豊浦宮法楽和歌 尊氏外三人筆	下関市長府	忌宮神社	M43.4.20
書跡	住吉社法楽百首和歌短冊(明応四年十二月)	下関市一の宮住吉一丁目	住吉神社	S28.11.14
古文書	赤間神宮文書	下関市阿弥陀寺町	赤間神宮	S51.6.5

古文書	忌宮神社文書(三百七十二通) 附 忌宮神社記録 忌宮神社境内絵図(著色)	下関市長府	忌宮神社	S53.6.5
考古資料	長門国鑄銭遺物	下関市長府川端二丁目	下関市(下関市立歴史博物館)	S39.1.28
古文書	南嶺子越住筑前聖福寺諸山疏并江湖疏 延文四年八月(絹本)	宇部市棚井	東隆寺(宇部市文化会館)	H4.6.22
歴史資料	慶長国絵図 控図 周防国・長門国	宇部市朝日町	宇部市(宇部市文化会館)	H1.6.12
絵画	絹本著色維摩居士像	山口市水の上町	洞春寺(大阪市立美術館)	M37.2.18
絵画	紙本墨画山水図 雪舟筆 奥ニ長谷川某模写ノ補図及識語(文明六年 雪舟記)並ニ木下長俊ノ跋文アリ	山口市龜山町	山口県(山口県立美術館)	S25.8.29
絵画	紙本淡彩放牛図 雪舟筆(仿李唐)(渡河)	山口市龜山町	山口県(山口県立美術館)	S25.8.29
絵画	紙本淡彩放牛図 雪舟筆(仿李唐)(牧童)	山口市龜山町	山口県(山口県立美術館)	S25.8.29
絵画	絹本著色毛利元就像 永禄五年九月仁如集堯の賛がある	山口市野田	豊栄神社(山口県立山口博物館)	S44.6.20
絵画	紙本墨画天神図 永享元年十一月惟肖得巖の賛がある	山口市古熊一丁目	古熊神社	S48.6.6
彫刻	木造十一面観音立像	山口市八幡馬場	神福寺	T6.8.13
彫刻	木造大日如来坐像	山口市吉敷	龍蔵寺	S19.9.5
彫刻	木造平子重経(沙弥西仁)坐像	山口市仁保下郷	源久寺	H4.6.22
工芸品	太刀 銘口友 伝助友 附 衛府太刀拵	山口市野田	野田神社(山口県立山口博物館)	T1.9.3
工芸品	鱧口(大内義隆寄進)	山口市八幡馬場	今八幡宮(山口市立歴史民俗資料館)	S34.12.18
工芸品	梵鐘(大内義隆寄進)	山口市大内御堀	興隆寺	S34.12.18
工芸品	四天王図鎗金扉 平江管勝造の黒漆印銘がある	山口市吉敷	龍蔵寺	H2.6.29
古文書	熊谷家文書(二百十五通)	山口市後河原	個人(山口県文書館)	S48.6.6
古文書	有光家文書 長門国正吉郷入江塩浜絵図	山口市後河原	山口県(山口県文書館)	H4.6.22
歴史資料	防長土図 附 長持並櫃 明和四年四月	山口市春日町	山口県(山口県立山口博物館)	H5.1.20
歴史資料	正徳元年朝鮮通信使進物並びに進物目録	山口市春日町	山口県(山口県立山口博物館)	H5.6.10
歴史資料	大内版法華経板木	山口市後河原	山口県(山口県文書館)	H10.6.30
歴史資料	山口県行政文書	山口市後河原	山口県(山口県文書館)	H17.6.9
歴史資料	過所船旗 天正九年四月廿八日 能島村上家文書	山口市後河原	個人(山口県文書館)	H27.9.4
絵画	絹本著色春冬山水図 載文進筆	萩市呉服町	公益財団法人菊屋家住宅保存会	S31.6.28
彫刻	木造聖観音立像	萩市大字椿	南明寺	M35.7.31
彫刻	木造千手観音立像	萩市大字椿	南明寺	M35.7.31
彫刻	木造赤童子立像	萩市大字椿	大照院	M35.7.31
工芸品	太刀 銘延吉 附 絲巻太刀拵	萩市大字堀内	志都岐山神社(萩博物館)	T8.4.12
工芸品	太刀 銘光房 弘安三年十月 日 附 革包太刀拵	萩市大字堀内	志都岐山神社(萩博物館)	T15.4.19
書跡	雪峯東山空和尚外集(石屏子介手沢本)	萩市大字椿東	龍蔵寺(萩博物館)	S49.6.8
歴史資料	日明貿易船旗 万暦十二年十月吉日(麻布) 高洲家文書	萩市土原	個人(山口県文書館)	H22.6.29
絵画	紙本著色松崎天神縁起箱入 応長元年閏六月の奥書がある 附 紙本著色松崎天神縁起 六巻	防府市松崎町	防府天満宮	M37.2.18
絵画	紙本著色毛利元就像 天正十九年竜喜ノ賛アリ	防府市多々良一丁目	公益財団法人毛利報公会	S16.7.3
彫刻	木造重源坐像	防府市大字牟礼	阿弥陀寺	M35.7.31
彫刻	木造大日如来坐像	防府市松崎町	防府天満宮	M35.7.31
彫刻	木造日光菩薩立像・木造月光菩薩立像	防府市国分寺町	国分寺	S19.9.5
彫刻	木造四天王立像	防府市国分寺町	国分寺	S19.9.5
彫刻	木造阿弥陀如来坐像	防府市国分寺町	国分寺	S19.9.5

彫刻	木造金剛力士立像	防府市大字牟礼	阿弥陀寺	S31.6.28
彫刻	木造獅子頭 上顎内面に正平十年の修理銘がある 附 木造獅子頭一面 下顎内面に正平十年の銘がある 附 木造鼻高面一面 正平十年の朱塗銘がある	防府市松崎町	防府天満宮	H4.6.22
彫刻	木造薬師如来坐像 附 木造仏手	防府市国分寺町	国分寺	H11.6.7
工芸品	太刀 銘備前国□□(伝友成)	防府市多々良一丁目	公益財団法人毛利報公会	S8.1.23
工芸品	金銅宝塔 天神宝前安置承安二年二月廿九日ノ銘アリ	防府市松崎町	防府天満宮	S13.8.26
工芸品	浅黄糸威褰取鏡 兜付 附 立拳脛当一双 附 鏡唐櫃 正長二年正月廿六日の朱漆寄進銘がある	防府市松崎町	防府天満宮	S28.11.14
工芸品	浅黄糸威鏡	防府市松崎町	防府天満宮	S34.6.27
工芸品	梵鐘 鑄出銘のうち「文応辛酉年沽洗庚午日」「鑄工沙弥生蓮」とある	防府市松崎町	防府天満宮	S37.2.2
工芸品	色々威腹巻 兜、大袖、喉輪付	防府市多々良一丁目	公益財団法人毛利報公会	S39.1.28
工芸品	紙本墨書刀絵図 文禄三年六月十四日本阿弥光徳の安芸宰相宛奥書がある	防府市多々良一丁目	公益財団法人毛利報公会	S39.5.26
工芸品	能装束 紅萌葱地山道菊桐文片身替唐織	防府市多々良一丁目	公益財団法人毛利報公会	S45.5.25
工芸品	紅地桐文散錦直垂	防府市多々良一丁目	公益財団法人毛利報公会	S46.6.22
工芸品	紫韋威鏡	防府市松崎町	防府天満宮	S47.5.30
工芸品	松藤蒔絵文台硯箱	防府市松崎町	防府天満宮	S55.6.6
書跡	紺紙金泥般若心経 後奈良院宸翰 附 光豊寄進状一通	防府市国分寺町	国分寺	M43.4.20
書跡	紙本墨書阿弥陀寺田畠注文並免除状	防府市牟礼	阿弥陀寺	M43.4.20
書跡	紙本墨書東大寺領周防国宮野庄田畠等立券文 建久六年九月日 俊乗坊重源ノ袖判裏判アリ	防府市牟礼	個人	S11.5.6
書跡	紙本墨書周防国阿弥陀寺田畠注文 正治二年十月日	防府市牟礼	個人	S11.5.6
書跡	紙本墨書後深草天皇宸翰御消息 十二月廿五日	防府市多々良一丁目	公益財団法人毛利報公会	S11.5.6
古文書	毛利家文書 一、毛利家重書文書 附 寛延二年二月御什書惣目録一冊 一、歴代藩主関係文書	防府市多々良一丁目	公益財団法人毛利報公会	S48.6.6
古文書	周防国一宮造替神殿宝物等目録 建久六年九月廿八日重源加判 附 建武二年九月日周防国一宮玉祖社造替目録(大内弘幸加判)一卷 文明十一年十二月八日周防国一宮玉祖社御神用米在所注文(大内政弘加判)一卷	防府市大字大崎	玉祖神社	S51.6.5
考古資料	鉄印 東大寺槌印	防府市大字牟礼	阿弥陀寺	M35.7.31
歴史資料	大内氏勘合貿易印等関係資料	防府市多々良一丁目	公益財団法人毛利報公会	S54.6.6
工芸品	太刀 銘備前国福岡住左兵衛尉長則 嘉元(以下不明)	岩国市横山二丁目	吉香神社	T1.9.3
工芸品	太刀 銘安吉	岩国市今津町六丁目	白崎八幡宮	T15.4.19
工芸品	太刀 銘貞和三年丁亥十月 日守吉作 防州白崎八幡宮御剣 願主源兼胤 附 太刀(同銘無焼刃)一口	岩国市今津町六丁目	白崎八幡宮	S2.4.25
工芸品	山道草花鶴亀文繡箔胴服	岩国市横山二丁目	公益財団法人吉川報効会	S47.5.30
工芸品	色々威腹巻	岩国市横山二丁目	公益財団法人岩国美術館	S47.5.30
書跡	紙本墨書吾妻鏡 四十七冊並二年譜一冊 第四十七冊二大永二年右田弘詮書写ノ奥書	岩国市横山二丁目	公益財団法人吉川報効会	S9.1.30
書跡	紙本墨書細字法華経八巻 附 仁和寺任助法親王御讓状(天正十二年六月廿一日)一通	岩国市横山二丁目	公益財団法人吉川報効会	S16.7.13

書跡	太平記 吉川元春筆 各冊自永禄六年至八年書写奥書 附 太平記目録一冊	岩国市横山二丁目	公益財団法人吉川報効会	S34.12.18
書跡	元亨釈書 吉川経基筆	岩国市横山二丁目	公益財団法人吉川報効会	S34.12.18
書跡	吉川家文書	岩国市横山二丁目	公益財団法人吉川報効会	S49.6.8
工芸品	銅鐘 周防州三井村賀茂靈祠撞鐘貞治六年三月十五日ノ後銘アリ	光市三井一丁目	賀茂神社	S14.10.25
彫刻	木造釈迦如来立像・木造阿弥陀如来立像	長門市油谷向津具下	二尊院	S19.9.5
考古資料	有柄細形銅剣	長門市油谷向津具下	個人	S31.6.28
絵画	絹本著色陶弘護像 文明十六年十一月牧松周省の賛がある	周南市大字大道理	龍豊寺(周南市美術博物館)	S49.6.8
考古資料	山口県竹島古墳出土品	周南市本陣町	個人	S63.6.6
彫刻	木造阿弥陀如来坐像	周防大島町大字日見	西長寺	S19.9.5

重要無形文化財

種別(名称)	保持者	居住地	認定年月日
金工(彫金)	山本 晃	光市	H26.10.23

重要有形民俗文化財

名称	所在地	所有者(管理者・管理団体)	指定年月日
蓋井島「山ノ神」の森	下関市蓋井島	(下関市)	S35.10.11
岸見の石風呂	山口市徳地岸見	山口市	S33.4.18
須佐宝泉寺・黄帝社奉納船絵馬	萩市須佐	宝泉寺(萩博物館)	H22.3.11
江崎のまるきぶね	防府市お茶屋町	山口県(防府市)	S32.6.3
製塩用具	防府市お茶屋町	防府市	S34.5.6
阿弥陀寺の湯屋 附 旧鉄湯釜一口 附 鉄湯舟残欠一口	防府市大字牟礼	阿弥陀寺(防府市)	S47.8.3
赤崎神社楽棧敷	長門市東深川	長門市	S38.10.26
長門の捕鯨用具	長門市通	長門市(くじら資料館)	S50.9.3
久賀の石風呂	周防大島町大字久賀	周防大島町	S33.4.18
久賀の諸職用具	周防大島町大字久賀	周防大島町(久賀の諸職用具保管施設)	S53.8.5
周防大島東部の生産用具	周防大島町大字西方	周防大島町(東和収蔵庫)	H2.3.29

重要無形民俗文化財

名称	所在地	保護団体	指定年月日
地福のトイトイ	山口市阿東地福上、地福下	地福トイトイ保存会	H24.3.8
岩国行波の神舞	岩国市大字行波	岩国行波の神舞保存会	S54.2.3
周防祖生の柱松行事	岩国市周東町祖生	祖生柱松行事保存会	H1.3.20
阿月の神明祭	柳井市大字阿月	神明祭顕彰会	H21.3.11
三作神楽	周南市大字夏切	三作神楽保存会	H12.12.27

特別天然記念物

名称	所在地	所有者(管理者・管理団体)	指定年月日
八代のツルおよびその渡来地	下松市大字瀬戸字大峠 周南市大字八代	(周南市)	特別天然記念物 S30.2.15 (天然記念物T10.3.3)
秋芳洞	美祢市秋芳町大字秋吉	(美祢市)	特別天然記念物 S27.3.29 (天然記念物T11.3.8)
秋吉台	美祢市美東町・秋芳町	(美祢市)	特別天然記念物 S39.7.10 (天然記念物S3.2.7)

史跡・名勝・天然記念物

種別	名称	所在地	所有者(管理者・管理団体)	指定年月日
史跡	長門鑄銭所跡	下関市長府安養寺三丁目	覚苑寺ほか(下関市)	S4.12.17
史跡	高杉晋作墓	下関市大字吉田	東行庵(下関市)	S9.5.1
史跡	中山忠光墓	下関市綾羅木本町	中山神社(下関市)	S16.8.1
史跡	土井ヶ浜遺跡	下関市豊北町大字神田上	下関市	S37.6.21
史跡	綾羅木郷遺跡	下関市綾羅木	下関市	S44.3.11
史跡	梶栗浜遺跡	下関市大字富任字久保	下関市	S55.3.14
史跡	仁馬山古墳	下関市大字延行・有富	下関市ほか(下関市)	H3.5.15
史跡	長州藩下関前田台場跡	下関市前田一丁目	下関市	H22.8.5
史跡	勝山御殿跡	下関市大字田倉	下関市	H31.2.26
名勝及び天然記念物	石柱溪	下関市豊田町大字今出	下関市ほか(下関市)	T15.10.20
名勝	狗留孫山	下関市豊田町大字柰路子	修禅寺(下関市)	S15.8.30
天然記念物	川棚のクスの森	下関市豊浦町大字川棚	下関市ほか(下関市)	T11.10.12
天然記念物	満珠樹林	下関市大字豊浦村	忌宮神社(下関市)	T15.10.20
天然記念物	干珠樹林	下関市大字豊浦村	忌宮神社(下関市)	T15.10.20
天然記念物	大吼谷蝙蝠洞	下関市豊浦町大字小串	(下関市)	S3.3.24
天然記念物	小串エヒメアヤメ自生南限地帯	下関市豊浦町大字小串	下関市ほか(下関市)	S5.11.19
天然記念物	六連島の雲母玄武岩	下関市大字六連島	(下関市)	S9.1.22
天然記念物	壁島ウ渡来地	下関市豊北町大字神田上	(下関市)	S9.5.1
天然記念物	恩徳寺の結びイブキ	下関市豊北町大字神田	(下関市)	S30.10.26
天然記念物	木屋川・音信川ゲンジボタル発生地	下関市	(下関市)	S32.10.16
名勝	宗隣寺庭園	宇部市大字小串	宗隣寺(宇部市)	S58.2.7
天然記念物	吉部の大岩郷	宇部市大字西吉部	宇部市	S10.12.24
史跡及び名勝	常栄寺庭園	山口市宮野下	常栄寺	T15.2.24
史跡	大村益次郎墓	山口市鑄銭司	個人(山口市)	S10.12.24
史跡	野谷石風呂	山口市徳地野谷	個人(山口市)	S10.12.24
史跡	佐波川関水	山口市徳地船路		S12.6.15
史跡	陶陶窯跡	山口市陶	個人(山口市)	S23.1.14
史跡	大内氏遺跡附凌雲寺跡	山口市上宇野令ほか	山口市ほか(山口市)	S34.11.27
史跡	周防鑄銭司跡	山口市鑄銭司	山口市ほか(山口市)	S48.3.13
史跡	萩藩主毛利家墓所	山口市香山町	個人	S56.5.11
史跡	朝田墳墓群	山口市朝田・吉敷	山口市(山口市)	S57.4.30
史跡	萩往還(関連遺跡:国境の碑・一の坂一里塚・六軒茶屋)	山口市	山口市ほか	H1.9.22
史跡	周防灘干拓遺跡(名田島新開作南蛮樋)	山口市名田島	山口市	H8.3.28
名勝	長門峡	山口市阿東	山口県ほか	T12.3.7
名勝	常德寺庭園	山口市阿東蔵目喜	常德寺ほか(山口市)	H12.12.27
天然記念物	小郡町ナギ自生北限地	山口市小郡上郷	個人(山口市)	T11.10.12
天然記念物	平川の大スギ	山口市吉田	平清水八幡宮(山口市)	S3.1.18
天然記念物	法泉寺のシンパク	山口市滝町	個人(山口市)	S3.1.18
天然記念物	山口ゲンジボタル発生地	山口市(一円)	(山口市)	S10.12.24
天然記念物	龍蔵寺のイチヨウ	山口市吉敷	龍蔵寺(山口市)	S17.7.21
天然記念物	出雲神社ツルマンリョウ自生地	山口市徳地堀	出雲神社(山口市)	S32.2.22

【国指定等文化財】

史跡	松下村塾	萩市大字椿東	松陰神社	T11.10.12
史跡	吉田松陰幽囚ノ旧宅	萩市大字椿東	松陰神社	T11.10.12
史跡	萩反射炉	萩市大字椿東	萩市	T13.12.9
史跡	旧萩藩校明倫館	萩市大字江向	萩市	S4.12.17
史跡	木戸孝允旧宅	萩市呉服町	萩市	S7.3.25
史跡	伊藤博文旧宅	萩市大字椿東	萩市	S7.3.25
史跡	旧萩藩御船倉	萩市大字東浜崎	萩市	S11.12.16
史跡	萩城跡	萩市大字堀内字旧城ほか	萩市ほか(萩市)	S26.6.9
史跡	萩城城下町	萩市呉服町・南古萩町	萩市ほか(萩市)	S42.1.10
史跡	萩藩主毛利家墓所	萩市大字堀内 萩市大字椿字青海	個人ほか	S56.5.11
史跡	見島ジーコンボ古墳群	萩市見島	萩市ほか(萩市)	S59.7.25
史跡	萩往還(関連遺跡:唐樋札場跡・涙松跡・悴坂一里塚跡・悴坂駕籠建場・上長瀬一里塚・逆	萩市	萩市ほか	H1.9.22
史跡	大板山たたら製鉄遺跡	萩市大字紫福	萩市	H24.9.19
史跡	恵美須ヶ鼻造船所跡	萩市大字椿東	萩市ほか(萩市)	H25.10.17
名勝	長門峽	萩市	山口県ほか	T12.3.7
名勝及び天然記念物	須佐湾	萩市須佐	萩市ほか(萩市)	S3.3.5
天然記念物	明神池	萩市大字椿東越ヶ浜	萩市	T13.12.9
天然記念物	笠山コウライタチバナ自生地	萩市大字椿東	越ヶ浜浦組ほか(萩市)	T15.2.24
天然記念物	見島ウシ産地	萩市見島	(萩市)	S3.9.20
天然記念物	見島のカメ生息地	萩市見島	(萩市)	S3.9.20
天然記念物	川上のユズおよびナンテン自生地	萩市川上字遠谷	福昌院(萩市)	S16.8.1
天然記念物	須佐高山の磁石石	萩市大字須佐	萩市	S11.12.16
天然記念物	指月山	萩市大字堀内字旧城	萩市	S46.3.16
史跡	敷山城跡	防府市大字牟礼	牟礼地区(防府市)	S10.6.7
史跡	周防国衙跡	防府市国衙ほか	防府市ほか(防府市)	S12.6.15
史跡	大日古墳	防府市大字高井	大日地区(防府市)	S23.1.14
史跡	周防国分寺旧境内	防府市国分寺町	国分寺ほか(防府市)	S32.7.10
史跡	萩往還(関連遺跡:宮市本陣兄部家・三田尻御茶屋旧構内・住吉神社石造燈台・三田尻御舟倉跡)	防府市	防府市ほか(防府市)	H1.9.22
名勝	毛利氏庭園	防府市多々良一丁目	公益財団法人毛利報公会	H8.3.29
天然記念物	向島タヌキ生息地	防府市大字向島	防府市ほか(防府市)	T15.2.24
名勝	錦帯橋	岩国市錦見・横山	(岩国市)	T11.3.8
天然記念物	岩屋観音窟	岩国市美川町根笠	護聖寺(岩国市)	S9.1.22
天然記念物	南桑カジカガエル生息地	岩国市美川町南桑	(岩国市)	S11.9.3
史跡	石城山神籠石	光市石城・山中	光市ほか(光市)	S10.6.7
天然記念物	峨眉山樹林	光市大字室積	山口県(光市)	S7.4.25
史跡及び天然記念物	大日比ナツミカン原樹	長門市仙崎	個人(長門市)	S2.4.8
史跡	青海島鯨墓	長門市通	向岸寺(長門市)	S10.12.24
史跡	村田清風旧宅および墓	長門市三隅下	長門市	S16.8.1
名勝及び天然記念物	青海島	長門市仙崎・通	長門市ほか(長門市)	T15.10.20
名勝及び天然記念物	俵島	長門市油谷向津具下	(長門市)	S2.6.14
天然記念物及び名勝	竜宮の潮吹	長門市油谷津黄	(長門市)	S9.8.5
天然記念物	木屋川・音信川ゲンジボタル発生地	長門市	(長門市)	S32.10.16

史跡	茶臼山古墳	柳井市大字柳井	柳井市	S23.1.14
天然記念物	余田臥龍梅	柳井市大字余田	個人(柳井市)	S8.4.13
史跡	長登銅山跡	美祿市美東町大字長登地内	美祿市ほか(美祿市)	H15.7.25
天然記念物	景清穴	美祿市美東町	美祿市	T11.3.8
天然記念物	大正洞	美祿市美東町	美祿市	T12.3.7
天然記念物	中尾洞	美祿市秋芳町大字青景	美祿市	T12.3.7
天然記念物	万倉の大岩郷	美祿市伊佐町奥万倉	美祿市	S10.12.24
天然記念物	大玉スギ	周南市大字須々万	飛竜八幡宮(周南市)	S5.8.25
史跡	周防灘干拓遺跡(高泊開作浜五挺唐樋)	山陽小野田市大字西高泊	山陽小野田市	H8.3.28
天然記念物	安下庄のシナナシ	周防大島町大字西安下庄	個人(周防大島町)	S29.3.20
史跡	白須たたら製鉄遺跡	阿武町惣郷白須	阿武町・山口県(阿武町)	S57.3.23

*「2都府県以上にわたって指定した」天然記念物について

天然記念物(含 特別天然記念物)には、指定地が2都府県以上にわたっているものがあり、これらは県内に生息していても、通常、本県の天然記念物に数えない。

種別	名称	県内所在地	県内所有者(管理者・管理団体)	指定年月日
天然記念物	エヒメアヤメ自生南限地帯	防府市大字西浦	防府市	T14.10.8

*「地域を定めず指定した」天然記念物について

天然記念物(含 特別天然記念物)には、「地域を定めずに指定したもの」があり、これらは県内に生息していても、通常、本県の天然記念物に数えない。代表的なものに以下のものがある。

種別	名称	所在地	所有者(管理者・管理団体)	指定年月日
特別天然記念物	オオサンショウウオ	地域を定めず		特別天然記念物 S27.3.29 (天然記念物S26.6.9)

種別	名称	所在地	所有者(管理者・管理団体)	指定年月日
天然記念物	烏骨鶏	地域を定めず		S17.7.21
天然記念物	黒柏鶏	地域を定めず		S26.6.9
天然記念物	岩国のシロヘビ	地域を定めず	(岩国市)	S47.8.4

記録作成等の措置を講ずべき無形文化財

種別(名称)	保持者(芸名・雅号)	所在地	備考	選択年月日
陶芸(萩焼)	三輪邦廣(三輪休和)	萩市	S56.10.24死亡	S32.3.30
	十二代 坂倉新兵衛	長門市	S60.12.3死亡	
能楽(鶯流狂言)	山口鶯流狂言保存会	山口市		H9.5.27

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

名称	所在地	備考	選択年月日
蓋井島「山の神」神事	下関市蓋井島		S34.3.28
徳地人形浄瑠璃	山口市徳地堀	S51.3.16 県指定無形民俗文化財「徳地人形浄瑠璃」	S48.11.5
玉祖神社の占手神事	防府市大崎	S51.11.24 県指定無形民俗文化財「玉祖神社の占手神事」	H9.12.4
岩国南条踊	岩国市	S51.3.16 県指定無形民俗文化財「岩国南条踊」	S49.12.4
行波の神舞	岩国市行波	S54.2.3 国指定重要無形民俗文化財「岩国行波の神舞」	S51.12.25
赤崎神社奉納芸能	長門市深川	S51.3.16 県指定無形民俗文化財「赤崎神社奉納」	S47.8.5
滝坂神楽舞	長門市三隅上	S51.11.24 県指定無形民俗文化財「滝坂神楽舞」	H21.3.11
八代の花笠踊	周南市大字八代	S51.3.16 県指定無形民俗文化財「花笠踊」	S46.4.21
三作神楽	周南市大字夏切	H12.12.27 国指定重要無形民俗文化財「三作神楽」	H6.12.13
周防・長門の辻堂の習俗	県内全域		S59.12.20

重要伝統的建造物群保存地区

名称	所在地	所有者(管理者・管理団体)	選定年月日
萩市堀内地区伝統的建造物群保存地区	萩市大字堀内		S51.9.4
萩市平安古地区伝統的建造物群保存地区	萩市大字平安古町字平安古		S51.9.4
萩市浜崎伝統的建造物群保存地区	萩市大字浜崎町字浜崎町ほか		H13.11.14
萩市佐々並市伝統的建造物群保存地区	萩市佐々並		H23.6.20
柳井市古市金屋伝統的建造物群保存地区	柳井市大字柳井津字古市町ほか		S59.12.10

選定保存技術

名称	保持者	居住地	認定年月日
建造物彩色	馬場良治	宇部市	H26.10.23

登録有形文化財(建造物)

名称	所在地	所有者(管理者・管理団体)	指定年月日
下関市水道局内日第一貯水池取水塔	下関市大字内日字猿山	下関市	H10.1.16
下関市水道局内日貯水池事務所	下関市大字内日字猿山	下関市	H10.1.16
下関市水道局高尾浄水場着水井	下関市春日町	下関市	H10.1.16
下関市水道局高尾浄水場四号円形濾過池	下関市春日町	下関市	H10.1.16
下関市水道局高尾浄水場四号円形濾過池付設調節井	下関市春日町	下関市	H10.1.16
下関市水道局高尾浄水場配水池	下関市春日町	下関市	H10.1.16
下関市水道局内日第二貯水池取水塔	下関市大字内日上字下瀬戸	下関市	H10.1.16
下関市水道局内日第二貯水池溢水隧道入口	下関市大字内日上字下瀬戸	下関市	H10.1.16
下関市水道局水道資料室(旧日和山浄水場事務所)	下関市長崎中央町	下関市	H10.1.16
下関市立長府博物館本館(旧長門尊攘堂)	下関市長府川端	下関市	H11.6.7
下関市南部町郵便局庁舎	下関市南部町	日本郵便株式会社	H13.8.28
護國寺本堂	下関市上田中町	護國寺	H15.3.18
日本基督教団下関丸山教会(旧日本メソヂスト下関教会)会堂	下関市丸山町	日本基督教団下関教会	H16.2.17
功山寺総門	下関市長府川端	功山寺	H16.7.23
歌野清流庵	下関市菊川町大字上岡枝	個人	H17.7.12
藤原義江記念館(旧リンガー邸)	下関市阿弥陀寺町	赤間神宮	H18.10.18
中野家住宅主屋	下関市大字内日	個人	H18.11.29
中野家住宅納屋	下関市大字内日	個人	H18.11.29
中野家住宅土蔵	下関市大字内日	個人	H18.11.29
中野家住宅塀	下関市大字内日	個人	H18.11.29
中野家住宅石垣	下関市大字内日	個人	H18.11.29
めぐみ幼稚園第一園舎(旧下関バプテスト教会)	下関市上田中町	学校法人めぐみ学園	H19.5.15
めぐみ幼稚園第二園舎(旧宣教師住宅)	下関市上田中町	学校法人めぐみ学園	H19.5.15
大乘寺山門	下関市長府金屋町	大乘寺	H20.4.18
大乘寺鐘楼	下関市長府金屋町	大乘寺	H20.4.18
日清講和記念館	下関市阿弥陀寺町	下関市	H23.1.26
蜂谷ビル(旧東洋捕鯨株式会社下関支店)	下関市岬之町	個人	H25.3.29
玉椿旅館	下関市豊浦町大字川棚字湯町	個人	H25.3.29
護國寺清正公堂	下関市上田中町	護國寺	H25.12.24
護國寺納骨堂	下関市上田中町	護國寺	H25.12.24

【国指定等文化財】

護國寺門柱	下関市上田中町	護國寺	H25.12.24
旧宮崎商館	下関市田中町	個人	H25.12.24
住吉神社楼門	下関市一の宮住吉	宗教法人住吉神社	H29.10.27
住吉神社唐門及び透塀	下関市一の宮住吉	宗教法人住吉神社	H29.10.27
赤間神宮水天門及び回廊	下関市阿弥陀寺町	宗教法人赤間神宮	H30.11.2
旧桃山一号配水池監視廊入口	宇部市大字小串字開立	宇部市	H9.11.5
桃山配水計量室	宇部市大字小串字福富	宇部市	H9.11.5
沖ノ山電車竪坑石垣	宇部市大字小串字沖ノ山	宇部興産株式会社	H9.11.5
永山本家酒造場事務所(旧二俣瀬村役場庁舎)	宇部市大字車地	個人	H29.5.2
山口市水道局電気室(旧宮島水源地ポンプ室)	山口市宮島町	山口市	H10.9.2
クリエイティブ・スペース赤レンガ(旧山口県立山口図書館書庫)	山口市河原町	山口市	H10.9.2
山口県立山口高等学校記念館(旧制山口高等学校講堂)	山口市糸米	山口県	H11.8.23
旧野村家住宅主屋(山口ふるさと伝承総合センターまなび館)	山口市下堅小路	山口市	H11.8.23
旧野村家住宅土蔵	山口市下堅小路	山口市	H11.8.23
江畑溜池堰堤	山口市阿知須源河	山口市	H13.10.12
末宗家住宅主屋(旧山口電信局舎)	山口市白石町一丁目	個人	H18.11.9
山水園本館	山口市緑町	株式会社山水園	H26.4.25
旧桂ヶ谷貯水池堰堤	山口市小郡上郷	山口市	H28.8.1
明倫小学校本館	萩市大字江向	萩市	H8.12.20
萩駅舎	萩市椿	萩市	H8.12.20
むつみ村役場旧庁舎	萩市吉部上	萩市	H9.6.12
むつみ村役場土蔵	萩市吉部上	萩市	H9.6.12
三見橋	萩市三見字梅ノ木	萩市	H10.10.9
鹿背隧道	萩市大字明木字悴ヶ坂～大字椿字悴ヶ坂	萩市	H11.7.8
下横瀬公民館(旧明木村立図書館)	萩市大字明木下横瀬	明木下横瀬地区	H11.11.18
落合の石橋	萩市大字明木佐々並落合	萩市	H11.11.18
防府天満宮本殿・幣殿・拝殿	防府市松崎町	防府天満宮	H21.1.8
三田尻塩田旧越中屋釜屋煙突	防府市大字浜方	防府市	H24.8.13
春風楼	防府市松崎町	防府天満宮	H24.8.13
山内家住宅主屋	防府市栄町	個人	H26.4.25
山内家住宅蔵	防府市栄町	個人	H26.4.25
山内家住宅男衆部屋	防府市栄町	個人	H26.4.25
山内家住宅女衆部屋	防府市栄町	個人	H26.4.25
山内家住宅納屋	防府市栄町	個人	H26.4.25
山内家住宅門及び塀	防府市栄町	個人	H26.4.25
清水家住宅主屋	防府市大字富海	個人	H27.3.26
白石家住宅主屋	防府市宮市町	個人	H30.11.2
白石家住宅呉服蔵	防府市宮市町311他	個人	H30.11.2
白石家住宅道具蔵及び食物蔵	防府市宮市町311他	個人	H30.11.2
岩国徴古館	岩国市横山	岩国市	H10.1.16
國安家住宅	岩国市岩国	岩国市	H12.2.15
旧岩国税務署	岩国市岩国	(株)藤本酒造	H12.2.15

【国指定等文化財】

錦雲閣	岩国市横山	岩国市	H12.2.15
水西書院	岩国市川西	岩国市	H12.2.15
旧吉川邸廐門	岩国市横山	岩国市	H16.7.23
JR西岩国駅駅舎	岩国市錦見	岩国市	H18.8.3
旧宇野千代家住宅主屋	岩国市川西二丁目	岩国市	H19.12.5
岩国徴古館第一収蔵庫	岩国市横山二丁目	岩国市	H19.12.5
岩国徴古館第二収蔵庫	岩国市横山二丁目	岩国市	H19.12.5
岩国練武場	岩国市岩国三丁目	岩国市	H24.8.13
光ふるさと郷土館別館 磯部家住宅主屋	光市室積	個人	H11.10.14
光ふるさと郷土館別館 磯部家住宅釜屋	光市室積	個人	H11.10.14
光ふるさと郷土館別館 磯部家住宅離れ座敷(茶室)	光市室積	個人	H11.10.14
柳井市町並み資料館(旧周防銀行本店)	柳井市大字柳井津字金屋町	柳井市	H12.12.4
四熊家住宅主屋	周南市土井	個人	H12.10.18
四熊家住宅診療棟	周南市土井	個人	H12.10.18
周南市市長公舎洋館	周南市慶万町	周南市	H20.10.23
周南市市長公舎和館	周南市慶万町	周南市	H20.10.23
旧日下医院本館	周南市土井	個人	H20.10.23
旧日下医院別館	周南市土井	個人	H20.10.23
旧日下医院正門及び塀	周南市土井	個人	H20.10.23
遠石八幡宮本殿	周南市遠石	遠石八幡宮	H25.12.24
遠石八幡宮幣殿	周南市遠石	遠石八幡宮	H25.12.24
遠石八幡宮拝殿	周南市遠石	遠石八幡宮	H25.12.24
遠石八幡宮祭器庫	周南市遠石	遠石八幡宮	H25.12.24
遠石八幡宮神饌所	周南市遠石	遠石八幡宮	H25.12.24
遠石八幡宮透塀	周南市遠石	遠石八幡宮	H25.12.24
遠石八幡宮神門及び袖塀	周南市遠石	遠石八幡宮	H25.12.24
遠石八幡宮手水舎	周南市遠石	遠石八幡宮	H25.12.24
松室大橋	周南市大字金峰字川本から 周南市大字金峰字上東松室	周南市	H30.11.2
小野田セメント山手倶楽部	山陽小野田市大字小野田字 小屋ノ尾	太平洋セメント株式会社	H12.12.4

登録有形民俗文化財

名称	所在地	所有者(管理者・管理団体)	指定年月日
豊北の漁撈用具	下関市豊北町神田上	下関市(人類学ミュージアム資料収蔵室)	H24.3.8

登録記念物

種別	名称	所在地	所有者(管理者・管理団体)	指定年月日
名勝地関係	常盤公園	宇部市大字沖宇部字常盤	宇部市	H20.7.28
名勝地関係	山水園庭園	山口市緑町	山水園	H27.10.7
名勝地関係	松田屋ホテル庭園	山口市湯田温泉	松田屋ホテル	H29.2.9

(2) 県指定等文化財一覧

有形文化財(建造物)

名称	所在地	所有者(管理者・管理団体)	指定年月日
法輪寺本堂 付 棟木 応永二十年の墨書がある 一本 天神社宮殿 一棟	下関市菊川町大字七見	個人	S42.7.4
旧殿居郵便局局舎 付 棟札 一枚	下関市豊田町大字殿居	個人	S52.3.29
旧滝部小学校本館	下関市豊北町大字滝部	下関市	S54.3.31
山口銀行旧本店 付 棟札 一枚	下関市観音崎町	株式会社山口銀行	H17.10.4
観察院五輪塔 付 自然石板碑 一基	下関市富任町	観察院	H23.12.13
法泉寺厨子	宇部市大字檢小野	法泉寺	S55.12.5
清水寺山王社本殿	山口市宮野下	清水寺	S41.6.10
清水寺観音堂	山口市宮野下	清水寺	S42.1.17
源久寺宝篋印塔	山口市仁保下郷	源久寺	S48.10.19
旧山口藩庁門	山口市滝町	山口県	S62.3.27
正八幡宮鐘楼	山口市秋穂西	正八幡宮	H16.12.10
河村写真館	山口市上豎小路	個人	H18.12.26
萩学校教員室	萩市大字堀内	山口県	S44.12.5
長寿寺十三重塔	萩市大字北古萩町	長寿寺	S48.10.19
旧福原家萩屋敷門	萩市大字堀内	萩市	S49.11.8
旧梨羽家書院	萩市大字堀内	個人	S52.11.11
花月楼	萩市大字椿東	松陰神社	S54.12.4
西堂寺六角堂	萩市江崎	西堂寺	S56.12.11
周防国分寺楼門	防府市国分寺町	国分寺	S41.6.10
護国寺笠塔婆	防府市本橋町	護国寺	S51.11.24
防府天満宮の石大鳥居	防府市松崎町	防府天満宮	S59.11.2
香川家長屋門	岩国市横山二丁目	岩国市	S41.6.10
岩国学校校舎	岩国市岩国三丁目	岩国市	S44.12.5
極楽寺薬師堂 付 厨子 一基	岩国市周東町高森	極楽寺	S49.4.2
旧吉川家岩国事務所	岩国市横山二丁目	岩国市	H24.4.3
旧伊藤博文邸 付 棟札 一枚	光市大字束荷	光市	H5.1.12
二尊院五輪塔	長門市油谷向津具下	二尊院	S48.10.19
大寧寺本堂	長門市湯本字門前	大寧寺	S54.3.31
西圓寺本堂・山門 付 棟札 一枚	長門市仙崎	西圓寺	S57.4.16
山田家本屋	周南市湯野	周南市	S41.6.10
徳修館 付 木主五基・祭器四個	周南市大字安田	周南市	S57.11.5
浄西寺石塔婆	周防大島町大字油宇	浄西寺	S51.11.24
瀬田八幡宮本殿 付 棟札 一枚	和木町大字瀬田	瀬田八幡宮	H10.4.14
旧上関番所	上関町大字長島	上関町	H12.3.31

有形文化財(美術工芸品)

種別	名称	所在地	所有者(管理者・管理団体)	指定年月日
絵画	紙本金地着色安徳天皇絵	下関市阿弥陀寺町	赤間神宮	S41.6.10
絵画	絹本極彩色 智界曼荼羅・理界曼荼羅	下関市豊田町大字江良	功山寺(下関市立歴史博物館)	S41.6.10
絵画	板絵着色繫馬図	下関市一の宮住吉一丁目	住吉神社	H2.11.6
絵画	紙本墨画白衣観音図 怡雲寂闇の賛がある	下関市豊浦町大字川棚	三恵寺	H5.5.14
絵画	狩野芳崖筆板絵着色絵馬 予讓裂衣図	下関市一の宮住吉一丁目	住吉神社	H6.5.2
絵画	狩野芳崖筆板絵着色絵馬 駿牛図	下関市一の宮住吉一丁目	菅原神社(住吉神社)	H6.5.2
絵画	狩野芳崖筆板絵着色絵馬 繫馬図	下関市長府黒門東町	東西山瀬(下関市立美術館)	H6.5.2
絵画	狩野芳崖筆板絵着色絵馬 繫馬図 武内宿禰投珠図 韓信股潜図	下関市長府宮の内町	忌宮神社	H6.5.2
絵画	絹本着色楊柳観音坐像	下関市長府川端一丁目	功山寺(下関市立歴史博物館)	H7.12.19
彫刻	木造地藏菩薩半跏像	下関市大字豊浦村	功山寺	S41.6.10
彫刻	木造聖観音菩薩立像	下関市有富町	竹生寺	S41.6.10
彫刻	木造虚空蔵菩薩坐像	下関市菊川町大字七見字堂の前	個人	S41.6.10
彫刻	木造千手観音菩薩立像	下関市豊浦町大字川棚	三恵寺	S54.12.4
彫刻	木造薬師如来坐像	下関市豊田町大字江良	神上寺	S55.12.5
工芸品	金銅薬師如来坐像懸仏	下関市豊浦町大字吉永	吉永八幡宮	S54.12.4
工芸品	線刻菩薩形坐像懸仏	下関市豊田町大字八道	八鷹八幡宮	S55.12.5
工芸品	鰐口 天文元年壬辰十一月二十八日葦屋津大工 大江宣秀の銘がある	下関市長府川端一丁目	美栄神社	H1.10.24
書跡	手鑑「筆陳」	下関市長府川端一丁目	下関市(下関市立歴史博物館)	H23.2.8
典籍	明版一切経 付 八角輪蔵 一基	下関市菊川町大字吉賀	快友寺	H5.1.12
古文書	住吉神社文書 一、住吉神社文書 二、大内政弘奥書写本 三、櫟木家旧蔵文書	下関市大字楠乃	住吉神社	S52.11.11
古文書	武久家文書 付 紙本着色武久季依像 一幅	下関市長府川端一丁目	個人	S55.12.5
古文書	安尾家文書	下関市長府川端一丁目	下関市(下関市歴史博物館)	S62.3.27
考古資料	綾羅木郷遺跡出土品	下関市大字綾羅木字岡	下関市(下関市考古博物館)	S51.3.16
考古資料	神上寺銅矛	下関市豊田町大字江良	神上寺	S53.3.31
考古資料	心光寺古墳出土品	下関市長府川端一丁目	下関市(下関市歴史博物館)	S55.4.11
考古資料	土井ヶ浜遺跡出土品	下関市豊北町大字神田	下関市(土井ヶ浜遺跡人類学ミュージアム)	S57.4.16
歴史資料	大内家壁書 下関市立長府博物館所蔵本	下関市長府川端一丁目	下関市(下関市歴史博物館)	H8.12.13
絵画	絹本着色孔雀明王像	宇部市藤山区中山	個人	S44.2.4
絵画	紙本着色八幡縁起絵巻 付 納箱 一合 永正十三年丙子五月十一日勸進沙弥 徳在の箱書がある	宇部市大字小野	横瀬八幡宮	S44.4.25
絵画	普応中興大建禪師画像 大明景泰甲戌夏五月の年記がある	宇部市大字棚井	東隆寺(宇部市文化会館)	S44.12.5
彫刻	木造薬師如来坐像	宇部市大字西万倉字宮尾	宮尾八幡宮	S41.6.10
彫刻	木造十一面観音菩薩立像	宇部市大字船木	瑞松庵	S41.6.10
彫刻	木造十一面観音菩薩坐像	宇部市大字東吉部	宇部市	S41.6.10

彫刻	木造地藏菩薩坐像	宇部市大字棚井	東隆寺	S48.3.30
書跡	南嶺和尚道行碑文 付 南嶺和尚道行碑文石碑 一基	宇部市大字棚井	東隆寺(宇部市文化会館)	S44.12.5
書跡	日本安国寺五葉院記	宇部市大字棚井	東隆寺(宇部市文化会館)	S44.12.5
考古資料	沖ノ山出土の中国古銭及び埋納甕 付 半両銭・五銖銭元文五年掘出覚 一通	宇部市大字小串	財団法人渡辺翁記念文化協会(宇部市立図書館敷設資料館)	S60.10.29
考古資料	松崎古墳出土品 付 箱式石棺 一基	宇部市大字小串	宇部市(宇部市立図書館敷設資料館)	S61.10.24
絵画	絹本着色大内義隆画像 異雪慶殊の賛がある	山口市大殿大路	龍福寺	S42.1.17
絵画	絹本着色西天東土二十八祖像	山口市水の上町	洞春寺	S45.4.1
絵画	絹本淡彩中峰明本像 明本の自賛がある	山口市水の上町	洞春寺	S45.4.1
絵画	絹本着色仏涅槃図 付 納箱一合	山口市水の上町	洞春寺	S45.4.1
絵画	絹本着色大庵須益和尚像 永正八年辛未霜月十五日直心の賛がある	山口市香山町	瑠璃光寺(山口県立山口博物館)	S45.4.1
絵画	絹本着色全岩東純和尚像 明応五稔丙辰十二月十七日為宗の賛がある	山口市香山町	瑠璃光寺(山口県立山口博物館)	S45.4.1
絵画	絹本着色桃岳瑞見和尚像 永正二年孟冬念八瑞見の賛がある	山口市香山町	瑠璃光寺(山口県立山口博物館)	S45.4.1
絵画	絹本着色仁保弘有像 寛正六年乙酉八月如意珠日天与清啓の賛がある	山口市仁保下郷	源久寺	S46.1.12
絵画	紙本着色尼子経久像	山口市春日町	山口県(山口県立山口博物館)	S49.11.8
絵画	絹本着色尼子晴久像	山口市春日町	山口県(山口県立山口博物館)	S49.11.8
絵画	ガラス絵 泰西風景図・長崎港図 付 旧木造額縁(嘉永三年銘) 一面	山口市徳地島地	花尾八幡宮	H2.11.6
絵画	絹本墨画淡彩雪舟等楊像(雲谷等益筆)	山口市宮野下	常栄寺(山口県立美術館)	H3.12.10
彫刻	木造薬師如来坐像	山口市黒川	広沢寺	S41.6.10
彫刻	木造二天王立像	山口市黒川	広沢寺	S41.6.10
彫刻	木造千手観音菩薩坐像	山口市吉敷	龍蔵寺	S41.6.10
彫刻	木造薬師如来坐像	山口市陶	正護寺	S41.6.10
彫刻	木造阿弥陀如来坐像	山口市仁保下郷	源久寺	S41.6.10
彫刻	木造阿弥陀如来坐像	山口市仁保下郷	玄答院	S41.6.10
彫刻	木造聖観音菩薩立像	山口市大内御堀	下山根部落代表	S41.6.10
彫刻	木造聖観音菩薩立像	山口市徳地上村	月輪寺	S41.6.10
彫刻	能面	山口市秋穂西	正八幡宮(山口県立山口博物館)	S41.6.10
彫刻	木造十一面観音菩薩立像	山口市朝倉町	大林寺	S44.2.4
彫刻	木造四天王立像	山口市徳地上村	月輪寺	S44.4.25
彫刻	塑像竜岡玄珠禅師坐像	山口市水の上町	洞春寺	S52.11.11
彫刻	木造石屏子介禅師坐像	山口市水の上町	洞春寺	S52.11.11
彫刻	木造大内義弘坐像	山口市水の上町	洞春寺	S52.11.11
彫刻	木造大内盛見坐像	山口市水の上町	洞春寺	S52.11.11
彫刻	木造大内持盛坐像	山口市水の上町	洞春寺	S52.11.11
彫刻	木造金剛力士立像	山口市宮野下	清水寺	S56.3.24
彫刻	法光寺阿弥陀堂の仏像	山口市徳地鯖河内	法光寺	S61.10.24
彫刻	木造獅子狛犬	山口市吉田	平清水八幡宮	H12.3.31
彫刻	木造地藏菩薩立像	山口市仁保中郷	皇徳寺	H16.4.2
工芸品	鰐口 弘長元年辛酉六月の銘がある	山口市春日町	個人(山口県立山口博物館)	S55.4.11

【県指定等文化財】

工芸品	漆塗足付盤	山口市野田	個人	H13.3.30
工芸品	剣 宝剣拵 付 天文五年剣拵注文 一通	山口市大内御堀	興隆寺	H18.3.31
書跡	手鑑	山口市亀山町	山口市(山口市歴史民俗資料館)	S53.3.31
書跡	紺紙金泥法華経	山口市秋穂西	遍明院	S53.12.22
典籍	正法眼蔵八十三卷	山口市香山町	瑠璃光寺	S42.1.17
典籍	洞春寺開山嘯岳鼎虎禪師手沢本 付 洞春寺書簿	山口市水の上町	洞春寺	S52.11.11
典籍	聚分韻略(明応二年大内版)	山口市後河原	山口県(山口県立山口図書館)	H21.2.13
考古資料	見島ジーコンボ古墳群出土品	山口市春日町	山口県(山口県埋蔵文化財センター)	S54.3.31
考古資料	宮ヶ久保遺跡出土木製品	山口市春日町	山口県(山口県埋蔵文化財センター)	S58.9.27
考古資料	綾羅木郷台地遺跡出土の人面土製品	山口市春日町	山口県(山口県埋蔵文化財センター)	H3.4.5
考古資料	赤妻古墳出土の舟形石棺	山口市春日町	山口県(山口県立山口博物館)	H5.5.14
考古資料	茶臼山古墳出土品	山口市春日町	山口県(山口県立博物館)	H7.1.13
考古資料	分銅形土製品	山口市春日町	山口県(山口県埋蔵文化財センター)	H9.12.12
考古資料	武久浜墳墓群出土品	山口市春日町	山口県(山口県埋蔵文化財センター)	H15.12.19
考古資料	郡司鑄造所跡の鑄造関連出土品	山口市春日町	山口県(山口県埋蔵文化財センター)	H20.5.9
考古資料	銅印 印文「三川私印」	山口市春日町	山口県(山口県埋蔵文化財センター)	H27.3.6
歴史資料	紙本墨画淡彩乗福寺伽藍図	山口市春日町	乗福寺(山口市歴史民俗資料館)	H9.12.12
歴史資料	木造扁額「氷上山」	山口市大内御堀	興隆寺	H10.12.4
歴史資料	三重宝塔板木	山口市徳地八坂	妙寿院	H15.12.19
歴史資料	善光寺式阿弥陀三尊立像板木	山口市秋穂東	長徳寺	H15.12.19
歴史資料	吉田松陰関係資料(吉田家伝来)	山口市後河原	山口県(山口県文書館)	H21.11.17
歴史資料	紙本着色毛利敬親山口新御屋形入居奉祝図	山口市春日町	野田神社(山口県立山口博物館)	H29.5.9
絵画	絹本着色釈迦三尊像	萩市大字椿東	東光寺(山口県立美術館)	S53.12.22
彫刻	木造不動明王立像	萩市大字北古萩	長寿寺	S41.6.10
彫刻	木造釈迦如来坐像	萩市椿	大照院	S41.6.10
彫刻	木造毘沙門天立像	萩市川上	玉泉寺	S41.6.10
彫刻	木造文殊菩薩騎獅像	萩市大字紫福	仏光寺	S42.7.4
彫刻	木造義翁和尚倚像	萩市椿	大照院	S53.12.22
書跡	木額・柱聯・榜牌・同下書	萩市大字椿東	東光寺	S48.3.30
書跡	三祖師号	萩市大字椿東	東光寺	S48.3.30
書跡	石屏子介禅師墨跡	萩市大字椿東	龍蔵寺(萩博物館)	S50.3.22
考古資料	見島ジーコンボ古墳群出土品	萩市大字堀内	萩市(萩博物館)	S54.3.31
考古資料	円光寺古墳出土品	萩市大字堀内	萩市(萩博物館)	H4.5.29
歴史資料	吉田松陰関係資料(松陰神社伝来)	萩市大字椿東	松陰神社	H24.12.7
絵画	絹本着色熊野本地仏曼荼羅図 付 納箱 一合	防府市国分寺町	国分寺	H15.12.19
絵画	絹本着色仏涅槃図	防府市国分寺町	国分寺	H30.3.2
彫刻	木造阿弥陀如来立像	防府市国分寺町	国分寺	S41.6.10
彫刻	金銅誕生釈迦仏立像	防府市国分寺町	国分寺	H1.3.28
彫刻	金銅毘盧舎那仏坐像(寺伝大日如来像)	防府市国分寺町	国分寺(山口県立美術館)	H1.3.28
工芸品	漆絵枝菊椀(大内椀)	防府市多々良一丁目	公益財団法人毛利報公会	S59.4.10

工芸品	金装飾太刀拵	防府市多々良一丁目	公益財団法人毛利報公会	S59.4.10
典籍	毛利元就詠草連歌	防府市多々良一丁目	公益財団法人毛利報公会	S59.4.10
典籍	里村紹巴筆連歌学書(毛利家伝来本)	防府市多々良一丁目	公益財団法人毛利報公会	S59.4.10
典籍	幸若流舞之本(毛利吉就所持本)	防府市多々良一丁目	公益財団法人毛利報公会	S59.4.10
典籍	版本大般若経	防府市大字牟礼	阿弥陀寺	H6.1.25
古文書	阿弥陀寺文書	防府市大字牟礼	阿弥陀寺	S46.3.30
古文書	周防国分寺文書	防府市国分寺町	国分寺	S53.3.31
古文書	防府天満宮文書 一、防府天満宮文書 二、大小行司職等差定文書(御当文)	防府市松崎町	防府天満宮	S53.12.22
古文書	兄部家文書 付 酒舗看板 一枚	防府市宮市町	個人	S56.3.24
考古資料	井上山経塚出土品	防府市多々良一丁目	防府市・個人	H1.10.24
歴史資料	毛利元就関係資料	防府市多々良一丁目	公益財団法人毛利報公会	S59.4.10
歴史資料	毛利隆元関係資料	防府市多々良一丁目	公益財団法人毛利報公会	S59.4.10
歴史資料	毛利輝元関係資料	防府市多々良一丁目	公益財団法人毛利報公会	S59.4.10
歴史資料	毛利秀就関係資料	防府市多々良一丁目	公益財団法人毛利報公会	S59.4.10
絵画	星宿図(寺伝須弥山図)	下松市大字生野屋宮本	多聞院	S52.3.29
彫刻	金銅如意輪観音菩薩半跏像	下松市大字末武上	日天寺	S41.6.10
絵画	絹本着色十六善神像 付 納箱 一合 転読大般若経奏文 一帖 文安五年十一月日の箱書及び享和二 戌九月の修復銘がある	岩国市美和町瀬戸内	瀬戸の内部落(岩国市)	S44.2.4
絵画	絹本着色釈迦十六善神像 付 納箱(正徳元年六月廿一日銘) 一合 六月廿二日今田助之進他二名連署寄 進状 一通	岩国市周東町用田	極楽寺(山口県立山口博 物館)	S60.10.29
絵画	絹本着色仏国国師像 霊山道隠の賛がある 付 絹本着色仏国国師像 一幅 隠元隆琦の賛がある	岩国市横山二丁目	岩国市(岩国徴古館)	S62.10.27
絵画	紙本墨画淡彩湖亭春望図 天與清啓の賛がある	岩国市横山二丁目	公益財団法人吉川報効会	H8.5.24
彫刻	木造薬師如来立像	岩国市本郷町本郷	建立寺	S41.6.10
彫刻	木造不動明王立像	岩国市周東町大字用田	極楽寺	S41.6.10
彫刻	金銅如来形坐像(寺伝釈迦如来像)	岩国市横山一丁目	洞泉寺	H10.12.4
工芸品	銅鐘	岩国市周東町大字用田	極楽寺	S41.6.10
工芸品	藍韋威肩白紅胴丸	岩国市横山二丁目	公益財団法人岩国美術館	S42.7.4
工芸品	色々威胴丸 広袖付	岩国市横山二丁目	公益財団法人岩国美術館	S42.7.4
工芸品	小桜韋威胴丸 兜・大袖・替袖・頬当・喉輪・脛当付	岩国市横山二丁目	公益財団法人岩国美術館	S42.7.4
工芸品	紺糸威肩紅腹巻 付 大袖	岩国市横山二丁目	公益財団法人岩国美術館	S42.7.4
工芸品	藍韋威肩櫛紅腹巻	岩国市横山二丁目	公益財団法人岩国美術館	S42.7.4
工芸品	黒漆矢筈札浅葱糸素懸威腹当	岩国市横山二丁目	公益財団法人岩国美術館	S42.7.4
工芸品	鉄鑄地三十六間星兜鉢	岩国市横山二丁目	公益財団法人岩国美術館	S42.7.4
工芸品	鉄鑄地二十八間総覆輪筋兜鉢	岩国市横山二丁目	公益財団法人岩国美術館	S42.7.4
工芸品	鉄黒漆二十二間総覆輪筋兜萌葱糸素懸威し ころ	岩国市横山二丁目	公益財団法人岩国美術館	S42.7.4
工芸品	鉄黒漆三十四間総覆輪筋兜鉢	岩国市横山二丁目	公益財団法人岩国美術館	S42.7.4
工芸品	鉄鑄地十二間総覆輪筋兜鉢	岩国市横山二丁目	公益財団法人岩国美術館	S42.7.4
工芸品	鉄鑄地六十四間筋兜鉢	岩国市横山二丁目	公益財団法人岩国美術館	S42.7.4

工芸品	宇佐の鉄燈籠	岩国市錦町大字宇佐	宇佐八幡宮	S51.3.16
工芸品	生見の鉄燈籠	岩国市美和町大字生見	個人	S51.3.16
典籍	大内版三重韻	岩国市横山二丁目	岩国市(岩国徴古館)	S51.11.24
典籍	大般若経 卷第八十二養和元年八月八日朱筆校合 奥書	岩国市美和町大字生見字中 村	中村区	H7.1.13
歴史資料	木造扁額「八幡宮」(独立性易筆)	岩国市玖珂町	岩隈八幡宮	H14.12.3
歴史資料	般若心経並びに神馬図板木	岩国市錦町広瀬	個人	H16.4.2
彫刻	木造阿弥陀如来坐像	光市大字束荷	光市(伊藤公資料館)	S57.4.16
彫刻	金銅一光三尊立像	長門市大字仙崎	極楽寺	S41.6.10
彫刻	木造聖観音菩薩立像	長門市大字俵山	能満寺	S41.6.10
彫刻	金銅薬師如来立像	長門市大字俵山	俵山温泉合名会社	S60.10.29
彫刻	木造四天王立像	長門市油谷向津具下	二尊院	H27.12.18
古文書	日置八幡宮文書 付 棟札 四枚 紙本着色八幡縁起絵巻 二巻	長門市日置上	日置八幡宮	S57.4.16
考古資料	椽塚横穴墓群出土品	長門市大字東深川	長門市(長門中央公民館)	H6.1.25
歴史資料	利生山永福寺跡石塔婆	長門市日置中	利生山代表惣代(長門市)	H1.3.28
彫刻	木造不動明王坐像	柳井市大字阿月	無動寺	S41.6.10
彫刻	木造薬師如来坐像	柳井市大字平郡	浄光寺	S41.6.10
彫刻	木造二天王立像	柳井市大字余田	福楽寺	S56.12.11
彫刻	木造二天王立像	柳井市大字余田	福楽寺	S56.12.11
工芸品	鰯口 観応二年辛卯八月廿三日の銘がある	柳井市大字余田	福楽寺	S55.4.11
考古資料	茶臼山古墳出土品	柳井市南町、柳井	柳井市(茶臼山古墳資料館)	H7.1.13
彫刻	塑像寿円禅師坐像	美祿市秋芳町大字秋吉	自住寺	S42.1.17
歴史資料	長登銅山跡出土木簡	美祿市美東町大字大田	美祿市	H13.9.14
彫刻	金造菩薩形坐像 付 日尾山土中出现黄金像正観音縁記 一巻 日尾山山頂黄金像出土地石碑 一基	周南市大字湯野	楞嚴寺	S62.3.27
工芸品	金梨子地菊桐紋散雲蒔絵鞍・鐙	周南市大字徳山	個人	H2.3.30
工芸品	建咲院什物(寺伝毛利元就寄進)	周南市土井一丁目	建咲院	H16.12.10
彫刻	木造千手観音菩薩立像	山陽小野田市大字有帆	岩崎寺	S58.4.5
彫刻	木造釈迦如来坐像	山陽小野田市大字有帆	岩崎寺	S58.4.5
彫刻	木造阿弥陀如来坐像	山陽小野田市大字有帆	岩崎寺	S58.4.5
彫刻	木造大日如来坐像	山陽小野田市大字有帆	岩崎寺	S58.4.5
彫刻	木造阿弥陀如来坐像	山陽小野田市大字有帆	岩崎寺	S58.4.5
彫刻	木造不動明王立像	山陽小野田市大字有帆	岩崎寺	S58.4.5
彫刻	木造聖観音菩薩立像	山陽小野田市大字有帆	岩崎寺	S58.4.5
彫刻	木造十一面観音菩薩立像	山陽小野田市大字山川	正法寺	S60.4.16
工芸品	銅鐘	山陽小野田市大字山川	正法寺	S41.6.10
考古資料	長光寺山古墳出土品	山陽小野田市大字鴨ノ庄	山陽小野田市・西下津地区(山陽小野田市立厚狭図書館)	S51.3.16
考古資料	物見山経塚出土品	山陽小野田市大字鴨ノ庄	山陽小野田市(山陽小野田市立厚狭図書館)	H1.10.24
考古資料	妙徳寺一号経塚出土品	山陽小野田市大字鴨ノ庄	山陽小野田市(山陽小野田市立厚狭図書館)	H3.12.10

考古資料	妙徳寺山古墳出土品	山陽小野田市大字鴨ノ庄	山陽小野田市(山陽小野田市立厚狭図書館)	H12.12.15
彫刻	木造二天王立像	周防大島町大字東三蒲	松尾寺	S41.6.10
彫刻	木造地藏菩薩坐像	田布施町大字上田布施	蓮華寺	S57.11.5
考古資料	国森古墳出土品	田布施町下田布施	田布施町(田布施町郷土館)	S63.11.25
彫刻	木造地藏菩薩坐像	平生町大字大野南	神護寺	S41.6.10
工芸品	銅鐘	平生町大字宇佐木	般若寺	S51.3.16
工芸品	銅鐘	平生町大字大野南	神護寺	S51.3.16
考古資料	白鳥古墳出土品	平生町大字佐賀	白鳥神社	S56.3.24
考古資料	御山神社経塚出土品	阿武町大字惣郷	御山神社(山口県立山口博物館)	S49.11.8

無形文化財

種別	指定年月日	保持者	居住地	認定年月日
鶯流狂言	S42.1.17	米本文明	山口市	H14.3.26
萩焼	S47.6.6	大和保男	山口市	S63.11.25
		大和祐二	山口市	H30.9.11
		野坂康起	萩市	H14.3.26
		波多野善蔵	萩市	H14.3.26
		岡田裕	萩市	H18.3.31
		坂倉正治	長門市	H25.8.16
		新庄貞嗣	長門市	H30.9.11
赤間硯	H14.3.26	堀尾信夫	下関市	H14.3.26
		日枝敏夫	宇部市	H30.9.11

有形民俗文化財

名称	所在地	所有者(管理者・管理団体)	指定年月日
芦河内薬師堂	宇部市大字芦河内	芦河内部落(宇部市)	S62.10.27
長門市向岸寺の鯨位牌及び鯨鯢過去帖	長門市通	向岸寺	S50.3.22
小田家の生活用具・商家資料・町家	柳井市大字柳井津	公益財団法人小田博物館(商家資料:山口県文書館)	S54.3.31
美東町佐山の山神枡	美祿市美東町大字赤	佐山区	H4.5.29
長登の岩絵具製造用具および製品	美祿市美東町大字長登	個人(長登銅山文化交流館)	H6.1.25
伊佐の売薬用具及び売薬関係史料	美祿市大嶺東分	美祿市(美祿市立図書館)	H11.4.6
庄地のスイドウ	周防大島町大字久賀	個人	S47.5.12
土手町南蛮樋	平生町大字平生字土手町	平生町	H2.11.6

無形民俗文化財

名称	所在地	保存団体	指定年月日
浜出祭	下関市	浜出祭文化財保存会	S51.11.24
忌宮神社の数方庭行事	下関市	数方庭保存会	S59.11.2
岩戸神楽舞	宇部市	岩戸神楽舞保存顕彰会	S51.3.16
小鯖代神楽舞	山口市	小鯖代神楽舞保存会	S51.3.16
鶯の舞	山口市	鶯の舞保存会	S51.3.16
陶の腰輪踊	山口市	陶腰輪踊保存会	S51.3.16
徳地人形浄瑠璃	山口市	徳地人形浄瑠璃保存会	S51.3.16

住吉神社「お船謡」	萩市	住吉神社お船謡保存会	S51.3.16
上三原の田植ばやし	萩市	上三原の田植ばやし保存会	S51.3.16
友信神楽舞	萩市	友信神楽保存会	H3.4.5
玉祖神社の占手神事	防府市	占手神事保存会	S51.11.24
切山歌舞伎	下松市	切山歌舞伎保存会	S51.3.16
岩国南条踊	岩国市	岩国南条踊保存会	S51.3.16
山代本谷神楽舞	岩国市	山代本谷神楽舞保存会	S51.3.16
山代白羽神楽	岩国市	山代白羽神楽保存会	S51.3.16
由宇町清水の山ノ神祭り	岩国市	山の神祭保存会	H3.4.5
島田人形浄瑠璃芝居	光市	島田人形浄瑠璃芝居保存会	S51.3.16
湯本南条踊	長門市	湯本南条踊保存会	S51.3.16
赤崎神社楽踊	長門市	赤崎神社楽踊保存会	S51.3.16
俵山女歌舞伎	長門市	俵山女歌舞伎保存会	S51.3.16
滝坂神楽舞	長門市	滝坂神楽舞保存会	S51.11.24
三隅の腰輪踊	長門市	三隅町腰輪踊保存会	S52.3.29
北浦地方のサバー送り	長門市	サバー送り保存会	H21.4.14
別府念仏踊	美祿市	別府念仏踊保存会	S51.3.16
別府岩戸神楽舞	美祿市	別府岩戸神楽舞保存会	S61.4.8
式内踊	周南市	式内踊保存会	S51.3.16
長穂念仏踊	周南市	長穂念仏踊保存会	S51.3.16
諫鼓踊	周南市	勝間諫鼓踊保存会	S51.3.16
花笠踊	周南市	花笠踊保存顕彰会	S51.3.16
周南市安田の糸あやつり人形芝居	周南市	周南市安田の糸あやつり人形芝居保存会	S51.3.16
山崎八幡宮の本山神事	周南市	山崎八幡宮本山神事保存会	H22.5.18
久賀のなむでん踊	周防大島町大字久賀	久賀なむでん踊保存会	S51.3.16
祝島の神舞神事	上関町	祝島神舞神事保存会	S51.11.24
大波野神舞	田布施町	大波野神舞保存会	H12.12.15

史跡・名勝・天然記念物

種別	名称	所在地	所有者(管理者・管理団体)	指定年月日
史跡	中ノ浜遺跡	下関市豊浦町大字川棚字中ノ浜	個人(下関市)	S50.3.22
史跡	黒井一ノ瀬一里塚	下関市豊浦町大字黒井	個人	H15.4.4
史跡	長府藩主毛利家墓所	下関市長府川端、下関市大字豊浦村、下関市長府安養	功山寺、笑山寺、覚苑寺、個人(下関市)	H26.12.2
天然記念物	法林寺のソテツ	下関市大字吉母字印内	法林寺	S41.6.10
天然記念物	長門国一の宮住吉神社社叢	下関市大字楠乃字上宮尻	住吉神社	S41.6.10
天然記念物	長府正円寺の大イチョウ	下関市長府中之町	正円寺(下関市)	S44.2.4
天然記念物	川棚三恵寺のモッコク	下関市豊浦町大字川棚	三恵寺(下関市)	S44.4.25
天然記念物	滝部のシダレザクラ	下関市豊北町大字滝部	個人(下関市)	S52.11.11
天然記念物	滝部八幡宮のイチイガシ	下関市豊北町大字滝部	滝部八幡宮(下関市)	S52.11.11
天然記念物	阿川八幡宮のイヌマキ巨樹群	下関市豊北町大字阿川	阿川八幡宮(下関市)	S53.3.31
天然記念物	蓋井島のヒゼンマユミ群落	下関市大字蓋井島字笠松	個人	S57.11.5
史跡	霜降城跡	宇部市大字吉見ほか	個人(宇部市)	S42.7.4

【県指定等文化財】

史跡	荒滝山城跡	宇部市天字東吉部字城山前平・字城山北平・字城山東	宇部市	H20.1.11
天然記念物	熊野神社のツルマンリョウ自生地	宇部市大字山中字上市	熊野神社	S41.6.10
天然記念物	教善寺のサザンカ	宇部市大字西万倉	教善寺	H25.2.5
史跡	百谷窯跡	山口市小郡下郷百谷	山口市・東津地区(山口市)	S53.3.31
史跡	大内氷上古墳	山口市御堀字山根	役行者講中代表	S61.4.8
名勝	善生寺庭園	山口市上宇野令字周慶寺	善生寺	H18.4.6
天然記念物	妙見社の大イチョウ	山口市徳地八坂字上寺前	個人	S41.6.10
天然記念物	山口市檜畑のノハナショウブ自生地	山口市下小鯖	山口市	S44.2.4
天然記念物	秋穂二島のアラカシ	山口市秋穂二島	栄泰寺	S51.11.24
天然記念物	舟山八幡宮のチシャノキ	山口市仁保下郷	舟山八幡宮	S52.11.11
天然記念物	仁保のクワ	山口市仁保中郷	山口県	S54.3.31
天然記念物	正福寺のイブキ	山口市駅通り二丁目	正福寺	S59.11.2
天然記念物	常栄寺のモリアオガエル繁殖地	山口市宮野下	常栄寺	H13.3.30
史跡	萩焼古窯跡群	萩市大字椿東字中之倉	個人	S56.12.11
史跡	須佐唐津古窯跡群	萩市須佐字唐津	萩市	S59.11.2
史跡	穴観音古墳	萩市高佐下	禅林寺・個人	S60.10.29
史跡	奥阿武宰判勘場跡	萩市吉部上	萩市	H15.4.4
天然記念物	河内の大ムク	萩市大字椿	個人	S41.6.10
天然記念物	吉部八幡宮のスギ	萩市大字吉部	吉部八幡宮	S53.12.22
天然記念物	三見吉広のバクチノキ	萩市大字三見吉広	個人	S55.12.5
天然記念物	志都岐山神社のミドリヨシノ	萩市大字堀内	志都岐山神社	S56.3.24
天然記念物	田万川の柱状節理と水中自破碎溶岩	萩市大字上小川東分字川平・柳島・なめら	萩市	H10.4.14
天然記念物	辻山のシダレザクラ	萩市大字高佐山上字太郎田	個人(萩市)	H11.4.6
史跡	防府天満宮大専坊跡	防府市松崎町	防府天満宮	S62.10.27
史跡	野村望東尼終焉の宅跡及び墓	防府市三田尻本町・桑山	個人・防府市	H26.12.2
天然記念物	防府市中浦の緑色片岩	防府市大字田島	(防府市)	S45.2.27
天然記念物	老松神社のクスノキ	防府市お茶屋町	老松神社	S52.11.11
天然記念物	若月家の臥竜松	防府市大字大崎	個人	H2.3.30
天然記念物	防府市向島の寒桜	防府市向島	防府市	H23.4.8
史跡	岩国藩主吉川家墓所	岩国市横山一丁目	岩国市	S63.3.29
史跡	中ノ川山一里塚	岩国市美和町大字秋掛中の川	個人(岩国市)	H14.12.3
名勝	寂地峡	岩国市錦町大字宇佐	(岩国市)	S41.6.10
名勝	弥栄峡	岩国市美和町大字宇佐地	(岩国市)	S41.6.10
名勝	松巖院庭園	岩国市藤生町	松巖院	H7.12.19
天然記念物	岩国市二鹿のシャクナゲ群生地	岩国市大字二鹿字治郎迫	個人	S46.1.12
天然記念物	大原のシャクナゲ群生地	岩国市錦町大字大原生し畑・字小麦山	岩国市・個人(岩国市)	S52.3.29
天然記念物	宇佐八幡宮のスギ巨樹群	岩国市錦町大字宇佐	宇佐八幡宮	S53.3.31
天然記念物	通津のイヌマキ巨樹	岩国市通津	銚八幡宮	S54.12.14
天然記念物	岩国市楠町一丁目のクスノキ巨樹群	岩国市楠町一丁目	国土交通省	H26.12.2
名勝	普賢寺庭園	光市室積八丁目	普賢寺	H6.5.2
天然記念物	光のクサフグ産卵地	光市大字室積村字普賢山	(光市)	S44.2.4

【県指定等文化財】

天然記念物	牛島のモクゲンジ群生地	光市牛島	個人	H10.4.14
史跡	大内義隆主従の墓所	長門市大字深川湯本	大寧寺	S42.7.4
史跡	日置峠山の須恵器窯跡	長門市日置下	(長門市)	S44.2.4
史跡	大寧寺境内	長門市大字深川湯本	大寧寺	S54.2.6
史跡	萩焼深川古窯跡群	長門市深川湯本字三ノ瀬・同西三ノ瀬	長門市ほか(長門市)	H17.9.9
天然記念物	西円寺のアオバス	長門市大字仙崎	西円寺	S41.6.10
天然記念物	二位の浜ハマオモト群落	長門市日置上字西ヶ浴	長門市	S41.6.10
天然記念物	日吉神社のオガタモノキ巨樹群	長門市油谷角山	日吉神社	S41.6.10
天然記念物	青海島八王子山タチバナ自生北限地	長門市大字仙崎字大泊	長門市	S42.1.17
天然記念物	八幡人丸神社御旅所のヒノキ巨樹	長門市油谷新別名	八幡人丸神社(長門市)	S44.12.5
天然記念物	長門市一位ガ岳のベニドウダン自生地	長門市大字俵山字一位岳	長門市	S46.1.12
史跡	末原窯跡群	美祿市美東町大字赤字北ヶ迫	美祿市	S55.4.11
天然記念物	神功皇后神社のイチイガシ	美祿市西厚保町本郷	神功皇后神社	S53.12.22
史跡	潮音洞	周南市大字鹿野上字鏡池	漢陽寺	S41.6.10
史跡	若山城跡	周南市大字夜市	(周南市)	S62.3.27
史跡	勝栄寺土塁及び旧境内	周南市中心町	周南市・勝栄寺	S62.3.27
天然記念物	秘密尾の氷見神社社叢	周南市大字須万字宮の前・字奥山	氷見神社	S47.5.12
天然記念物	須万風呂ヶ原のエノキ	周南市大字須万	個人	S55.12.5
史跡	小野田セメント徳利窯	山陽小野田市大字小野田	株式会社太平洋セメント(山陽小野田市)	S44.2.4
史跡	長光寺山古墳	山陽小野田市大字郡字弥ヶ迫	個人	H3.4.5
天然記念物	竜王山のハマセンダン	山陽小野田市大字小野田字高田尾及び字小浜	宇部フィルム株式会社、個人	H30.3.2
天然記念物	水無瀬島のアコウ自生地帯	周防大島町大字沖家室島	(周防大島町)	S41.6.10
天然記念物	常満寺の大イチョウ	上関町大字室津	常満寺	S41.6.10
天然記念物	祝島のケグワ	上関町大字祝島字小田	個人	S41.6.10
天然記念物	八島与崎のカシワ・ビャクシン群落	上関町大字八島字出崎・字古浦	八島地区・八島神社	H15.4.4
史跡	後井古墳	田布施町大字宿井字後井	(田布施町)	S53.3.31
史跡	国森古墳	田布施町大字川西下天力・字国森	個人(田布施町)	S63.11.25
天然記念物	宿井のハゼノキ	田布施町大字宿井字橋ヶ下	個人	H18.4.6
史跡	白鳥古墳 付 陪塚及び周濠	平生町大字佐賀字森の下上	白鳥神社(平生町)	S46.1.12
史跡	岩田遺跡	平生町大字佐賀字森の下上	平生町・個人	S49.11.8
史跡	神花山古墳	平生町大字佐賀字森の下上	平生町	S57.11.5
史跡	御山神社経塚	阿武町大字惣郷	御山神社(阿武町)	S49.11.8
天然記念物	大覚寺のビャクシン巨樹	阿武町大字奈古字東光寺	大覚寺	S41.6.10
天然記念物	鶴ヶ嶺八幡宮のクスノキ	阿武町大字奈古	鶴ヶ嶺八幡宮	S53.12.22
天然記念物	姫島樹林	阿武町大字宇田	山口県漁業協同組合	S56.12.11

2 県内に所在する国・県・市町指定の無形文化財及び無形民俗文化財に係る調査報告書(抄)

(1) 現況調査概要

本現況調査は、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱策定に当たっての基礎資料とするため、山口県内における国・県・市町指定の無形文化財(芸能)及び無形民俗文化財保存団体について、現在の状況(会員の年齢構成、財務状況、活動内容等)や中長期の展望、意識等を総合的に把握しようとしたものである。

調査は、集計・分析等を、一般財団法人山口県経済研究所に委託して実施した。

現況把握の手法としては、各文化財団体に調査票を送り、それに回答していただくアンケート形式をとった。アンケート実施時期は令和元年(2019)10月。県内にある99の指定文化財すべてに配布。79の指定文化財から回答があった(回収率80%)。なお、1つの指定文化財について複数の保存団体が存在するケースがあり、実際に回収したサンプル数(回答団体数)は83となっている。また99の指定文化財のうち、活動休止中のため回答が得られない先が7先あった。それらを除いた92文化財をベースに回収率を求めると、86%となる。

(下表は該当文化財の一覧。「掲載ページ」欄は、本報告書における回収調査票の内容が掲載されているページ)

山口県内の指定無形文化財(芸能)、指定無形民俗文化財一覧

指定	行事	場所	掲載ページ	指定	行事	場所	掲載ページ
国	岩国行波の神舞	岩国市	2	市町	神田大川のみかがみ祭り	下関市	47
国	周防祖生の柱松行事	岩国市	3	市町	岡田屋百手神事	宇部市	48
国	三作神楽	周南市	4	市町	居能盆踊り	宇部市	49
国	阿月の神明祭	柳井市	5	市町	丸尾十七夜管弦祭	宇部市	(未回答)
国	地福のトイトイ	山口市	6	市町	須川の山固め神事	山口市	50
県	鷺流狂言	山口市	7	市町	岩戸神楽	山口市	51
県	山代白羽神楽	岩国市	8	市町	十二の舞	山口市	52
県	島田人形浄瑠璃芝居	光市	9	市町	須賀社の厄神舞	山口市	53
県	花笠踊	周南市	10	市町	生雲八幡宮奴道中	山口市	54
県	住吉神社「お船謡」	萩市	11	市町	蹴出し踊り	山口市	55
県	岩国南条踊	岩国市	12	市町	中河内注連縄打ち	山口市	56
県	俵山女歌舞伎	長門市	13	市町	土居神楽舞	山口市	57
県	湯本南条踊	長門市	14	市町	木間「神代の舞」	萩市	58
県	徳地人形浄瑠璃	山口市	15	市町	玉江浦「天狗拍子」	萩市	59
県	周南市安田の糸あやつり人形芝居	周南市	16	市町	越ヶ浜「大綱声」	萩市	(未回答)
県	小鱈代神楽舞	山口市	17	市町	越ヶ浜「巫女の舞」	萩市	(未回答)
県	鷺の舞	山口市	18	市町	笹尾義民おどり	萩市	(活動休止中)
県	切山歌舞伎	下松市	19	市町	遠谷神楽舞	萩市	(活動休止中)
県	式内踊	周南市	(活動休止中)	市町	中ノ原的まつり	萩市	60
県	諫鼓踊	周南市	20	市町	大江後神楽舞	萩市	61
県	別府念仏踊	美祿市	21	市町	下領神楽舞(神笑座)	萩市	(活動休止中)
県	久賀のなむでん踊	周防大島町	22	市町	野田の柱松	萩市	(未回答)
県	長穂念仏踊	周南市	(未回答)	市町	笑い講(神事)	防府市	62
県	浜出祭	下関市	23,24	市町	民謡 浜子うた	防府市	63
県	岩戸神楽舞	宇部市	25	市町	宇佐八幡宮の腰輪踊	防府市	64
県	陶の腰輪踊	山口市	26	市町	下の神楽	岩国市	65
県	山代本谷神楽舞	岩国市	27	市町	釜ヶ原神楽	岩国市	(未回答)
県	赤崎神社楽踊	長門市	28	市町	生見中村ねんぶつ行事	岩国市	66
県	滝坂神楽舞	長門市	29	市町	長野神楽舞	岩国市	(未回答)
県	上三原の田植ばやし	萩市	30	市町	笠塚神楽	岩国市	67
県	三隅の腰輪踊	長門市	31,32,33,34	市町	谷津神楽舞	岩国市	68
県	玉祖神社の占手神事	防府市	35	市町	向峠神楽	岩国市	69
県	忌宮神社の数方庭行事	下関市	36	市町	上沼田神楽	岩国市	70
県	別府岩戸神楽舞	美祿市	37	市町	周防猿まわし	光市	71
県	祝島の神舞神事	上関町	38	市町	通鯨唄	長門市	72
県	友信神楽舞	萩市	39	市町	川尻鯨唄	長門市	(活動休止中)
県	由宇町清水の山ノ神祭り	岩国市	(未回答)	市町	大内山楽踊	長門市	73
県	大波野神舞	田布施町	40	市町	通お船謡	長門市	74
県	北浦地方のサバ一送り	長門市	41	市町	瀬戸崎組鯨唄	長門市	75
県	山崎八幡宮の本山神事	周南市	42	市町	伊陸森あやつり人形芝居	柳井市	76
市町	亀山八幡宮「亀山能」	下関市	(未回答)	市町	伊陸南山神社の神楽	柳井市	77
市町	先帝祭	下関市	43	市町	大日「岩戸の舞」	美祿市	78
市町	蓋井島「山ノ神」神事	下関市	44	市町	柏木岩戸王子の舞	美祿市	79
市町	彦島八幡宮「サイ上り」神事	下関市	45	市町	江原の森祭り	美祿市	80
市町	「内日五年神」神事	下関市	46	市町	新畑神舞	周南市	(未回答)
市町	赤崎神社楽踊	下関市	(未回答)	市町	須々万八朔祭り	周南市	81
市町	岩戸神楽の舞	下関市	(未回答)	市町	古式行事	山陽小野田市	82
市町	滝部八幡宮の腰輪踊	下関市	(未回答)	市町	日見岩戸神舞	周防大島町	83
市町	附野薬師流灌頂	下関市	(復活調整中)	市町	疫神社の厄払いの祭礼	和木町	84
市町	阿川河内のカンコ踊り	下関市	(活動休止中)				

(2) 現況調査結果の分析

以下では、各団体の現況内容を、統計的に集計し、分析した。

① 全体の概要

□ 団体の年齢構成

団体の年齢構成を、団体ごとの年齢構成比の平均値でみると、下表のようになる。幼児、小・中学生も一定程度の構成比を占めているが、最も多いのは 60 歳台であり、続いて多いのが 70 歳台である。

団体メンバーの
平均年齢構成比

	%
幼小中生	13.0
高校生	1.6
20歳台	3.8
30歳台	8.6
40歳台	11.3
50歳台	12.2
60歳台	25.3
70歳台	18.5
80歳以上	5.6
合計	100.0

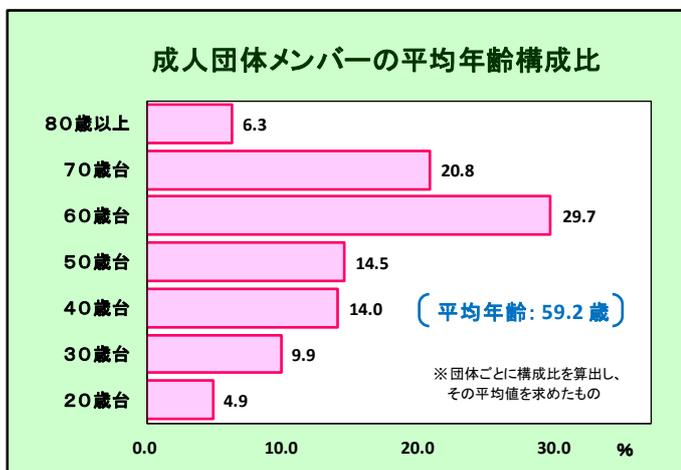
※ 団体ごとに構成比を算出し、その平均値を求めたもの（団体による規模の違いの影響を排除）

また、未成年のメンバーを除いて、20 歳以上に限定して同様に構成比を求めると、下図、下表のようになる。60 歳台、70 歳台が中心であり、若年層が薄い。平均年齢を算出（各年代の中位年齢、例えば 20 歳台は 25 歳として計算）すると、59.2 歳と、60 歳目前となっている。

成人団体メンバーの
平均年齢構成比率

	%
20歳台	4.9
30歳台	9.9
40歳台	14.0
50歳台	14.5
60歳台	29.7
70歳台	20.8
80歳以上	6.3
合計	100.0

※ 団体ごとに構成比を算出し、その平均値を求めたもの（団体による規模の違いの影響を排除）



この現状の年齢構成に対して、10年後の年齢構成比を推計(各年代がそのまま10歳上の年代にスライド。ただし、現在の80歳以上は10年後には全員退出し、10年後の20歳台は現在の20歳台人数と同数が占めると仮定)すると、下表、下図のようになる。

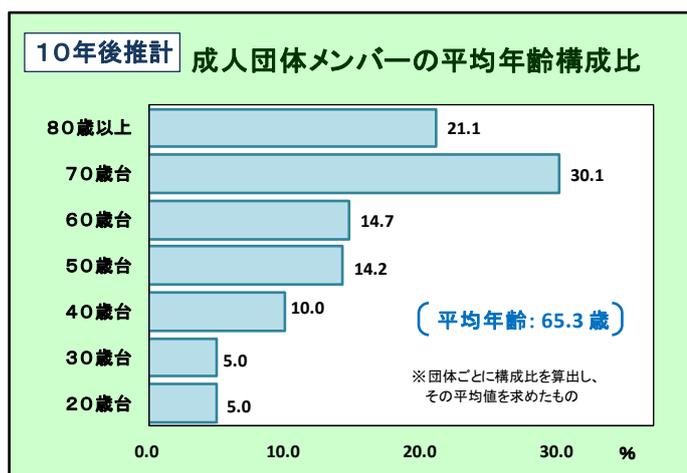
70歳台が3割を占めており、80歳以上と合わせて70歳以上で括ると、51%と5割を超える。

また、10年後の平均年齢を算出すると、現在の59.2歳が、65.3歳と、いわゆる「高齢者」の年齢となる。

成人団体メンバーの
10年後平均年齢構成比率

	%
20歳台	5.0
30歳台	5.0
40歳台	10.0
50歳台	14.2
60歳台	14.7
70歳台	30.1
80歳以上	21.1
合計	100.0

※ 現在の人数がそのまま10歳スライドすると仮定。なお、現在の80歳以上については10年後全員メンバーから退出するとし、10年後の20歳台については、現在の20歳台の人数と同数人数が占めると仮定。

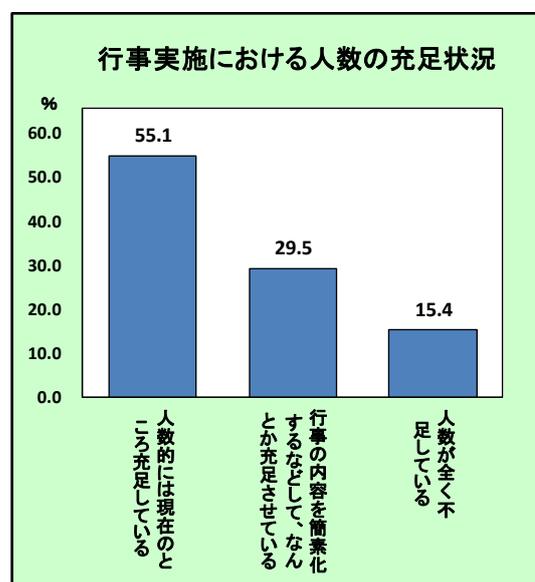


□ 行事实施における人数の充足状況

行事は人数的な面では問題なく実施できているかについては、下表、下図のようになった。55%と半数強が「現在のところ充足している」としているが、一方で「人数が全く不足している」との回答も15%を占めた。

行事实施における人数の充足状況

	n	%
人数的には現在のところ充足している	43	55.1
行事の内容を簡素化するなどして、なんとか充足させている	23	29.5
人数が全く不足している	12	15.4
(無回答)	(5)	-
回答合計	78	100.0



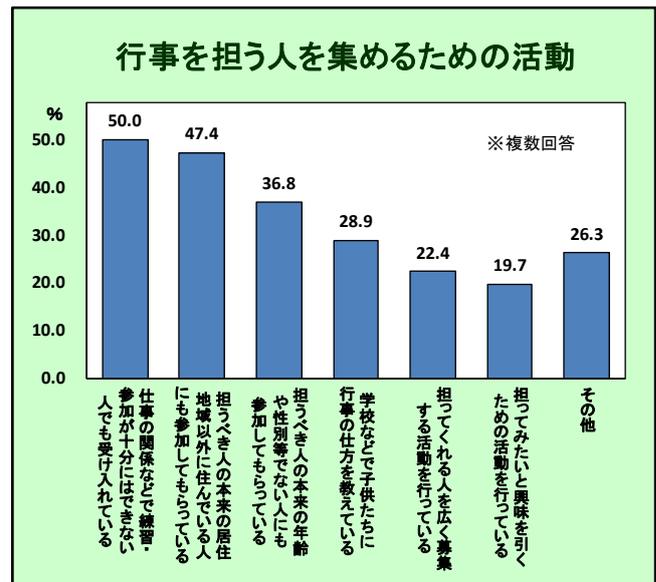
□ 行事を担う人を集めるための活動状況

行事を担う人を集めるための活動について(複数回答)は、下表、下図のようになった。

「担うべき人の本来の居住地以外に住んでいる人にも参加してもらっている」が 47%とほぼ半数に達している。また、「担ってくれる人を広く募集する活動を行っている」との回答が 22%と、2割を超えている。

行事を担う人を集めるための活動 【複数回答】

	n	%
仕事の関係などで練習・参加が十分にはできない人でも受け入れている	38	50.0
担うべき人の本来の居住地以外に住んでいる人にも参加してもらっている	36	47.4
担うべき人の本来の年齢や性別等でない人にも参加してもらっている	28	36.8
学校などで子供たちに行事の仕方を教えている	22	28.9
担ってくれる人を広く募集する活動を行っている	17	22.4
担ってみたいと興味を引くための活動を行っている	15	19.7
その他	20	26.3
(無回答)	(7)	-
回答合計	76	231.6



□ 本来の行事の開催頻度

本来の行事について、その行事名と頻度を尋ねている。これをみると、数年に1度しか開催しない行事をメインとしているところでも、それとは別に毎年何らかの形で本来行事を行っているところが少なくなかった。その結果、毎年は本来行事を開催していない団体は全体の17%に留まっている。

本来の行事の開催頻度

	n	%
1年に1度以上は開催している	65	83.3
毎年は開催していない	13	16.7
(無回答)	(5)	-
回答合計	78	100.0

※ 各団体の本来行事の開催状況についての記述内容を、頻度の切り口から集計したもの

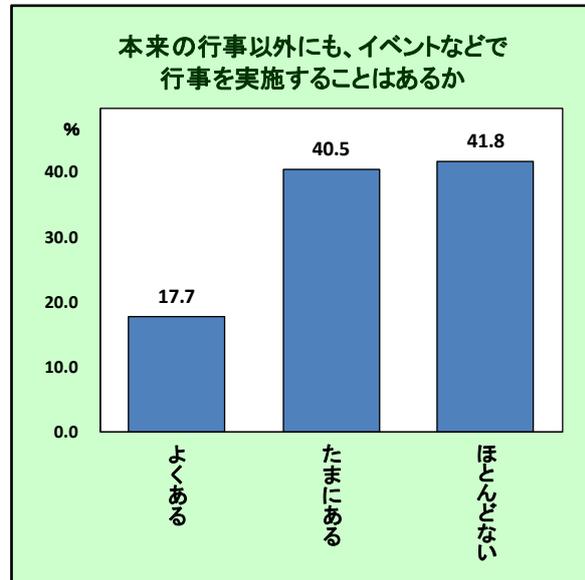
□ 本来行事以外に行事を披露することについて

本来の行事以外に、例えばイベントなどで披露するために行事を実施することがあるか尋ねたところ、下表、下図のようになった。

「よくある」は18%で、「ほとんどない」との回答が42%と4割以上を占めている。

本来の行事以外にも、イベントなどで行事を実施することはあるか

	n	%
よくある	14	17.7
たまにある	32	40.5
ほとんどない	33	41.8
(無回答)	(4)	-
回答合計	79	100.0

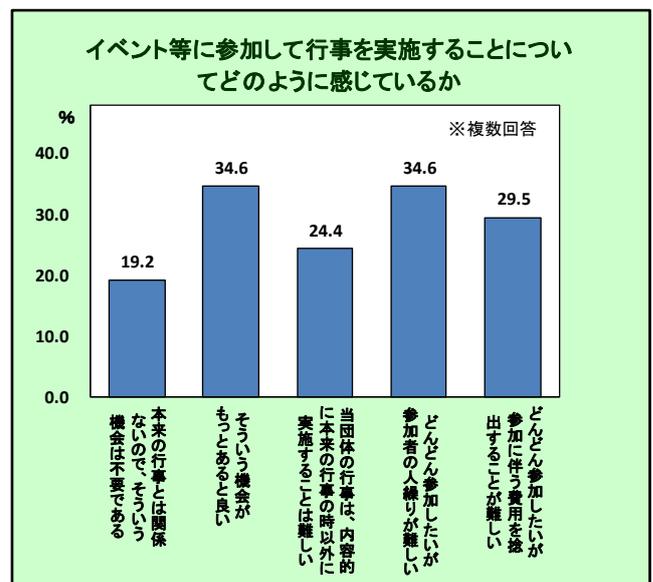


また、イベントなどで披露するために行事を実施することについて、どのように感じているか尋ねたところ(複数回答)、下表、下図のようになった。

「本来行事とは関係ないのでそういう機会は不要である」(19%)、「当団体の行事は内容的に本来行事の時以外は実施困難である」(24%)などの回答も2割前後ある一方で、「そういう機会がもっとあると良い」との回答が35%あった。

イベント等に参加して行事を実施することについてどのように感じているか【複数回答】

	n	%
本来の行事とは関係ないので、そういう機会は不要である	15	19.2
そういう機会がもっとあると良い	27	34.6
当団体の行事は、内容的に本来の行事の時以外に実施することは難しい	19	24.4
どんどん参加したいが、参加者の人練りが難しい	27	34.6
どんどん参加したいが、参加に伴う費用を捻出することが難しい	23	29.5
(無回答)	(5)	-
回答合計	78	142.3



□ 収入の状況について

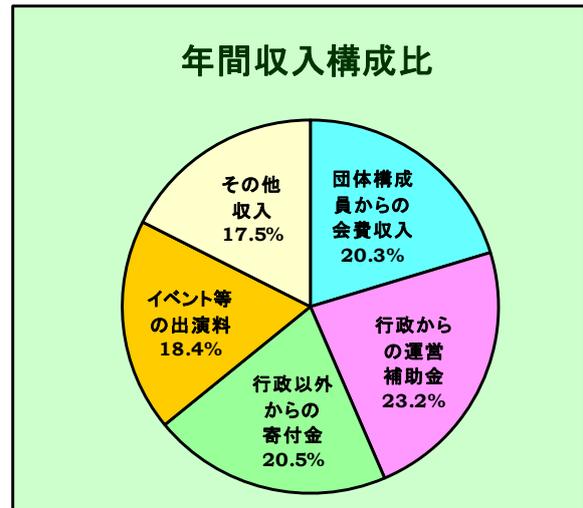
団体により年間収入の規模は違うが、収入の構成比について、団体ごとの構成比の平均値でみると、下表、下図のようになっている。

「行政からの運営補助金」については、全くないとする団体も少なくなかったが、平均すると、23%と、約4分の1を占めている(ただし、事情により期間限定で多額の補助金が支給されている先を含む)。また「その他収入」については、事実上の出演料である「御花代」なども多く含まれている。

年間収入構成比

	%
団体構成員からの会費収入	20.3
行政からの運営補助金	23.2
行政以外からの寄付金	20.5
イベント等の出演料	18.4
その他収入	17.5
合計	100.0

※ 団体ごとに構成比を算出し、その平均値を求めたもの(団体による規模の違いの影響を排除)

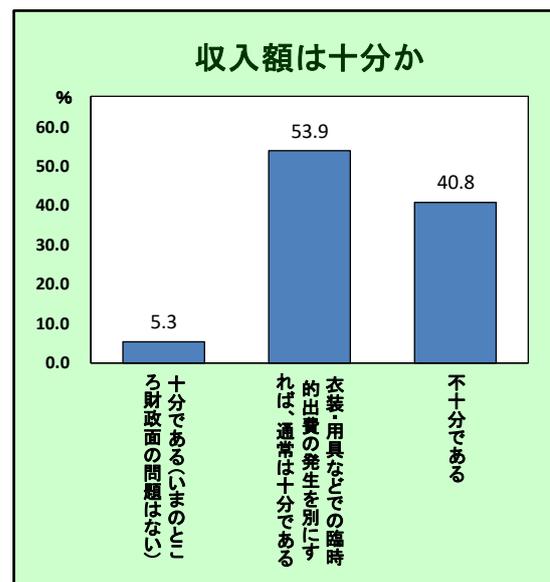


その年間収入は十分かどうかを尋ねたところ、下表、下図のようになった。

「衣装・用具などでの臨時的出費の発生を別にすれば、通常は十分である」との回答が54%を占め、最も多かった。

収入額は十分か

	n	%
十分である(いまのところ、財政面の問題は無い)	4	5.3
衣装・用具などでの臨時的出費の発生を別にすれば、通常は十分である	41	53.9
不十分である	31	40.8
(無回答)	(7)	-
回答合計	76	100.0



□ 行事を実施していくことについての考え方

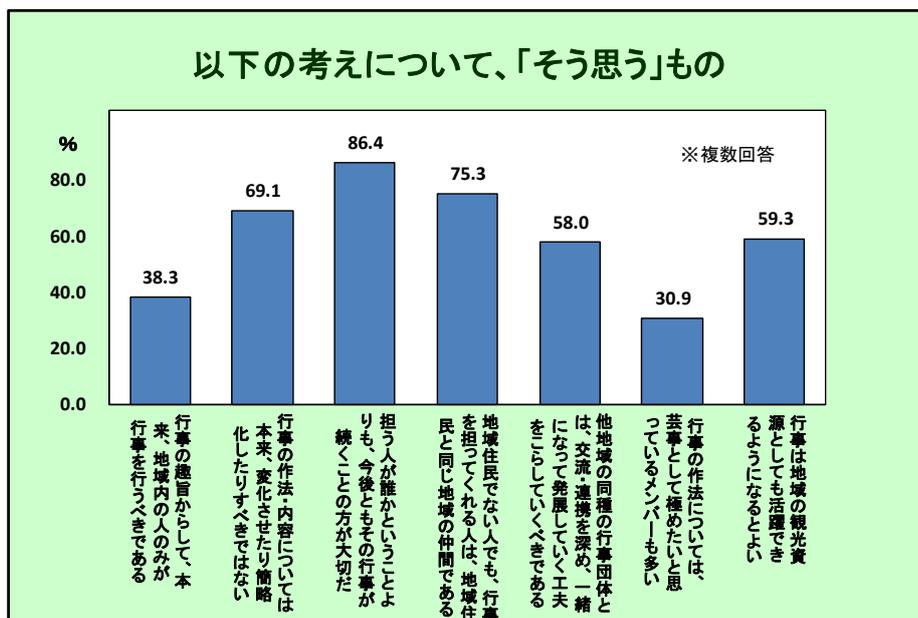
行事を実施していく上での様々な考え方を提示し、その中から「そう思う」ものを選択してもらった(結果的に複数回答)。その結果は、下表、下図の通り。

注目されるのは、「地域住民でない人でも、行事を担ってくれる人は、地域住民と同じ地域の仲間である」とするもの、つまり、たとえその地域に住んでいない人でも(いわゆる「定住人口」でない人でも)、行事を担ってくれる人なら(行事に関わることでいわゆる「関係人口」となってくれる人なら)地域の仲間として受入れようとする考えである。「そう思う」が75%と4分の3に達している。

また、「行事は地域の観光資源としても活躍できるようになるとよい」とするものが59%と約6割に達している。

以下の考えについて、「そう思う」もの【複数回答】

	n	%
行事の趣旨からして、本来、地域内の人のみが行事を行うべきである	31	38.3
行事の作法・内容については、本来、変化させたり簡略化したりすべきではない	56	69.1
担う人が誰かということよりも、今後ともその行事が続くことの方が大切だ	70	86.4
地域住民でない人でも、行事を担ってくれる人は、地域住民と同じ地域の仲間である	61	75.3
他地域の同種の行事団体とは、交流・連携を深め、一緒になって発展していく工夫をこらしていくべきである	47	58.0
行事の作法については、芸事として極めたいと思っているメンバーも多い	25	30.9
行事は地域の観光資源としても活躍できるようになるとよい	48	59.3
(無回答)	(2)	-
回答合計	81	417.3



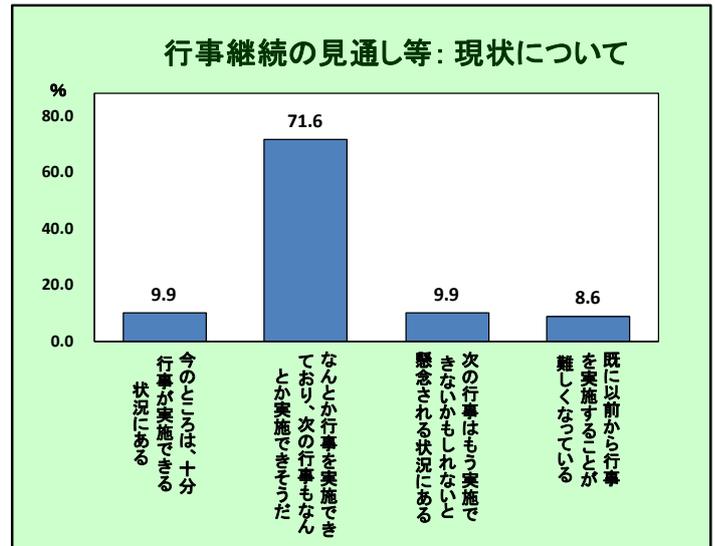
□ 行事継続の現状と今後の見通し

行事の継続状況について、現状を尋ねたところ、下表、下図のようになった。

「十分に」(10%)あるいは「なんとか」(72%)行事を実施できているとするものが 82%と8割を占めているが、「次の行事をもう実施できないかもしれないと懸念される状況」(10%)、「既に以前から行事を実施することが難しくなっている」(9%)との回答も、それぞれ1割近くあった。

行事継続の見通し等：現状について

	n	%
今のところは、十分行事が実施できる状況にある	8	9.9
なんとか行事を実施できており、次の行事もなんとか実施できそうだ	58	71.6
次の行事はもう実施できないかもしれないと懸念される状況にある	8	9.9
既に以前から行事を実施することが難しくなっている	7	8.6
(無回答)	(2)	-
回答合計	81	100.0

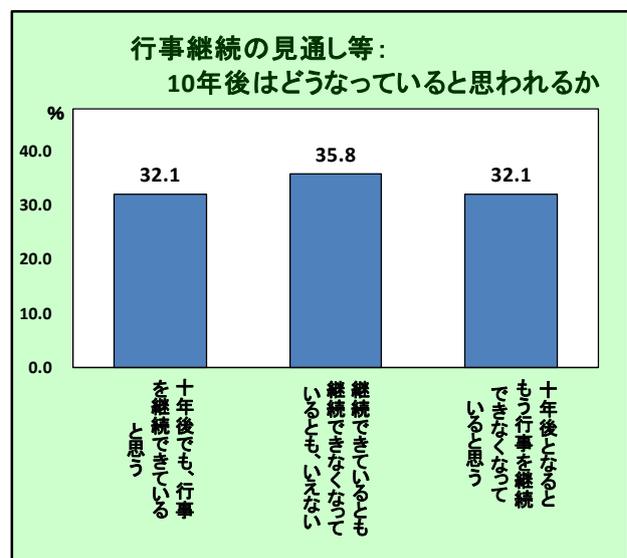


10年後はどうなっていると思われるかを尋ねたところ、下表、下図のようになった。

「10年後となると、もう行事を継続できなくなっていると思う」とするものが、32%と3割強を占めた。

行事継続の見通し等：
10年後はどうなっていると思われるか

	n	%
10年後でも、行事を継続できていると思う	26	32.1
継続できているとも、継続できなくなっているとも、いえない	29	35.8
10年後となると、もう行事を継続できなくなっていると思う	26	32.1
(無回答)	(2)	-
回答合計	81	100.0



②10年後にはもう行事を実施できなくなっている状況の分析

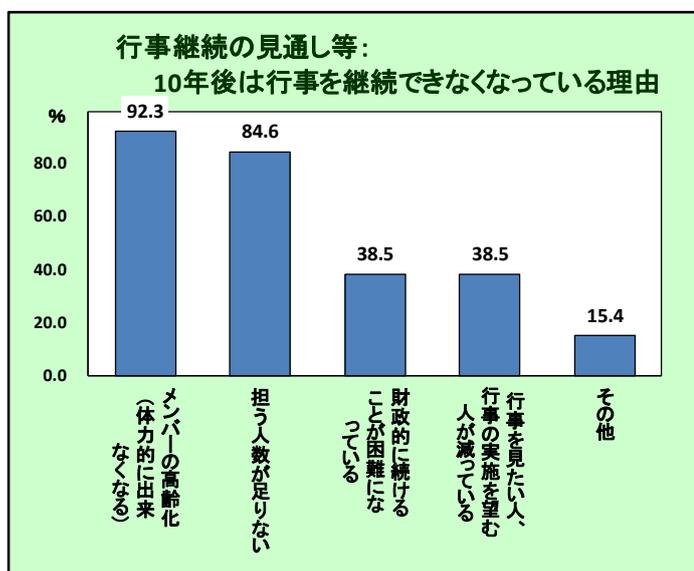
「10年後となると、もう行事を継続できなくなっていると思う」と回答したものには、その理由を尋ねている。その結果は、下表、下図の通り。

「メンバーの高齢化(体力的にできなくなる)」が 92.3%と最も多く、ほとんど、と言っていいほどの要因となっている。ただ、高齢化という事態が 10 年後には行事の実施を困難にしている直接的な要因だとしても、なぜそのような状況になってしまったかといえば、若手・中堅のメンバーが少ない(参入してこない)ので、その結果として年齢構成比が著しく高齢化してしまっている、とも考えられる。2番目に回答が多かったのは「担う人数が足りない」で、85%と9割近くの回答となっているが、これも若手・中堅のメンバーが少ない(参入してこない)ことが原因になっているとみることができよう。

このようにみえてくると、直接的要因は高齢化だとしても、新しい担い手が入って来ない状況ということが、10 年後の行事实施を難しくしている根本の原因のようである。これに対して、「財政的に続けることが困難になっている」との回答は 39%に留まっており、財政面の問題は、担い手の問題に比べれば大きくないようだ。なお、「行事を見たい人、行事の実施を望む人が減っている」との回答も、財政問題の回答と同じ 39%を占めている。いまや、その行事の基盤である地域そのものが人口減少し、縮小していることも、行事継続の展望を困難にしている要因のひとつとなっているようだ。

行事継続の見通し等： 10年後は行事を継続できなくなっている理由 【複数回答】

	n	%
メンバーの高齢化(体力的に出来なくなる)	24	92.3
担う人数が足りない	22	84.6
財政的に続けることが困難になっている	10	38.5
行事を見たい人、行事の実施を望む人が減っている	10	38.5
その他	4	15.4
(無回答)	(0)	-
回答合計	26	269.2



□ メンバーの高齢化

これまでみてきたように、メンバーの高齢化という状況が、10年後の行事実施を困難にしている直接的要因となっている。下表、下図は、10年後の継続見通し別に、平均年齢構成比をみたものである。

10年後でも行事を継続できていると思う

成人団体メンバーの 平均年齢構成比率		成人団体メンバーの 10年後平均年齢構成比率	
	%		%
20歳台	5.2	20歳台	5.2
30歳台	12.4	30歳台	5.2
40歳台	19.0	40歳台	12.4
50歳台	18.5	50歳台	19.0
60歳台	23.8	60歳台	18.6
70歳台	15.7	70歳台	23.8
80歳以上	5.3	80歳以上	15.8
合計	100.0	合計	100.0

※ 団体ごとに構成比を算出し、その平均値を求めたもの（団体による規模の違いの影響を排除）

※ 現在の人数がそのまま10歳スライドすると仮定。なお、現在の80歳以上については10年後全員メンバーから退出するとし、10年後の20歳台については、現在の20歳台の人数と同数人数が占めると仮定。

継続できているとも、継続できなくなっているとも、いえない

成人団体メンバーの 平均年齢構成比率		成人団体メンバーの 10年後平均年齢構成比率	
	%		%
20歳台	5.1	20歳台	5.2
30歳台	10.3	30歳台	5.2
40歳台	12.8	40歳台	10.4
50歳台	15.5	50歳台	12.9
60歳台	30.4	60歳台	15.6
70歳台	20.1	70歳台	30.6
80歳以上	5.8	80歳以上	20.3
合計	100.0	合計	100.0

※ 団体ごとに構成比を算出し、その平均値を求めたもの（団体による規模の違いの影響を排除）

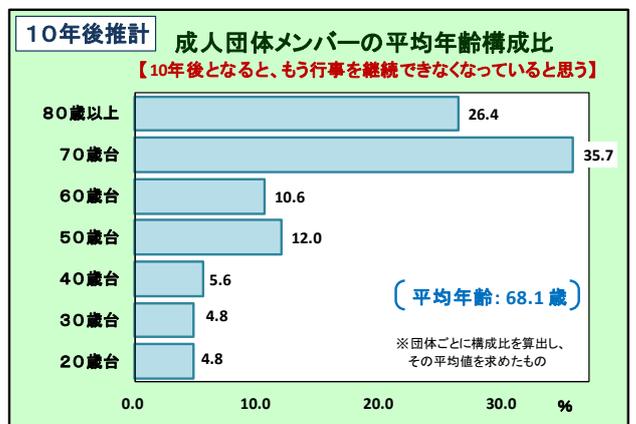
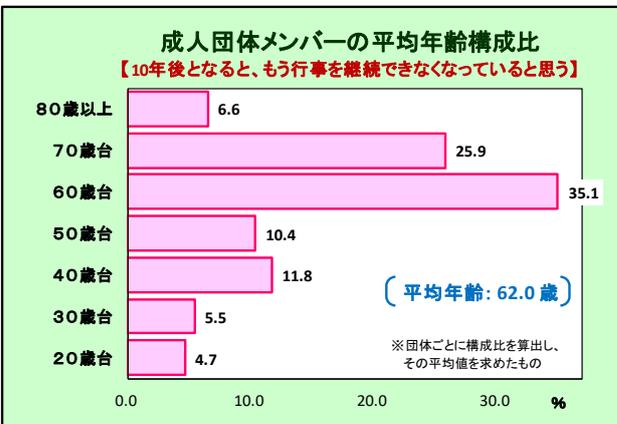
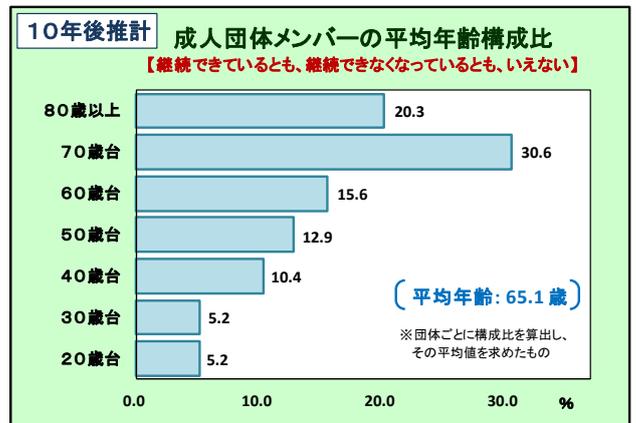
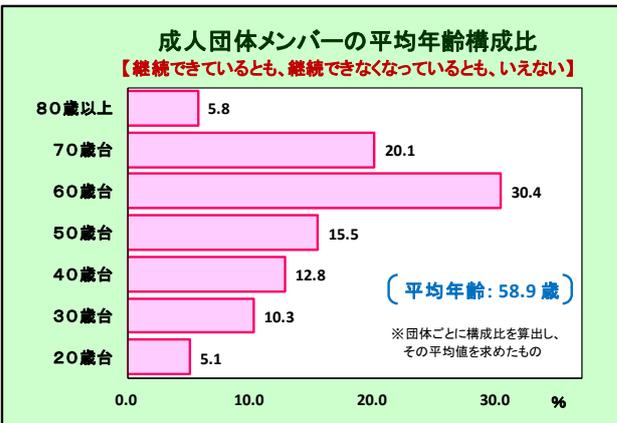
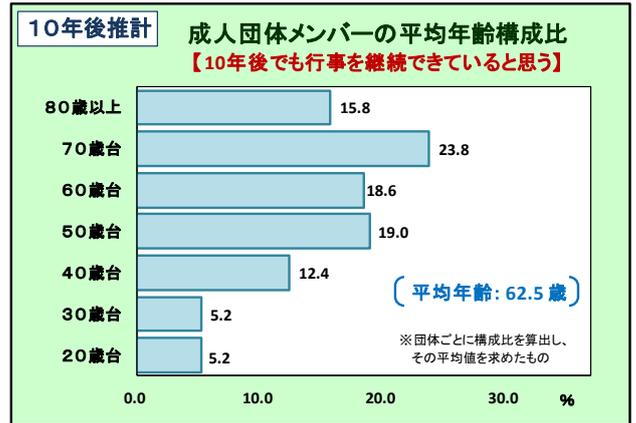
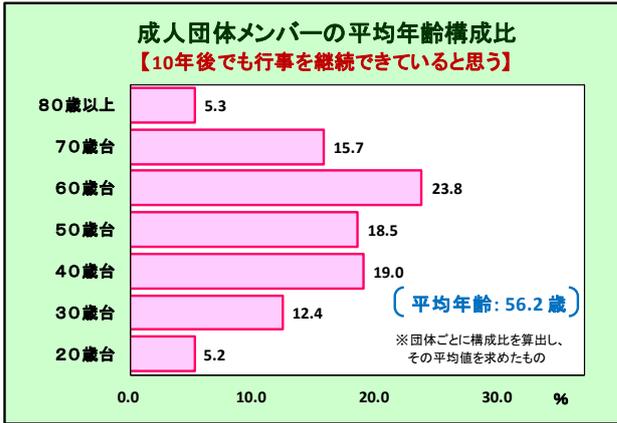
※ 現在の人数がそのまま10歳スライドすると仮定。なお、現在の80歳以上については10年後全員メンバーから退出するとし、10年後の20歳台については、現在の20

10年後となると、もう行事を継続できなくなっていると思う

成人団体メンバーの 平均年齢構成比率		成人団体メンバーの 10年後平均年齢構成比率	
	%		%
20歳台	4.7	20歳台	4.8
30歳台	5.5	30歳台	4.8
40歳台	11.8	40歳台	5.6
50歳台	10.4	50歳台	12.0
60歳台	35.1	60歳台	10.6
70歳台	25.9	70歳台	35.7
80歳以上	6.6	80歳以上	26.4
合計	100.0	合計	100.0

※ 団体ごとに構成比を算出し、その平均値を求めたもの（団体による規模の違いの影響を排除）

※ 現在の人数がそのまま10歳スライドすると仮定。なお、現在の80歳以上については10年後全員メンバーから退出するとし、10年後の20歳台については、現在の20歳台の人数と同数人数が占めると仮定。



これをみると、「10年後でも行事を継続できていると思う」団体は、やや高齢化が進展しているとはいえ、若手・中堅のメンバーも比較的バランスよく存在している。これに対して「10年後となると、もう行事を継続できなくなっていると思う」団体は、メンバーが60歳台、70歳台に圧倒的に集中している。若手・中堅が団体に入って来ていない。このままでは、10年後は、今度は70歳台、80歳台が中心メンバーとなることになる。

□ 人数の充足状況

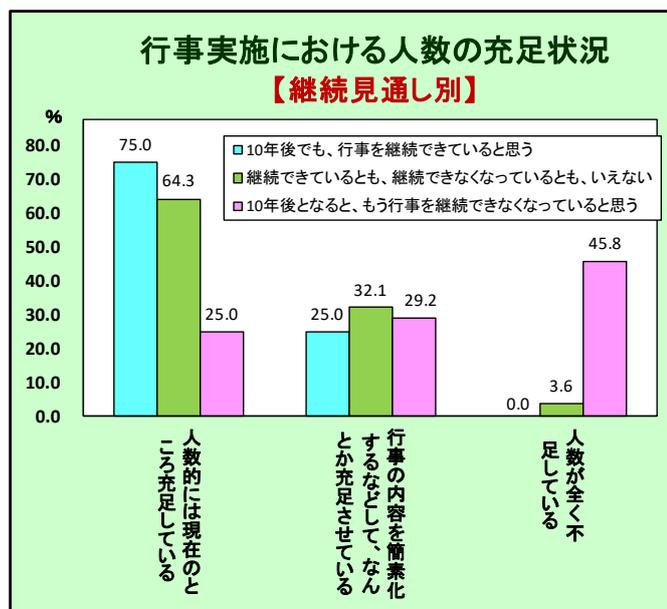
若手・中堅が入って来ないと、結果的に担い手不足に陥る。10年後の継続見通し別に、行事实施における人数の充足状況をみたのが、下表、下図である。

「人数が全く不足している」と回答したもののほとんどが、10年後は継続困難とみている。一方、これとは対照的に、「10年後でも行事を継続できていると思う」団体では、75%が「人数的には現在のところ充足している」としている。

行事实施における人数の充足状況【継続見通し別】

		人数的には現在のところ充足している	行事の内容を簡素化するなどして、なんとか充足させている	人数が全く不足している	(無回答)	回答合計
全体	n	43	23	12	(5)	78
	%	55.1	29.5	15.4	-	100.0
10年後でも、行事を継続できていると思う	n	18	6	0	(2)	24
	%	75.0	25.0	0.0	-	100.0
継続できているとも、継続できなくなっているとも、いえない	n	18	9	1	(1)	28
	%	64.3	32.1	3.6	-	100.0
10年後となると、もう行事を継続できなくなっていると思う	n	6	7	11	(2)	24
	%	25.0	29.2	45.8	-	100.0

※「全体」は、継続見通しについて無回答の者も含む



□ 収入の状況について

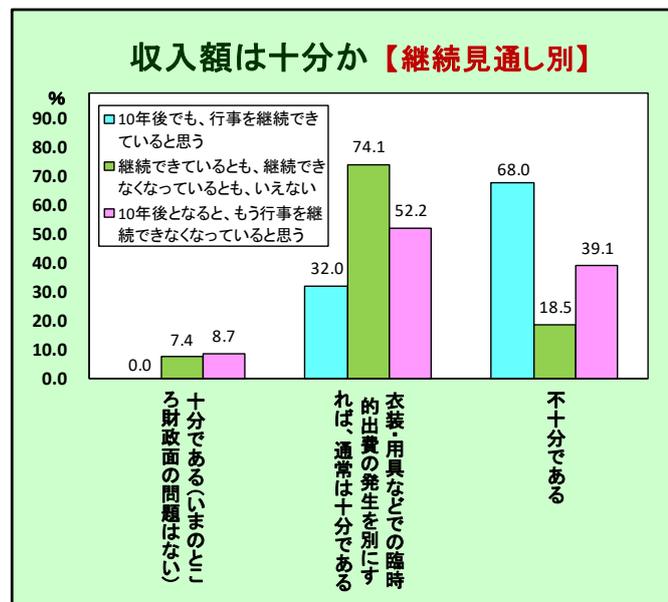
これに対して、財政の問題は、10年後の継続見通しを分ける決定的な要因とはなっていないようである。下表・下図は、「収入額は十分か」について、10年後の継続見通し別にみたものである。

収入が十分かどうかは、マチマチで、継続見通しを峻別する要因にはなっていない。むしろ、「10年後でも行事を継続できていると思う」団体の方に、収入額の不十分さを感じているところが多い傾向がうかがえる。もっともこれには、活動が不活発なところは、不活発であるがゆえに費用の問題があまり発生しない、という面もあると思われる。

収入額は十分か【継続見通し別】

		十分である (いまのところ、財政面の問題は無い)	衣装・用具などの臨時的出費の発生を別にすれば、通常は十分である	不十分である	(無回答)	回答合計
全体	n	4	41	31	(7)	76
	%	5.3	53.9	40.8	-	100.0
10年後でも、行事を継続できていると思う	n	0	8	17	(1)	25
	%	0.0	32.0	68.0	-	100.0
継続できているとも、継続できなくなっているとも、いえない	n	2	20	5	(2)	27
	%	7.4	74.1	18.5	-	100.0
10年後となると、もう行事を継続できなくなっていると思う	n	2	12	9	(3)	23
	%	8.7	52.2	39.1	-	100.0

※「全体」は、継続見通しについて無回答の者も含む



なお、10年後の継続見通し別に年間収入構成比をみると、下表・下図のようになる。「10年後でも行事を継続できていると思う」団体では「行政からの運営補助金」の割合がやや高い傾向がうかがえるものの、見通し別に大きな違いはない。

10年後でも行事を継続できていると思う

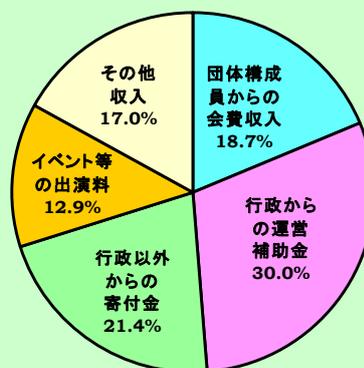
年間収入構成比

	%
団体構成員からの会費収入	18.7
行政からの運営補助金	30.0
行政以外からの寄付金	21.4
イベント等の出演料	12.9
その他収入	17.0
合計	100.0

※ 団体ごとに構成比を算出し、その平均値を求めたもの（団体による規模の違いの影響を排除）

年間収入構成比

10年後でも行事を継続できていると思う



継続できているとも、継続できなくなっているとも、いえない

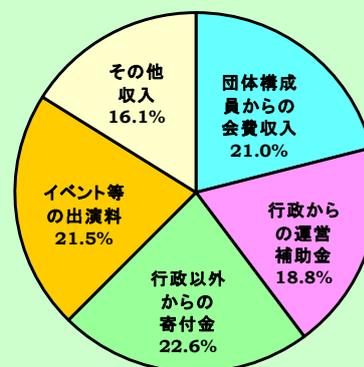
年間収入構成比

	%
団体構成員からの会費収入	21.0
行政からの運営補助金	18.8
行政以外からの寄付金	22.6
イベント等の出演料	21.5
その他収入	16.1
合計	100.0

※ 団体ごとに構成比を算出し、その平均値を求めたもの（団体による規模の違いの影響を排除）

年間収入構成比

継続できているとも、継続できなくなっているとも、いえない



10年後となると、もう行事を継続できなくなっていると思う

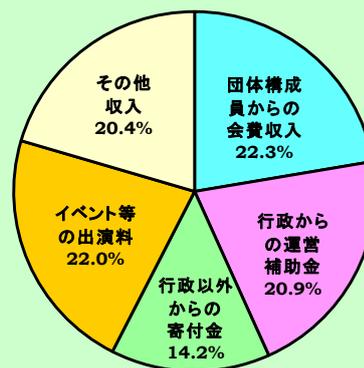
年間収入構成比

	%
団体構成員からの会費収入	22.3
行政からの運営補助金	20.9
行政以外からの寄付金	14.2
イベント等の出演料	22.0
その他収入	20.4
合計	100.0

※ 団体ごとに構成比を算出し、その平均値を求めたもの（団体による規模の違いの影響を排除）

年間収入構成比

10年後となると、もう行事を継続できなくなっていると思う



③休止に至る状況の分析

県内の指定団体の中には、「10年後の見通し」ではなく、「既に」活動を休止している団体もある。本格的に団体活動を休止しているところからは今回の調査の回答も得られなかったが、ここでは、「事業継続の見通し」のなかで「現状について」尋ねた中で、休止状態に近いもの、すなわち「既に以前から行事を実施することが難しくなっている」もしくは「次の行事はもう実施できないかもしれないと懸念される状況にある」との回答に着目することで、(他の回答選択肢は「今のところは十分に行事が実施できる状況にある」、「なんとか行事を実施できており、次の行事もなんとか実施できそうだ」)休止状態となっているものの特徴をみた。

上記のように「現状について」の回答を2区分した場合、平均年齢構成比は下表、下図のようになっている。

十分行事が実施できる状況にある、なんとか行事を実施できている

成人団体メンバーの
平均年齢構成比率

	%
20歳台	5.2
30歳台	10.8
40歳台	16.4
50歳台	15.8
60歳台	26.0
70歳台	20.9
80歳以上	5.0
合計	100.0

※ 団体ごとに構成比を算出し、その平均値を求めたもの（団体による規模の違いの影響を排除）

成人団体メンバーの
10年後平均年齢構成比率

	%
20歳台	5.2
30歳台	5.2
40歳台	10.7
50歳台	16.4
60歳台	15.7
70歳台	25.9
80歳以上	20.8
合計	100.0

※ 現在の人数がそのまま10歳スライドすると仮定。なお、現在の80歳以上については10年後全員メンバーから退出するとし、10年後の20歳台については、現在の20歳台の人数と同数人数が占めると仮定。

既に以前から難しくなっている、次回は出来ないかもしれない

成人団体メンバーの
平均年齢構成比率

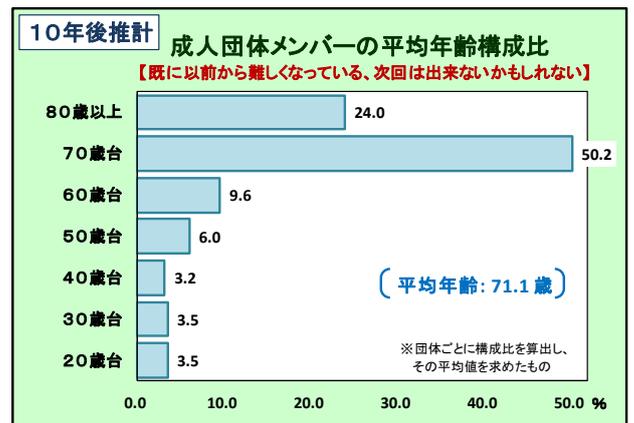
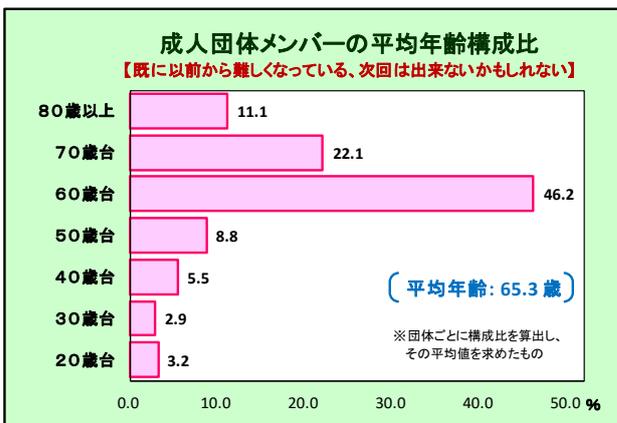
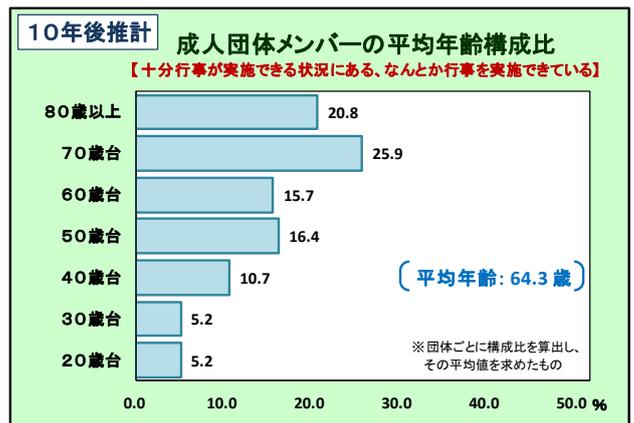
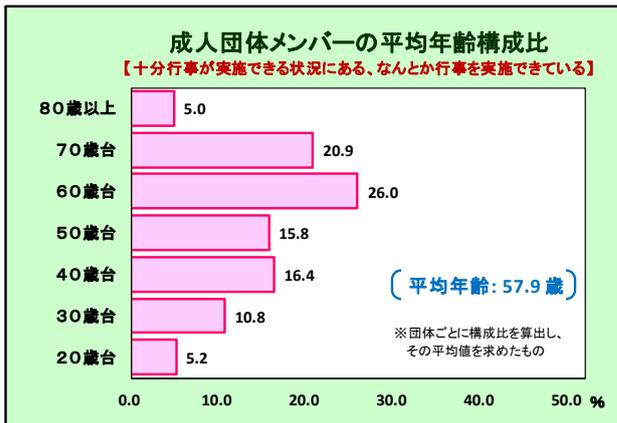
	%
20歳台	3.2
30歳台	2.9
40歳台	5.5
50歳台	8.8
60歳台	46.2
70歳台	22.1
80歳以上	11.1
合計	100.0

※ 団体ごとに構成比を算出し、その平均値を求めたもの（団体による規模の違いの影響を排除）

成人団体メンバーの
10年後平均年齢構成比率

	%
20歳台	3.5
30歳台	3.5
40歳台	3.2
50歳台	6.0
60歳台	9.6
70歳台	50.2
80歳以上	24.0
合計	100.0

※ 現在の人数がそのまま10歳スライドすると仮定。なお、現在の80歳以上については10年後全員メンバーから退出するとし、10年後の20歳台については、現在の20歳台の人数と同数人数が占めると仮定。



このように、休止状態に近い団体は、年齢構成の高齢化が著しく進んでいる。さきほどみた「10年後となると、もう行事を継続できなくなっていると思う」とした団体の年齢構成よりもさらに若手・中堅層が薄い。平均年齢も65歳に達しており、10年後には71歳になる。

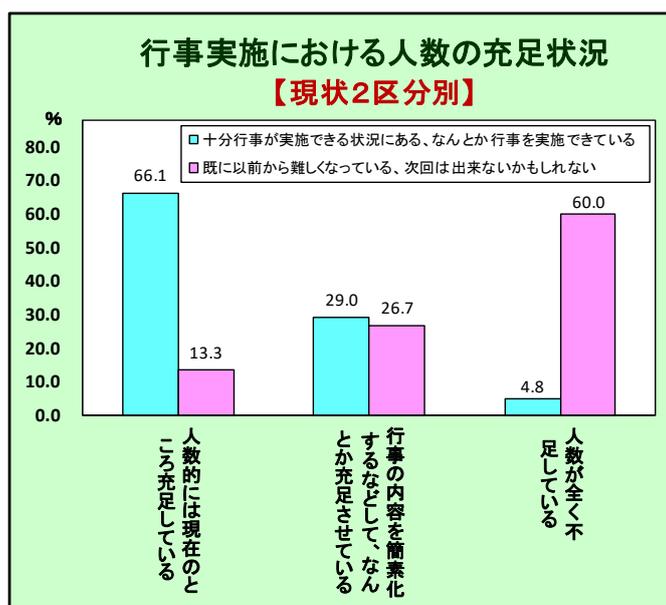
このようにみえてくると、休止に至るには、それぞれ個別の事情は背景にあるものの、状況的には「10年後となると、もう行事を継続できなくなっていると思う」団体の状況が極まったとき、実際の休止にいたる、ということのようである。

同様の区分で、行事实施における人数の充足状況をみると、下表、下図のようになっている。

「人数が全く不足している」との回答は、「10 年後となると、もう行事を継続できなくなっていると思う」団体では 46%だったが、現状2区分した場合の后者、「既に以前から難しくなっている、もしくは次回は出来ないかもしれない」団体では 60%に達している。

行事实施における人数の充足状況【現状2区分別】

		人数的には現在のところ充足している	行事の内容を簡素化するなどして、なんとか充足させている	人数が全く不足している	(無回答)	回答合計
全体	n	43	23	12	(5)	78
	%	55.1	29.5	15.4	-	100.0
十分行事が実施できる状況にある、なんとか行事を実施できている	n	41	18	3	(4)	62
	%	66.1	29.0	4.8	-	100.0
既に以前から難しくなっている、次回は出来ないかもしれない	n	2	4	9	(0)	15
	%	13.3	26.7	60.0	-	100.0



(3)ヒアリング調査結果

以下の観点から6団体を選び、現況回答の内容などについて調査票の記入者(保存団体の代表等)に詳しく聞き取るヒアリングを行った。

No.	指定名称	保存団体名	ヒアリング項目
1	三作神楽	三作神楽保存会	担い手について 本来行事以外の出演について その他
2	花笠踊	花笠踊保存顕彰会	担い手の居住地が広がったことについて 今後の継承が危ぶまれている(休止が懸念される) 経緯について 今後の展望
3	住吉神社「お船謡」	住吉神社御船謡保存会	本来行事は1日ばかりであることについて 本来行事以外での披露について 担い手の確保について 技能(芸)等の継承について 「日本の祭り」に収録されることについて
4	周南市安田の糸あやつり人形芝居	周南市安田の糸あやつり人形芝居保存会	担い手について 地域外の人との地域交流の可能性について 披露する機会について 子供たちに教えていることについて 共同公演について
5	切山歌舞伎	切山歌舞伎保存会	担い手について 市外からの参加の難しさについて 興味を引く活動について 公演での収入について 広く披露することについて
6	岩戸神楽舞	岩戸神楽舞顕彰保存会	かつて休止となった経緯について 復活に向け動き出した経緯について 新たな担い手について 高校生とのコラボレーション等について 広く披露することについて

ヒアリングにより、さまざまなことを確認することが出来た(それぞれのヒアリング内容は本報告書に掲載)が、ここでは、以下の切り口のものについて、まとめた。

□ 文化財行事のエリア認識

文化財行事を行う地域としてのエリア認識については、団体によってさまざまだった。

ただ、文化財名称に由来する本来的な小地域だけで構成しているところは少ない。たとえば、「三作神楽」は三作地区だけでなく、和田地域に広がっている。「岩戸神楽舞」はもともと二ツ道祖地区のものだったが、いまや万倉地域の行事として定着している。一方、「花笠踊」のように、八代地域にまで広がらず、魚切地区に事実上とどまっているところもある。なお、「周南安田の糸あやつり人形芝居」や「切山歌舞伎」のような芸能系では、文化財名称に由来する小地域については発祥の地という意味づけはあるものの、エリア認識ということ自体が、それほど強くない。

□ 担い手の住所地

担い手の住所地については、あまりこだわりのないところが多かった。「どこに」住んでいるかよりも、「誰が」担ってくれるかのほうが重視されており、「岩戸神楽舞」のように、ミュージカル団体の構成員(住所はばらばら)が担っているところもある。ただし、日頃の練習への参加が可能か(コミュニケーションがとれるか)、という問題になったときに、担い手になる側のほうに住所(通い易さ)の問題が発生する。また、団体側にとっては、その「誰が」の人が、当面は担ってもらいにしても、きちんと伝統を引き継ぎ、いずれは次に継承できるような立場になれる人材であるかが、関心事となっている(「花笠踊」など)。そういう意味では、伝承してくれる人と、そうではないが当面の行事開催に協力してくれる人(あるいはちょっと体験してみたい人)とに認識を分けて取り組むべきと考えているところも多い(「三作神楽」「岩戸神楽舞」「花笠踊」「周南安田の糸あやつり人形芝居」など)。

なお、このことは行事の性格上一様ではなく、たとえば「住吉神社「お船謡」」のように、地区内(ここでは浜崎地区内)の人にこだわって担い手の主要メンバーを構成しているところもある。

□ 活動の拠点や事務局

「岩戸神楽舞」や「周南安田の糸あやつり人形」では、公民館(自治会館)内に活動の拠点があり、そこに練習や発表の場が整備されている。つまり、ある意味地域コミュニティに組み込まれた活動となっている(「岩戸神楽舞」では万倉地域コミュニティ、「周南安田糸あやつり人形」では三丘地域コミュニティ)。また「切山歌舞伎」では、切山歌舞伎保存会に加え、下松市教育委員会に事務局を置き、市民が活動を担う支援組織(切山歌舞伎後援会)がある。このような状況下、行事のエリア認識を魚切地区から八代地域に広げたい「花笠踊」では、八代地域コミュニティ(公民館)に拠点を移し、その場で事務局機能も、公民館(教育委員会職員)の手により担う形にならないか、模索している。

□ 新たな学校とのコラボレーション

地元校区の小学校(あるいは中学校)の授業等で伝統芸能を教え、発表の場も設けているという活動はよく見受けられる(今回の例では、「切山歌舞伎」「周南安田の糸あやつり人

形芝居」「三作神楽」など)。この点では、学校統廃合の問題(統合の結果、すべての生徒にとって「地元の」伝統行事とは言えなくなる)が横たわる(「三作神楽」)。

いま、小学校等の総合学習的な位置付けを超え、新たな形で地元高等学校とのコラボレーションを志向しているところがある。「岩戸神楽舞」では、グッズ開発、衣装制作、情報発信等を地元高校生が担っている。「住吉神社「お船謡」」では、引き子の一翼を地元高校生が担っている。また「花笠踊」では、当面の踊り子(伝統的に、未婚女子に限られている)を、地域の女子という垣根を越えて市内の高校生の中から担ってもらえないか志向している。

なお、このような高校生との新たなコラボレーションの形について、「三作神楽」では、地元の大学生とのコラボレーションの形でもできないか、志向している。

□ 地域活性化との結びつき

「三作神楽」「岩戸神楽舞」では、所属都市等の地域観光ツアーの行程の中に行事の披露が組み込まれていくと良いと考えている。このことで、自地域に交流人口を呼び込むことが出来、ひいては地域活性化に結びつくと思われるからである。なお、両者に共通しているのは、観光ツアーで交流人口が拠点を訪れたとき、そこには行事を披露できるスペースが確保されていることである(岩戸神楽舞は自治会館、三作神楽は伝承館)。その意味では、「周南安田の糸あやつり人形芝居」の拠点(三丘市民センター「徳修館」)にも、ステージが整備されている。一方「切山歌舞伎」では、そのような施設がなく、「演舞場」の再建を望んでいる。

また「三作神楽」「岩戸神楽舞」では、グッズ、土産品の開発を志向している。これは、そのグッズ、土産品を地域内で作れば地域の産業起こしに結びつくと思われるからである。

□ 活動休止の経緯、復活の経緯

さきほど「地域の将来人口推計」でみたように、合併前旧市町村によっては極端に若者・壮年層の少ないところがある。このような中、無形民俗文化財行事を行う小地域単位でも、過疎化が極端に進行し、集落そのものの維持が困難となっているところも少なくないはずである。

「岩戸神楽舞」では、かつて活動休止に追い込まれたことがあった。その原因は、地域が次第に限界集落化し、既存メンバーが高齢化していく中で、新たな担い手が賄えなくなったからだった。特に、笛や太鼓の楽(がく)メンバーが途絶えたことが、休止せざるを得なくなった決定的な要因となった。

「花笠踊」も休止に至る可能性が高まっている(次の開催が危ぶまれる)状況にあるが、これは、本来の行事地域の魚切地区で過疎化が極度に進んでいるだけでなく、これから広がっていきたいと考えている八代地域全体でも、過疎化が進行しているので、今後の展望として担い手の調達が非常に困難になる(もし「未婚の女子(早乙女)に限る」という制約を取り払ったとしても、過疎化が進行する中では一時凌ぎにしかならない)からである。

なお、「岩戸神楽舞」は復活途上にあるが、復活経緯としては、地域の地域計画の中に岩戸神楽舞の復活を盛り込んだこと(意識の醸成)と、直接的には復活のための復興資金の補助金がついたことによる。

(4) 対応策の検討

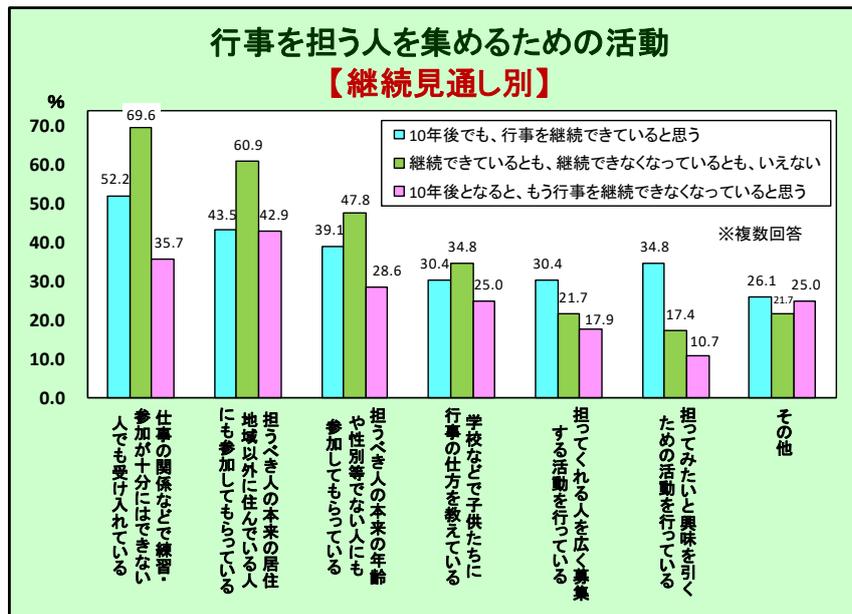
□ 地域外からの担い手募集支援

今後とも行事が続いていくためには、若年・中堅層の担い手を導入していく必要がある。ただし、本来の行事地域内からでは、人口減少下、確保が困難である。そのため、本来の行事地域外からも担い手を確保していかなければならない。

これに対して、下表、下図にみるように、既に、10年後の継続見通し如何に関わらず、地域外からの担い手の受け入れは進められている（「担うべき人の本来の居住地以外に住んでいる人にも参加してもらっている」との回答が4割～6割）。つまり、外部からも受け入れること自体に抵抗感のない（むしろ、そうしてでも行事の継続を図りたい）団体は少なくない。

しかし、外部の人への声掛けは縁者などに個別に行っているようで、広く募集を掛けているところはそれほど多くない（「担ってくれる人を広く募集する活動を行っている」との回答が2割～3割）。また、たとえ広く募集をかけるにしても、団体が単独に募集するのでは限界がある。したがって、市町等が間に入って、行政等の力により広く募集をかけられる仕組みを作ることが必要と思われる。

このようにして広く募集をかけるエリアは、2種類ある。ひとつは、自らの市町を中心としたエリアである。このエリア内の担い手は、距離的にも濃密に行事に関われる人たちであり、後継者（演者等）になりうる人たちである。このエリアへの募集に際しては、まず、その行事が、



行事を担う人を集めるための活動【複数回答】【継続見通し別】

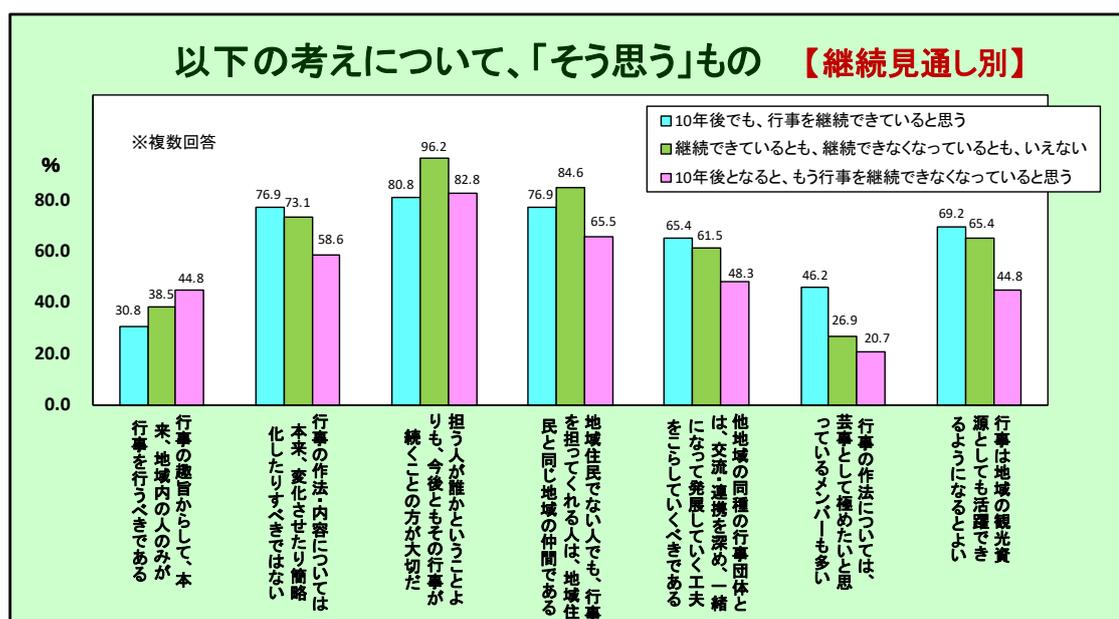
	仕事の関係などで練習・参加が十分にはできない人でも受け入れてくれる	担うべき人の本来の居住地以外に住んでいる人にも参加してもらっている	担うべき人の本来の年齢や性別等でない人にも参加してもらっている	学校などで子供たちに行事の仕方を教えている	担ってくれる人を広く募集する活動を行っている	担ってみたいと興味を引くための活動を行っている	その他	(無回答)	回答合計
全体	n 38 % 50.0	n 36 % 47.4	n 28 % 36.8	n 22 % 28.9	n 17 % 22.4	n 15 % 19.7	n 20 % 26.3	(7)	76 231.6
10年後でも、行事を継続できていると思う	n 12 % 52.2	n 10 % 43.5	n 9 % 39.1	n 7 % 30.4	n 7 % 30.4	n 8 % 34.8	n 6 % 26.1	(3)	23 256.5
継続できているとも、継続できなくなっているとも、いえない	n 16 % 69.6	n 14 % 60.9	n 11 % 47.8	n 8 % 34.8	n 5 % 21.7	n 4 % 17.4	n 5 % 21.7	(3)	23 273.9
10年後となると、もう行事を継続できなくなっていると思う	n 10 % 35.7	n 12 % 42.9	n 8 % 28.6	n 7 % 25.0	n 5 % 17.9	n 3 % 10.7	n 7 % 25.0	(1)	28 185.7

※「全体」は、継続見通しについて無回答の者も含む

特定の地域の伝統行事ではなく、その特定の地域発祥の、「自らの市町の伝統行事」であると位置付け、その上で、「自らの市町の伝統行事を担って見ないか」と募集をかけることが効果的と思われる。このことは、「どこで行われている行事なのか」という対象エリアの概念を拡大し、「特定の地区でおこなわれる行事」ではなく「特定の市町でおこなわれる行事」とすることで、人口減少・若者流出の流れの中で大きく縮小している担い手候補対象者のパイを大きくする。そのことで、今後のますます激しくなるであろう担い手不足の問題を改善していこうとするものである。

もうひとつは、特定のエリアに限定しない募集であり、例えば大都市住民等も対象とする募集である。その行事、およびその行事が行われる地域に興味を持ち、手伝いなど支援的形になってでもその行事に関わることを通じて、ひいてはその行事が行われる地域と関わっていこうとする人たちを募集する。つまり、中山間地域等に「関係人口」を活性化させていくための、ひとつの切り口、ツールとして募集をかけるわけである。なお、初めは手伝いなど支援的な形で関わっていた「関係人口」の中から、本格的な担い手となるために「居住人口」に移行する者が現れる可能性もある。

ちなみに、10年後の継続見通し如何にかかわらず、「地域住民でない人でも、行事を担ってくれる人は、地域住民と同じ地域の仲間である」と考えている団体は少なくない(下表、下図参照)。



以下の考えについて、「そう思う」もの 【複数回答】 【継続見通し別】

		行事の趣旨からして、本来、地域内の人のみが行事を行うべきである	行事の作法・内容については、本来、変化させたり簡略化したりすべきではない	担う人が誰かということよりも、今後ともその行事が続くことの方が大切だ	地域住民でない人でも、行事を担ってくれる人は、地域住民と同じ地域の仲間である	他地域の同種の行事団体とは、交流・連携を深め、一掃になつて発展していく工夫をこらしていくべきである	行事の作法については、芸術として極めたいと思つているメンバーも多い	行事は地域の観光資源としても活躍できるようにする	(無回答)	回答合計
		全体	n	31	56	70	61	47	25	48
	%	38.3	69.1	86.4	75.3	58.0	30.9	59.3	-	417.3
10年後でも、行事を継続できていると思う	n	8	20	21	20	17	12	18	(0)	26
	%	30.8	76.9	80.8	76.9	65.4	46.2	69.2	-	446.2
継続できているとも、継続できなくなっているとも、いえない	n	10	19	25	22	16	7	17	(0)	26
	%	38.5	73.1	96.2	84.6	61.5	26.9	65.4	-	446.2
10年後となると、もう行事を継続できなくなっていると思う	n	13	17	24	19	14	6	13	(0)	29
	%	44.8	58.6	82.8	65.5	48.3	20.7	44.8	-	365.5

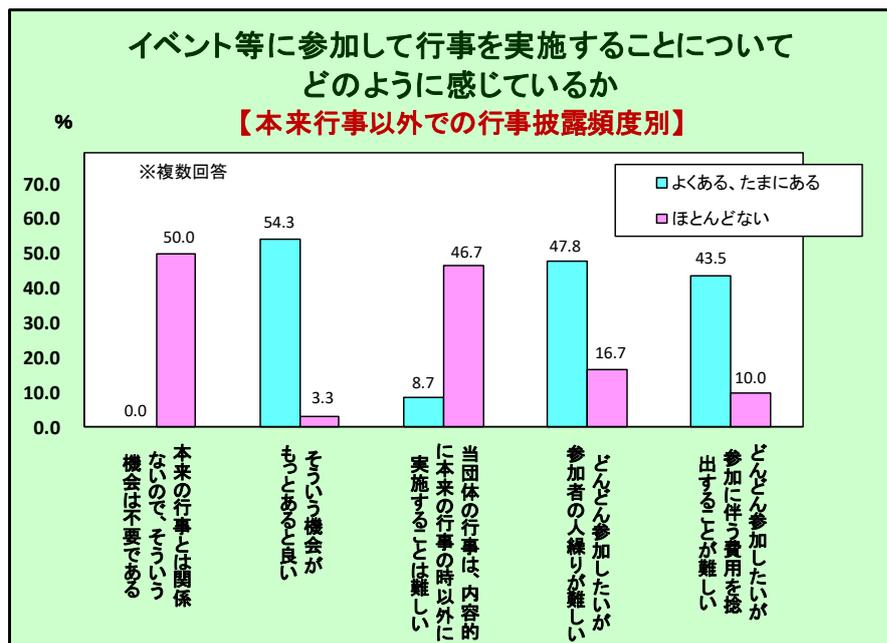
※「全体」は、継続見通しについて無回答の者も含む

□ 披露の場の積極的提供

市町等が広く担い手の募集をかけるに際しては、行事自体の周知・PRも並行してかける必要がある。「関係人口」関連の募集の場合、県外でおこなう市町自体のPRの機会には、行事の事も市町のセールスポイントの一つ(魅力コンテンツの一つ)として積極的に取り上げる必要がある。

「自市民」関連の募集に際しては、市町等で何らかのイベントを行う際に、そのプログラムに民俗文化財行事の披露を積極的に組み入れていくことが望まれる。そうすることが、自市民に対して行事のPR(魅力を知ってもらい、関心を持ってもらう)になり、担い手募集に手を挙げる動機づけとなる。また、市町のイベントに積極的に露出することが「この行事は、わが市町の行事である」という行事エリア概念の拡大に寄与する。ひいては、市民が、わが市町の、自分たちの行事なのだから担い手として参加しようかと思う機運の醸成に繋がる。

ちなみに、下表、下図にみるように、本来行事以外にもイベントなどで行事を披露することについて消極的なのは、そのように消極的にならざるを得ない事情や考えのある団体によるもの(だからそういう団体は、実際に、本来行事以外に行事を披露することは「ほとんどない」)であり、そういう事情等がなく、現在披露することが「よくある」もしくは「たまにある」団体は、「そういう機会がもっとあると良い」と感じている。もしくは、人繰りや費用捻出の問題を抱えつつも、できれば「どんどん参加したい」と感じている。



イベント等に参加して行事を実施することについてどのように感じているか【複数回答】
【本来行事以外での行事披露頻度別】

		本来の行事とは関係ないので、そういう機会が不要である	そういう機会がもっとあると良い	当団体の行事は、内容的に本来の行事の時以外に実施することは難しい	どんどん参加したいが、参加者の人繰りが難しい	どんどん参加したいが、参加に伴う費用を捻出することが難しい	(無回答)	回答合計
		全体	n	15	27	19	27	23
	%	19.2	34.6	24.4	34.6	29.5	-	142.3
よくある、たまにある	n	0	25	4	22	20	(0)	46
	%	0.0	54.3	8.7	47.8	43.5	-	154.3
ほとんどない	n	15	1	14	5	3	(3)	30
	%	50.0	3.3	46.7	16.7	10.0	-	126.7

□ 支援のメニュー化

地域外から担い手を広く募集することは、それを望んでいる保存団体が多いことが窺えるからだ。一方、団体によっては、必ずしもそういうことは望まない事情や考えのあるところもあるだろう。また、披露の場の積極的な提供についても、そういうことができない事情や考え方のある団体もある。

つまり、無形民俗文化財にも様々なものがあり、一律に適応させる支援方法では、どのような支援であれ、全ての団体には当てはまらない懸念がある。

そこで、地域内の様々な無形民俗文化財については、これを一律にとらえず、まず、それぞれの事情や考え方などを把握して、何らかの切り口で類型化しておく必要がある。そして、類型ごとに支援方法を考えていく必要がある。結果的に、支援策は、団体ごと(類型ごと)に選択が可能なようにメニュー化して整備しておく必要がある。

3 用語解説

本計画に記載されている用語のうち、専門的な用語、十分に定着していない用語などについて、その解説を記載しています。

なお、用語の右側に付している【 】は、当該用語が出てくるページを示しています。

あ行

アイ・シー・ティー
● I C T 【p44】
Information and Communications Technology(情報通信技術)の略。IT と比べ、コンピューターや情報通信ネットワークなどを通じた情報・知識の共有という「コミュニケーション」に焦点が当てられている。

●アクションプラン 【p47】
行動計画のこと。実行計画ともいう。

エー・アール
● A R 【p44】
Augmented Reality(拡張現実)の略。現実の風景に、コンピューターによる仮想の視覚情報を重ねて表示する技術のこと。

●応急危険度判定 【p50】
大地震により被災した建築物について、その後の余震等による、倒壊や、外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定し、人命にかかわる二次的被害を防止することを目的とした制度「地震被災建築物応急危険度判定」に基づく判定のこと。判定結果は緑(調査済)・黄(要注意)・赤(危険)の三段階で区分し、建築物の出入り口などの見えやすい場所に設置することで、その建築物の利用者だけでなく付近を通行する歩行者などに対しても安全性の識別ができるようにしている。

●オーバーユース 【p39,44】
過剰利用のこと。文化財分野でのオーバーユースとは、文化財の劣化などの影響や住民、社寺等文化財における生活に影響が出る程に増加した観光客による利用のことをいう。世界遺産では、世界遺産たる価値に影響が出るようなオーバーユースを防ぐ対策が求められている。

か行

●管理責任者制度 【p43】
文化財分野での管理責任者制度とは、所有者が海外に一定期間滞在し、所在地を離れて居住しており管理義務を十分に果たせない場合や、高齢化し日常的

な文化財の管理が困難となった場合や、文化財の管理をより専門的な知見があるものに任せたい場合など文化財の適切な管理の必要があるときに、所有者に代り、管理責任者に管理を行わせる制度のこと。管理責任者には、管理費用の負担や修理を行う義務はない。

●危険判定(赤紙) 【p50】
応急危険度判定による結果の一種で、赤色のステッカーのこと。これが貼られていると、建物に入ることは危険なので入らないでくださいという意味がある。ステッカーには注意書きがされているので、具体的にどこが危険な状態か分かるようになっている。なお、黄色は、危険な部位が有るなどで建物に入る場合は注意してくださいという意味。緑色は、建物が使用可能な状態であることを示している。

●建築基準法の制限の緩和 【p47】
建築基準法の対象となる建築物であっても、限定的に建築物を選び出し、それらに限り建築物基準法の一部の規定について、適用の除外や制限の緩和を行っている。文化財保護法で規定されている伝統的建造物群保存地区内の建築物の改築等を行う場合には、国土交通大臣の承認を得て、条例で建築基準法の一定の規定において適用除外または緩和を受けることができる。

●建築基準法の適用除外 【p47】
建築基準法の対象となる建築物であっても、限定的に建築物を選び出し、それらに限り建築物基準法の一部の規定について、適用を除外している。国宝や国指定の重要文化財などが該当する。また、条例によって現状変更の規制と保存措置が講じられている建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定されたもの等も、建築基準法の適用を除外している。

●建築審査会 【p47】
建築基準法に基づき、建築主事が置かれる市町村や都道府県に設置される審査会のこと。建築基準法の施行に関する重要事項を調査審議する。

●クラウドファンディング 【p43】

事業を起こしたい人や団体等がインターネットを通じて多数の資金提供者から少額ずつ、事業に必要な資金を集める仕組みのこと。

●国宝・重要文化財(建造物)の防火対策ガイドライン 【p49】

文化庁が、消防庁、国土交通省と連携して作成した、総合的な防火対策の検討・実施に役立つガイドラインのこと。「国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」も作成されている。

●コミュニティ・スクール 【p44】

保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が設置されている学校のこと。学校運営協議会とは、学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子供たちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

さ行

●災害時広域受援計画 【p50】

大規模災害発生時に県外からの広域的な支援を速やかに要請し、円滑に受け入れるために必要となる体制等を定めた計画のこと。

●史跡 【p14,15,16,18,21,22,23,25,27,29,34,49】

文化財の種別の一つ。貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上または学術上価値の高いものこと。名勝、天然記念物と合わせて、記念物に分類されている。

●悉皆調査 【p43】

対象となるものを全て調べる調査のこと。全数調査ともいう。文化財の分野別悉皆調査とは、調査対象の分野を特定し、その分野の県内に所在する全ての文化財について、設定された項目に沿って調査するもの。一番古い文化財、特徴的な文化財などが一目瞭然となり、調査結果は文化財指定の参考となる。

●(文化財)指定制度 【参考】

数ある文化財の中で特に価値が高く、重要なものを、法令に基づき指定し、現状変更の許可など強い規制により、恒久的な保護を図ろうとする制度のこと。文化財の類型・種別では、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物で実施されてい

る。

●市町文化財行政担当者会議 【p49,53】

県が実施する、市町の文化財行政担当者を対象とした会議のこと。毎年4月に開催し、県から、国の制度・補助金の改正や県補助事業、現状変更や埋蔵文化財等の事務手続きなどの説明を行っている。

●周知の埋蔵文化財包蔵地 【p34】

土地に埋蔵されている文化財(遺跡と呼ばれる場所)の存在が知られている土地のこと。

●人生100年時代 【p3】

健康寿命が世界一の長寿社会を迎える中で、今後のさらなる延伸も期待されている、こうした超長寿社会のこと。「教育・仕事・老後」の単線型の人生ではなく、高齢者から若者まで活躍し続けられるよう、学び直し等の「人生の再設計」が求められる。

●世界文化遺産 【p24,30,45,53】

ユネスコ(UNESCO)が、世界遺産条約に基づき登録する世界遺産のうち、「文化遺産」に分類されるものこと。世界遺産は、ほかに「自然遺産」と文化遺産及び自然遺産からなる「複合遺産」がある。

県内には、平成27年(2015)に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」を構成する23資産のうち、5資産(萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡、大板山たたら製鉄遺跡、萩城下町、松下村塾)が萩市にある。

また、岩国市の「錦帯橋」が、世界文化遺産を目指している。

●(文化財)選定制度 【p29】

文化財保護法以外の法令で保護された文化財(都市計画法による伝統的建造物群保存地区、景観法による文化的景観)のうち、地方公共団体の申し出があったもので重要なものを、国が選定する制度のこと。現状変更などは届け出等で把握する。

●選定保存技術 【p29,30,34,44】

「文化財の保存技術」のうち、文部科学大臣が保存の措置を講ずる必要があると判断し、選定したものこと。その保持者ないし保存団体、あるいはその両方も合わせて認定される。

「文化財の保存技術」とは、文化財の保存や存続のために欠くことのできない材料や用具の生産・製作、修理・修復の伝統的な技術または技能のこと。

●Society 5 . 0 【p1】
サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立させる、人間中心の社会(Society)のこと。狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

た行

●地域文化遺産 【p45】
地域に古くから継承されている当該地域固有の、有形及び無形の文化財やその保存技術のほか、茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化、囲碁、将棋その他の国民的娯楽などのこと。

●中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画 【p49】
中国・四国地方で大規模災害等が発生した場合、文化財やその保管施設等を迅速かつ確実に保護することを目的として、中国・四国の9県と2指定都市が申し合わせた支援計画のこと。文化財やその保管施設等の情報を共有し、大規模災害等発生時には被災県市の要請により、救援活動による資器材の供給、専門職員等の派遣、被災文化財等を一時保管するための施設の提供などを行うこととしている。

●中国・四国ブロック民俗芸能大会 【p44】
昭和34年(1959)から中国・四国の9県が持ち回りで毎年開催している、神楽や盆踊りなど民俗芸能の上演会のこと。各県から1団体、開催県は2団体出演している。鑑賞を通して、民俗芸能に対する理解と認識を深め、素晴らしさを広く知ってもらうことや、出演機会による民俗芸能の振興、文化の交流等を目的としている。北海道・東北ブロック、関東ブロック、近畿・東海・北陸ブロック、九州地区など全国で同様の民俗芸能大会が実施されている。

●出前講座 【p44】
県が実施する、ふるさとに誇りと愛着を持ってもらえるよう、小・中・高等学校及び総合支援学校等の児童・生徒を対象とした、地域の文化財に関する講座のこと。

●伝統的建造物群 【p22,24,29,30】
文化財の6類型の一つ。周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値

の高いもののこと。

●伝統的な生活文化 【p38,43】
茶道、華道、香道、和装、礼法、遊戯(囲碁、将棋、カルタなど)、文芸(和歌、俳句など)、書道、武道、料理、学問などのこと。

●天然記念物 【p3,5,6,7,8,9,10,11,27,29,30,33,52】
文化財の種別・類型の一つ。動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもののこと。保護の対象として、動物については生息地、繁殖地及び渡来地を、植物については自生地を、地質鉱物については間歇温泉など特異な自然現象が生じている土地を含む場合もある。史跡、名勝と合わせて、記念物に分類されている。

●登録記念物 【p5,27】
価値評価は定まっていないが、保護すべき意義があると思われる記念物を、文部科学大臣が登録し、指導、助言を基本として緩やかに保護したもの。

●(文化財)登録制度 【p29】
文部科学大臣が文化財登録原簿に登録し、現状変更、滅失・き損届を届け出制とし、それに対する指導・助言・勧告を基本とした緩やかな保護制度のこと。強い規制などにより保護を行う指定制度を補完するもの。近年の国土開発、都市計画の進展、生活様式の変化などにより、社会的評価を受けるまもなく消滅の危機にさらされている多種多様かつ多量の、近代を中心とする文化財を後世に幅広く継承していくことを目的としている。国の登録制度では、有形文化財、有形民俗文化財及び記念物が対象となっている。

●登録文化財 【p29】
登録制度に基づき、文化財登録原簿に登録された文化財のこと。国の制度では、登録有形文化財、登録有形民俗文化財及び登録記念物がある。

な行

●日本遺産 【p45】
Japan Heritage ともいう。文化財の種別にとらわれることなく、未指定のものも含め、地域に点在する文化財を使って、地域の歴史的魅力や特色を語り、ひいては我が国の文化・伝統を語るストーリーを、文化庁が認定したもの。地域に点在する遺産を「面」として活用

し、発信することで、地域活性化を図っている。平成27年度(2015)から令和2年度(2020)までで100件程度認定することとしている。

は行

●ハザードマップ 【p49】

災害時に、住民が迅速かつ安全に避難し、人的被害を最小限度に食い止めることを目的として、予想される被害の程度や避難情報等の各種情報をわかりやすく表示した地図のこと。津波、高潮、洪水、土砂災害などのハザードマップがある。

ブイ・アール

●V R 【p41,44】

Virtual Reality(仮想現実)の略。コンピューターを使って、現実のような空間を作り出す技術のこと。

●ふるさと納税 【p43】

生まれ育った故郷や応援したい自治体を選んで寄付ができる制度のこと。寄付額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額(一定の上限あり)が控除される。

●文化財 【p1,2,13,17,27,28,29,38,39,40,41,43,44,47,49,50,54】

人間の文化的活動によって生み出されたもののこと。形があるもの(有形)のみならず、形がないもの(無形)もある。文化財保護法では、このうち、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6類型を対象とし、歴史上、芸術上、学術上、観賞上等の観点から価値の高いものについて、指定・選択・登録などの保護を行っている。

●文化財愛護団体 【p43】

文化財を愛する人たちが集い、文化財に関する学習や保存などの活動に取り組む団体のこと。郷土史研究会や天然記念物保存会、民俗芸能保存会などがあり、文化財の普及・啓発活動を担っている。本県では、昭和45年(1970)には、これらの文化財愛護団体を県単位で総括する組織として、山口県文化財愛護協会が設立されている。

●文化財調査官 【p47】

全国の有形・無形の文化財の保存・継承・活用を図るため、文化庁に配置されている文化財の様々な分野の専門家のこと。

●文化的景観 【p29,30】

文化財の6類型の一つ。地域における人々の生活、または生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、人々の生活又は生業の理解に欠かせないもので、歴史における価値が高いもののこと。文化的景観の対象は、長い間にわたり、人と自然の関わりの中で育まれたもので、手つかずの自然環境ではない。平成16年から文化財の類型に追加された。

●文化財防火デー 【p49】

昭和24年(1949)の1月26日は、法隆寺金堂壁画が焼損した日に当たることから、文化庁・消防庁がこの日を「文化財防火デー」と定めた。この日を中心に、文化財を火災、震災そのほかの災害から守るため、全国的に文化財防火運動を展開している。

●文化財防災ネットワーク推進事業 【p49】

独立行政法人国立文化財機構が、東日本大震災の文化財レスキューの経験の継承とともに、災害時における文化財の救出や応急処置、日常の備えを図るべく実施している事業のこと。九州・山口地方では、九州国立博物館が実施主体となっている。平時は、災害時における連絡体制の整備や、急変活動の知識の共有、被災を防ぐために必要な活動の学習など、文化財の防災・危機管理に関する研修会を実施している。

●文化財保護管理指導員 【p49, 53】

文化財保護法に基づき、都道府県や市町村の教育委員会(地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合は、地方公共団体)が置くことができる文化財保護指導委員のこと。本県では「文化財保護管理指導員」という。文化財について、随時、巡視を行い、並びに所有者その関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うものとされている。

●文化財保護審議会 【p43,47,52】

文化財保護法に基づき、都道府県や市町村の教育委員会に設置することができる地方文化財保護審議会のこと。地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合は、必置とされている。文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議・建議する。本県では、県教育委員会に県文化財保護審議会を設置しており、19市町すべてに設置されている。国においては、平成13年(2001)に国語審議会・著作権審議会・文化財保護審議会・文化功労者選考審査会が統合され、文化審議会となっており、その分科会や部会として、文化財分科会や世界文化遺産部会、

無形文化遺産部会がある。

●文化財保存活用計画 【p1,43】

文化財の所有者等が作成する、文化財の個別の状況に応じて、保存・活用の考え方や具体的な取組の内容を記載した、保存・活用に関する基本的な計画のこと。

従来、重要文化財(建造物)や史跡名勝天然記念物について作成が推進されてきたが、平成30年(2018)の文化財保護法の改正で、国指定・登録文化財に係る全ての類型(重要文化財、登録有形文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、登録有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物、登録記念物)で作成が推進されることとなった。

●文化財保存活用支援団体 【p43,54】

行政と連携しながら文化財の保存及び活用に取り組んでいく団体のこと。平成30年(2018)の文化財保護法の改正で新設された制度。文化財の継承の担い手が減少しつつあり、所有者や行政だけでは文化財を十分に保存及び活用することが困難となっている状況を踏まえ、地域で文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体を文化財の保存及び活用の担い手として制度上位置づけるものである。

●文化財保存活用地域計画 【p1,43,47】

市町村が策定する、取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した、文化財の保存・活用に関する基本的な実行計画のこと。平成31年(2019)の文化財保護法の改正で新たに設けられた。

●文化財保存団体 【p43】

広義には、文化財の伝承、保存を行う団体をいう。本大綱では、無形文化財、無形民俗文化財における保持団体、保存会等保護団体のこと。なお、狭義には、文化財保護法で、「選定保存技術」の保存技術を守る団体のことをいう。

●文化財レスキュー事業 【p50】

文化庁による被災文化財等救援事業の通称。文化財・美術関係団体や地方公共団体等から派遣された職員が、独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所等を事務局とする被災文化財委員会の下、自然災害により被災した文化財(美術工芸品)等を緊急に保全し、廃棄・散逸や盗難の被害から防ぐもの。平成7年の阪神・淡路大震災以降、東日本大震災や熊本地震時に実施されている。

●ヘリテージ・マネージャー【p43,44,50,53】

地域に存在する歴史的な文化遺産を発掘・保存・活用して、地域活性化に貢献する能力を有した人材のこと。文化財の調査や保全活動、活用計画策定の協力や活用の提案、災害時の文化財の救出などを行う。

ま行

●無形文化財 【p29,30,33,44】

文化財の6類型の一つ。演劇、音楽、工芸技術その他の形のない(無形)、文化的活動によって生み出される、歴史上または芸術上価値の高いものこと。その「わざ」を体現・体得した個人(保持者)又は団体(保持団体)によって表現される。よって、指定と、保持者または保持団体の認定が同時に行われる。重要無形文化財保持者として認定された個人は「人間国宝」と通称されている。

●無形民俗文化財 【p2,29,33,38,44】

文化財の類型・種別の一つ。地方において伝えられてきた衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術のこと。昭和50年(1975)までは、無形文化財の類型に位置付けられていた。

●名勝 【p3,8,9,10,21,24,27,29,31,38,52】

文化財の類型・種別の一つ。庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で芸術上または鑑賞上価値の高いものこと。この名勝地とは、素晴らしい景色と著名な和歌や小説が結びついた場所や、眺望のよい場所のことである。史跡、天然記念物と合わせて、記念物に分類されている。

や行

●有形文化財 【p14,15,17,18,

19,20,21,22,24,25,26,29,31,43,47】

文化財の6類型の一つ。建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の形のある(有形)、文化的活動によって生み出されたもので歴史上または芸術上価値の高いものや、考古資料、そのほかの学術上価値の高い歴史資料のこと。また、これらと一体的に扱われる土地や価値をともに構成している物件等も含む場合がある。有形文化財は、大きく、建造物と美術工芸品に分類されている。

●有形民俗文化財 【p18,23,29,30,33】

文化財の類型・種別の一つ。衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術な

どに使用される衣服、器具、家屋その他の物件のこと。
昭和25年(1950)の文化財保護法制定当時は、有形文化財のうち民俗資料という分野に整理されていた。

ら行

●歴史的建造物 【p43,50】

おおむね、建築後50年を経過しているもので、建築当時の状態が保存されており、地域の歴史的景観を特徴づけている建造物のこととされている。有形文化財(建造物)は意匠、技術、歴史的価値、学術的価値など各時代又は類型の典型となるものとされており、これと比べ、歴史的建造物の対象は幅広い。

●歴史の道 【p45】

歴史的・文化的に重要な由緒がある古道や交通関係の遺跡を「歴史の道」として選定し、保存と活用を促進・顕彰する、文化庁の制度。平成8年(1997)に始まり、現在、「歴史の道百選」として、114件が選定されている。県内からは萩往還、赤間関街道、岩国往來の3件が選定されている。